

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行に関する会計検査の結果について」

平成21年9月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成20年6月9日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月10日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成21年9月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	道路関係業務等の国会の議論等	1
3	20年次の会計検査の実施状況	1
4	車両管理業務に関する21年次の状況	2
5	庁費等の概要	3
	(1) 庁費の取扱い	3
	(2) 公共事業関係費における庁費の取扱い	4
	(3) 歳出予算額における09庁費の割合	5
6	検査の観点、着眼点、対象及び方法	6
	(1) 検査の観点及び着眼点	6
	(2) 検査の対象及び方法	7
第2	検査の結果	8
1	決算等の状況	8
	(1) 本省及び地方支分部局の組織別の決算状況等	10
	(2) 予算科目別の繰越状況	11
2	契約方法、契約手続などの状況	12
	(1) 契約を取り巻く状況	12
	ア 国の契約方式の状況	12
	イ 政府及び国土交通省の契約方式等に対する取組	12
	(2) 国土交通省における庁費等の契約実績	13
	(3) 契約方法の状況	14
	ア 契約方式別の状況	14
	イ 検査対象の組織別の契約の状況	14
	ロ 契約種類別の契約方式の状況	18
	ハ 契約方式別の応札（応募）者数の状況	22
	ニ 落札率の状況	25

(ア)	契約方式別の落札率の状況	25
(イ)	応札者数による落札率の状況	26
(4)	契約手続の状況	28
ア	一般競争契約の入札参加資格要件の設定	28
イ	契約内容等の明示	31
ウ	単価契約における契約単価の設定	33
3	契約内容、契約金額などの状況	34
(1)	契約内容の状況	34
ア	少額随契の一括化	34
イ	発注単位の設定	36
ウ	業務範囲の設定や実施方法	37
(ア)	業務範囲の設定や実施方法の検討等	37
(イ)	定期刊行物の調達等	38
(2)	契約金額の状況	40
ア	経済的な仕様の設定	40
イ	経済的な料金プランの利用	43
ウ	予定価格の算定方法	44
4	契約相手方の状況	48
(1)	契約種類別の契約状況	48
(2)	契約方式別の契約状況	49
(3)	契約方式別の応札（応募）者数、落札率の状況	51
ア	「役務」における契約相手方別の応札者、落札率の状況（一般競争契約）	52
イ	「役務」における契約相手方別の応募者、落札率の状況（企画随契）	54
ウ	「役務」における契約相手方別の落札率の状況（企画競争等を経ない随意契約）	57
(4)	指名競争契約とした理由等	58
(5)	随意契約とした理由等	61
(6)	車両管理業務の契約状況	65
ア	契約実績	65
イ	契約方式別の状況	66

(ア)	検査対象の組織別契約方式の状況	66
(イ)	契約方式別の応札者数の状況	69
ウ	落札率の状況	70
エ	一般競争契約の入札参加資格要件と平均応札者数の状況	71
オ	契約相手方別の応札者、落札率の状況	73
5	一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況	77
(1)	庁費等の会計別の計上区分及び執行	77
(2)	検査対象の組織別の計上区分及び執行	80
ア	地方整備局（本局及び事務所等）	80
イ	北海道開発局（本局及び事務所等）	83
(3)	文書事務に共通的に使用される経費の計上区分及び執行	86
ア	一般会計及び特別会計の計上区分及び執行	86
イ	09庁費と庁費的経費の計上区分及び執行	88
(4)	タクシー使用金額の計上区分及び執行	90
(5)	前渡資金の交付状況	92
(6)	金券類の管理	94
(7)	厚生労働省における計上区分及び執行の状況	97
ア	厚労省庁費及び人件費の計上区分及び執行	97
イ	タクシー使用金額の計上区分及び執行	99
ウ	超過勤務手当の計上区分及び執行	101
エ	共通経費の計上区分及び執行	103
第3	検査の結果に対する所見	105
別表		110

事例一覧

[入札参加資格要件を公的機関との契約実績に限定しているもの] <事例1> . . .	31
[業務従事者の要件を限定しているもの] <事例2>	31
[入札の際の仕様書における業務内容の明示が十分でないもの] <事例3> . . .	32
[企画競争の審査における評価内容や審査方法の明示が十分でないもの] <事例4>	32
[落札価格の基礎となった単価よりも高い単価で契約しているもの] <事例5>	33
[計画的な購入を検討すべきもの] <事例6>	35
[発注単位の集約化を検討すべきもの] <事例7>	36
[業務範囲の設定が適切でないもの] <事例8>	37
[業務の実施方法を検討すべきもの] <事例9>	37
[予定価格の算定に当たり、参考見積りの徴取先を限定しているもの] <事例10>	46
[予定数量を誤って予定価格を算定していたもの] <事例11>	46
[適用すべき積算基準以外の資料等で予定価格を算定していたもの] <事例12>	47
[一般競争契約への移行を検討すべきもの] <事例13>	60
[一般競争契約への移行を検討すべきもの] <事例14>	61
[企画随契等から一般競争契約への移行を検討すべきもの] <事例15>	64
[企画競争等を経ない随意契約から一般競争契約への移行を検討すべきもの] <事例16>	65
[指名競争契約において、応札者数が少数となっているもの] <事例17> . . .	70
[指名競争契約から入札参加資格要件に契約実績を求めない一般競争契約に 移行したことにより、応札者数が増加しているもの] <事例18>	72
[文書事務経費に係る支払が一般会計から行われていないもの] <事例19> . .	88
[文書事務経費における庁費的経費の計上割合が異なっているもの] <事例20>	90
[庁中常用の雑費に該当する経費を請負工事費等に係る前渡資金として交付 を受けているもの] <事例21>	92
[手持ち限度額を前渡資金を要する1件ごとの契約等の金額に適用しているも の] <事例22>	93
[庁中常用の雑費、請負工事費等の手持ち限度額を合計して、その合計額の 範囲内となるように前渡資金の交付を受けているもの] <事例23>	93
[多額の金額に相当する金券類を管理しているもの] <事例24>	97

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国土交通省等

(二) 検査の内容

国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行についての次の各事項

- ① 契約方法、契約手続などの状況
- ② 契約内容、契約金額などの状況
- ③ 契約相手方の状況
- ④ 一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況

2 道路関係業務等の国会の議論等

第169回国会（20年1月から6月）において、国土交通省の道路整備特別会計における支出の状況や一般乗用旅客自動車（以下「タクシー」という。）の使用状況について、様々な議論がなされた。また、厚生労働省の一般会計と労働保険特別会計（以下「労働特会」という。）のタクシー使用金額の支出の状況についても議論がなされた。国土交通省は、20年2月に道路関係業務の執行のあり方改革本部を設置し、支出の総点検等を行うとともに、改革の方針の検討を行った。そして、同年4月に公表された同本部の最終報告書においては、地方整備局等における支出の改革として、庁費に関連する事項についても改革の方針が示された。その主なものは、広報広聴経費の適正化、職員の福利厚生等のための経費の適正化、車両・車両管理委託の見直し、タクシー使用の適正化等である。

3 20年次の会計検査の実施状況

会計検査院は、上記のような状況を踏まえ、20年次（検査実施期間19年10月から20年9月まで）に本件検査要請に関連した会計検査を実施しており、その結果については、

「道路整備特別会計における支出の状況について」及び「国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について」として、いずれも20年10月31日に会計検査院法第36条の規定により国土交通大臣に対して意見を表示（以下、これらの意見表示を「20年次意見表示」という。）し、併せて19年度決算検査報告に掲記して、20年11月7日にこれを内閣に送付した。

20年次意見表示のうち、今回の検査の要請に関連した部分を示すと次のとおりである。

道路整備特別会計における支出の状況について

貴省においては、道路整備特別会計の予算執行状況について様々な議論がなされ、道路整備行政に対する信頼を損ねたことについて、早急に国民の信頼を回復するために、最終報告書に沿った改革を確実に実施するとともに、道路整備事業の実施に当たっては、より一層の適正かつ効率的な予算の執行を行うことが重要である。

については、前記のような検査結果を踏まえて、道路関係業務の適正かつ効率的な予算の執行が図られるよう、次のとおり意見を表示する。

連絡用車両の車両管理業務については、20年7月に通知を発して、年度後半から原則として一般競争契約としているが、真に競争性のある契約とするため、同通知の趣旨を徹底すること

国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について

貴省において、タクシー乗車券の管理及び使用の確認を十分に行うためには、通知等の遵守に引き続き努めて、使用状況が明確となるよう検討して、適切な管理等を行うよう次のとおり意見を表示する。

ア タクシー会社から前もって提供されるタクシー乗車券の記入欄が、貴省が例示している記入事項に対応していないものも見受けられることから、その場合の記入方法等を協議の上明記すること

イ タクシー会社が使用済みタクシー乗車券を返却しない場合、使用年月日、使用金額、使用経路等の確認が確実にできる方策を検討すること

4 車両管理業務に関する21年次の状況

21年6月に、公正取引委員会は、国土交通省の北海道開発局及び各地方整備局において

発注された車両管理業務の入札参加業者等に対し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（以下「談合」という。）を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。さらに、上記の北海道開発局における談合に関して、同局の職員が未公表情報を業者に教示していた事実が認められ、この行為が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）第2条第5項第3号の規定に該当する入札談合等関与行為と認められたことから、公正取引委員会は、当該関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずることなどを国土交通大臣に求めた。

5 庁費等の概要

国の会計は、一般会計及び特別会計に区分することとされており、特別会計については、国が特定の事業を行う場合等に限り設置するものとされている。歳入歳出予算は、その収入又は支出に関係のある部局等の組織別に区分し、その部局等内においては、歳出にあつては更にその目的に従ってこれを項に区分しなければならないこととされている。

国土交通省所管の一般会計歳出予算は、部局等の組織として国土交通本省、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局等に区分され、その組織別に項及び目が設定されている。また、特別会計においては、特別会計ごと、更に勘定がある場合は勘定ごとに項及び目が設定されているが、部局等の組織による区分はなされていない。

予算科目としての庁費は、目の一区分の名称であり、狭義には、事務遂行上必要な物の取得、維持又は役務の調達等の目的に充てる経費として区分された目の名称であるとされているが、明確な定義はなされていない。

(1) 庁費の取扱い

庁費については、財務省が毎年度公表している「一般会計、特別会計歳出予算目の区分表」（以下「予算目の区分表」という。）において、巻末別表1のとおり、16項目の経費区分（以下「費途」という。）が示されている。

庁費には、項が組織の名称となっていて、予算書上「一般行政に必要な経費」として事項整理されている庁費（以下「行政庁費」という。）のほか、項が組織の名称となっていない庁費や、情報処理業務庁費のように「情報処理業務」といった特定の名称を冠した予算科目も多くあるが、いずれも予算書で目番号として下2けたに09番の予

算コードが付されている。

また、船舶（航空機）借料、土地（建物）借料等も、予算書で目番号として下2けたに09番の予算コードが付されているが、このような名称の予算科目は、「予算目の区分表」において、船舶（航空機）の借上料というような具体的な説明がされており、当初から特定の経費のために予算措置されていて、事実上、費途が限定されている。

そして、「予算目の区分表」においては、このように予算書で目番号として下2けたに09番の予算コードが付されている予算科目を総称して「庁費の類」と説明している。

(2) 公共事業関係費における庁費の取扱い

公共事業関係費は予算書の主要経費別区分であり、一般会計のほか、国土交通省所管（他省との共管を含む。）の特別会計においては、社会資本整備事業特別会計（19年度までは、都市開発資金金融通、治水、道路整備、港湾整備、空港整備各特別会計）のうち、治水、道路整備、港湾、空港整備、業務各勘定（19年度までは、治水、道路整備、港湾整備、空港整備各特別会計）に公共事業関係費とされている予算科目がある。一方、自動車安全特別会計（19年度までは、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録両特別会計）及び特定国有財産整備特別会計（財務省と共管）には公共事業関係費とされている予算科目はない。

公共事業関係費の予算科目は、財務省が毎年度公表している「公共事業関係費予算の目及び目の細分表」に示されている。

同表においては、公共事業関係費の予算科目は大きく工事費関係と事務費関係に二分されており、事業に必要な事務的な経費は事務費関係に区分されている。

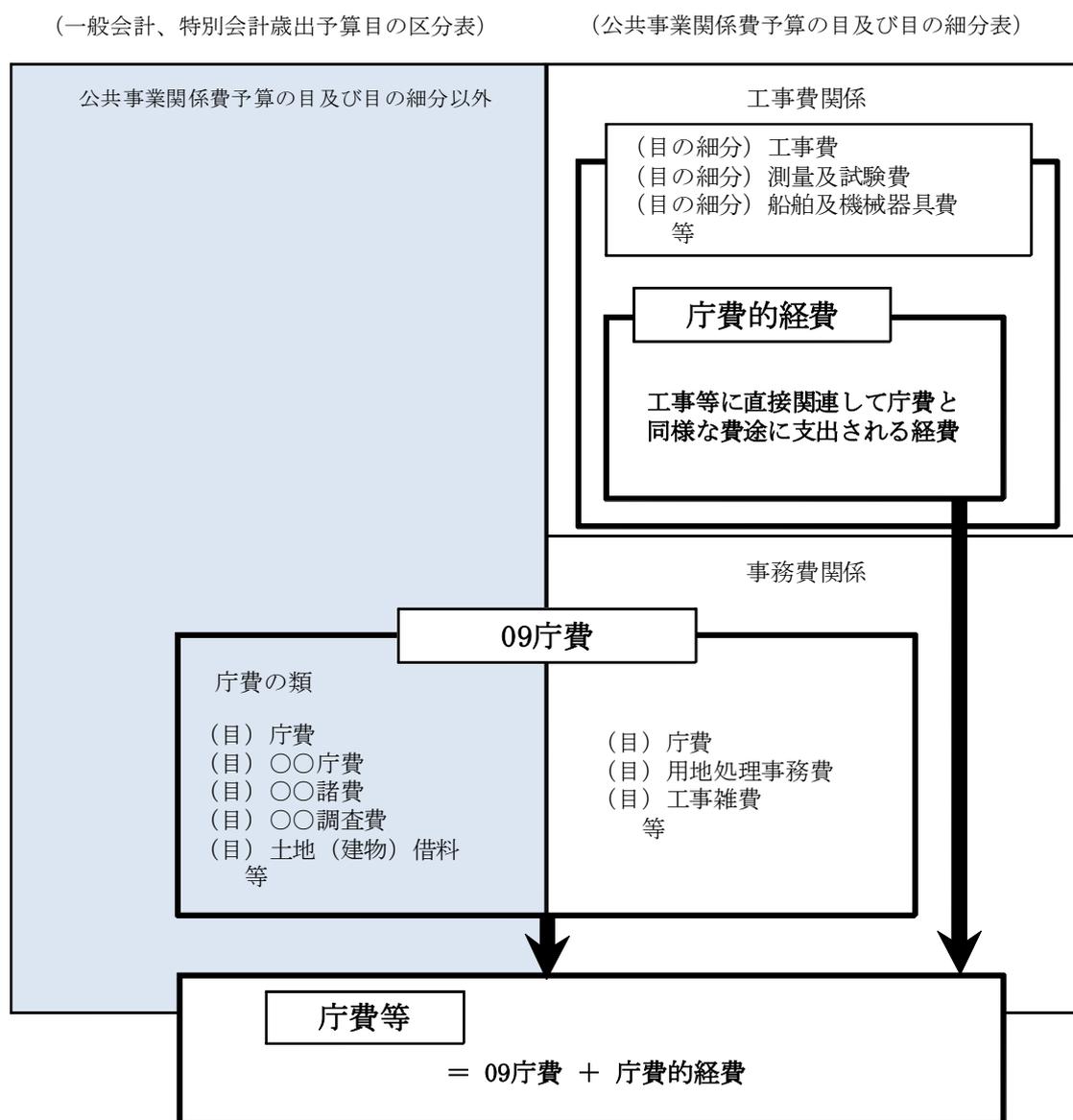
事務費関係の予算科目には、庁費、工事雑費等があり、予算書において目番号として下2けたに09番の予算コードが付されていて、前記16費途の一部の11又は15費途等の説明がなされている。（以下、「庁費の類」と事務費関係の庁費、工事雑費等を合わせて「09庁費」という。）

一方、工事費関係の予算科目は、必ずしも工事請負費だけに充てられるのではなく、工事に係る光熱水料や物品等の購入等の工事に関連した経費にも適用できるとされている。このため、工事費関係のうちには、工事等に直接必要とするなどの限定はあるものの、09庁費と同様の費途に適用されるものもある（以下、工事費関係の予算科目から庁費と同様な費途に支出される経費を「庁費的経費」、09庁費に庁費的経費を合わせたものを「庁費等」という。）が、これらは予算書の下2けたに09番の予算コード

は付されておらず、その予算額等を把握することはできない。

09庁費、庁費的経費及び庁費等についての概念図は、図表0-1のとおりとなっている。

図表0-1 09庁費、庁費的経費及び庁費等についての概念図



(3) 歳出予算額における09庁費の割合

18、19両年度における国土交通省所管の一般会計及び特別会計歳出予算額をみると、図表0-2のとおりとなっている。

図表0-2 国土交通省所管の一般会計及び特別会計歳出予算額（平成18、19両年度）

（単位：百万円、％）

会計名	平成18年度			19年度			
	歳出予算額	09庁費	割合	歳出予算額	09庁費	割合	
一般会計	6,748,113	154,552	2.3	6,492,316	149,824	2.3	
特別会計	特定国有財産整備特別会計	74,445	1,538	2.1	32,627	1,870	5.7
	都市開発資金融通特別会計	51,083	5	0.0	43,008	5	0.0
	○治水特別会計	1,243,067	5,519	0.4	1,230,693	5,286	0.4
	○道路整備特別会計	3,915,785	7,780	0.2	3,779,864	6,238	0.2
	○港湾整備特別会計	335,601	1,025	0.3	333,979	969	0.3
	○空港整備特別会計	572,561	73,426	12.8	567,258	70,379	12.4
	自動車損害賠償保障事業特別会計	115,463	514	0.4	81,875	471	0.6
	自動車検査登録特別会計	47,369	12,812	27.0	45,222	12,776	28.3
	計	6,355,378	102,622	1.6	6,114,529	97,997	1.6

注(1) ○印は、特別会計のうち、公共事業関係費を含んだ会計である。

注(2) 特定国有財産整備特別会計については、財務省との共管である。

歳出予算額に占める09庁費は、18、19両年度ともに一般会計2.3％、特別会計1.6％と低い割合となっている。しかし、20年次意見表示を行った道路整備特別会計の車両管理業務やタクシー乗車券に対しては、09庁費だけではなく庁費的経費からの支払も行われていたが、前記のとおり、工事費関係の予算科目においては庁費的経費を区分していないため、庁費的経費に係る支出額等は把握されていない。

6 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、20年次意見表示を踏まえつつ、国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算の執行について契約全般の状況を把握するとともに、個々の契約事務が適正に行われ、公正性、競争性、透明性が確保されているか、支出している経費区分は適切かなどの点から検査を実施した。

検査に当たっては、国会等の議論や20年次意見表示を踏まえて、特に車両管理業務の契約の状況に留意して検査するとともに、一般会計と特別会計の計上区分及び執行の状況については、一般会計から人件費を支出している厚生労働本省職員に対して労働特会からタクシー使用金額が支出されていたことなどが国会で議論され今回の要請となった経緯を踏まえて、厚生労働省についても併せて検査することとした。

検査においては、要請の事項別に、以下の点等に着眼して検査を実施した。

① 契約方法、契約手続などの状況

契約方式別の組織・契約種類ごとの実績やその変化、また、平均落札率や落札

率の分布はどのようになっているか、また、入札参加資格要件の設定、契約内容等の明示及び単価契約における契約単価の設定は妥当なものとなっているか

② 契約内容、契約金額などの状況

契約の一括化、発注単位の設定及び業務の実施方法や実施範囲は妥当なものとなっているか、また、経済的な仕様の設定や料金プランの利用、又は予定価格の算定方法は妥当なものとなっているか

③ 契約相手方の状況

契約種類や契約方式別の実績やその変化、平均落札率や落札率の分布はどのようになっているか、指名競争契約や随意契約とした理由は妥当なものとなっているか、また、車両管理業務については、契約方式別の実績等に加えて、入札参加資格要件の設定や談合を行っていたとされる者との契約における平均応札者数や平均落札率はどのようになっているか

④ 一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況

庁費等について組織ごとの計上区分や庁費的経費からの支払、また、文書事務に共通的に使用される経費やタクシー使用金額の計上区分はどのようになっているか、前渡資金の交付や金券類の管理は妥当なものとなっているか、また、厚生労働省については、一般会計と労働特会の計上区分及び執行の状況に関して、タクシー使用金額、超過勤務手当及び両会計の業務に係る共通の経費の計上区分はどのようになっているか

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、国土交通省の外局や機関等を除いた国土交通本省（以下「本省」という。）及び地方支分部局を検査の対象とし、本省の内部部局のほか、すべての地方支分部局の本局に相当する8地方整備局、北海道開発局、9地方運輸局及び神戸運輸監理部（以下、地方運輸局と神戸運輸監理部を合わせて「地方運輸局等」という。）、2地方航空局、4航空交通管制部、さらに地方整備局及び北海道開発局管内の108事務所等を対象として検査した。また、本件事案の検査においては、在庁して関係書類の分析等を行ったほか、上記の検査対象の組織から調書を徴するとともに、391人日を要して本省及びすべての地方支分部局の本局のほか、55事務所等に対する会計実地検査を実施した。

会計実地検査は、検査対象の組織において18年度から20年度(12月まで)に支出され

た庁費等に係る支出原因契約等について、国土交通省から調書を徴するなどの方法により検査するとともに、検査対象の組織別の契約状況や年間を通じての各会計間の計上区分等について関係書類の分析等を行った。

厚生労働省についての検査は、厚生労働本省及び都道府県労働局（以下「労働局」という。）において16年度から20年度に支出された09庁費（以下「厚労省庁費」という。）並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当（以下「人件費」という。）を対象として実施した。そして、検査の実施に当たっては、在庁して関係書類の分析を行ったほか、19年度の支出を対象として、厚生労働本省及び47労働局から調書を徴して、一般会計と労働特会における厚労省庁費及び人件費の計上区分について分析を行うとともに、26人日を要して厚生労働本省及び15労働局に対する会計実地検査を実施した。

第2 検査の結果

1 決算等の状況

国土交通省所管に係る09庁費の18、19両年度一般会計及び特別会計の歳出決算額並びにこのうち検査対象とした本省及び地方支分部局（管内のすべての事務所等を含む。）の歳出決算額をみると、図表1-1のとおりとなっている。

以下の決算等の分析においては、北海道開発局管内の開発建設部については支出官が設置されていることから地方支分部局として取り扱い、北海道開発局と開発建設部を合わせて「北海道開発局等」という。また、航空交通管制部については支出官が設置されていないことから地方支分部局として取り扱わないこととする。

なお、本文及び図表中の数値は、原則として、件数及び金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。

図表1-1 国土交通省所管に係る09庁費の歳出決算額（平成18、19両年度）

上段：金額（単位：百万円）
下段：割合（単位：%）

	平成18年度歳出決算額				19年度歳出決算額				合計			
	支出済歳出額		翌年度繰越額		支出済歳出額		翌年度繰越額		支出済歳出額		翌年度繰越額	
	うち本省及び 地方支分部局		うち本省及び 地方支分部局		うち本省及び 地方支分部局		うち本省及び 地方支分部局		うち本省及び 地方支分部局		うち本省及び 地方支分部局	
一般会計	153,025 (61.6)	68,143 【44.5】	14,672 (73.6)	12,976 【88.4】	158,493 (62.3)	77,164 【48.7】	4,825 (50.6)	3,883 【80.5】	311,519 (62.0)	145,308 【46.6】	19,498 (66.2)	16,859 【86.5】
うち、外局等 に係る09庁費 を除いたもの	80,030 (32.2)	68,143 【85.1】	13,463 (67.5)	12,976 【96.4】	87,702 (34.5)	77,164 【88.0】	4,654 (48.8)	3,883 【83.4】	167,733 (33.4)	145,308 【86.6】	18,118 (61.5)	16,859 【93.1】
特別会計												
特定国有財産 整備	800 (0.3)	- 【-】	- (-)	- 【-】	999 (0.4)	214 【21.5】	125 (1.3)	36 【29.2】	1,800 (0.4)	214 【11.9】	125 (0.4)	36 【29.2】
都市開発資金 融通	5 (0.0)	5 【100.0】	- (-)	- 【-】	4 (0.0)	2 【49.4】	- (-)	- 【-】	10 (0.0)	7 【75.3】	- (-)	- 【-】
治水	5,793 (2.3)	5,744 【99.2】	3,012 (15.1)	3,012 【100.0】	5,547 (2.2)	5,309 【95.7】	2,718 (28.5)	2,718 【100.0】	11,340 (2.3)	11,054 【97.5】	5,730 (19.4)	5,730 【100.0】
道路整備	6,460 (2.6)	6,429 【99.5】	2,053 (10.3)	2,053 【100.0】	6,505 (2.6)	6,211 【95.5】	1,750 (18.4)	1,750 【100.0】	12,965 (2.6)	12,641 【97.5】	3,804 (12.9)	3,804 【100.0】
港湾整備	990 (0.4)	988 【99.7】	180 (0.9)	180 【100.0】	1,011 (0.4)	860 【85.0】	97 (1.0)	97 【100.0】	2,002 (0.4)	1,848 【92.3】	278 (0.9)	278 【100.0】
空港整備	68,620 (27.6)	66,338 【96.7】	11 (0.1)	10 【94.0】	68,708 (27.0)	66,366 【96.6】	14 (0.2)	13 【90.0】	137,329 (27.3)	132,704 【96.6】	26 (0.1)	24 【91.8】
自動車損害賠償 保障事業	434 (0.2)	434 【100.0】	- (-)	- 【-】	387 (0.2)	379 【97.9】	- (-)	- 【-】	822 (0.2)	814 【99.0】	- (-)	- 【-】
自動車検査 登録	12,252 (4.9)	12,143 【99.1】	0 (0.0)	0 【100.0】	12,570 (4.9)	12,445 【99.0】	1 (0.0)	- 【-】	24,822 (4.9)	24,588 【99.1】	2 (0.0)	0 【39.8】
計	95,357 (38.4)	92,084 【96.6】	5,258 (26.4)	5,258 【100.0】	95,735 (37.7)	91,789 【95.9】	4,707 (49.4)	4,616 【98.1】	191,092 (38.0)	183,874 【96.2】	9,966 (33.8)	9,874 【99.1】
合計	248,383 (100)	160,228 【64.5】	19,931 (100)	18,234 【91.5】	254,228 (100)	168,954 【66.5】	9,533 (100)	8,499 【89.2】	502,612 (100)	329,182 【65.5】	29,465 (100)	26,734 【90.7】

注(1) 支出済歳出額、翌年度繰越額は、国土交通省所管に係る決算額であり、下段の（ ）書きは、一般会計及び特別会計の合計に占める割合である。

注(2) 「うち本省及び地方支分部局」は、これらに係る支出済歳出額、翌年度繰越額であり、【 】書きは、各決算額に占める割合である。

注(3) 特定国有財産整備特別会計については、財務省との共管である。

本省及び地方支分部局の18、19両年度における09庁費の一般会計支出済歳出額は計1453億円であり、国土交通省所管全体に占める割合は46.6%となっているが、検査対象としなかった気象庁等の外局等に係る09庁費を除いた支出済歳出額では86.6%となっている。

また、翌年度繰越額において本省及び地方支分部局が占める割合は86.5%と比較的少なくなっている。

本省及び地方支分部局の18、19両年度における09庁費の特別会計支出済歳出額は計1838億円であり、国土交通省所管全体に占める割合は96.2%となっている。特別会計については、前記のとおり、部局等による組織区分はなされていないため、外局等に係る09庁費を除くことはできないが、それでも本省及び地方支分部局の支出がほとんどとなっている。特別会計別の支出済歳出額をみると、空港整備、自動車検査登録両特別会計からの支出が多く、特別会計としての予算規模の大きい治水、道路整備、港湾整備各特別会計からの支出は比較的少なくなっている。

(1) 本省及び地方支分部局の組織別の決算状況等

18、19両年度における09庁費の一般会計及び特別会計の支出済歳出額を、本省及び地方支分部局の組織別にみると、図表1-2のとおりとなっている。

図表1-2 09庁費の組織別、会計別支出済歳出額（平成18、19両年度）

本省及び地方支分部局	年度	一般会計支出済歳出額	特別会計支出済歳出額									合計
			特定国有財産整備	都市開発資金融通	治水	道路整備	港湾整備	空港整備	自動車損害賠償保障事業	自動車検査登録	特別会計小計	
本省	平成18	34,174,044 (54.6)	- (-)	5,250 (0.0)	296,256 (0.5)	532,668 (0.9)	22,841 (0.0)	18,257,672 (29.1)	434,772 (0.7)	8,923,331 (14.2)	28,472,793 (45.4)	62,646,837 (39.1)
	19	37,914,865 (58.1)	- (-)	2,470 (0.0)	89,019 (0.1)	505,244 (0.8)	48,161 (0.1)	16,965,937 (26.0)	379,522 (0.6)	9,309,500 (14.3)	27,299,856 (41.9)	65,214,722 (38.6)
地方整備局	18	28,088,635 (69.4)	- (-)	- (-)	5,448,274 (13.5)	5,897,120 (14.6)	965,541 (2.4)	63,719 (0.2)	- (-)	2,604 (0.0)	12,377,260 (30.6)	40,465,895 (25.3)
	19	33,630,002 (73.8)	108,697 (0.2)	- (-)	5,220,900 (11.5)	5,706,076 (12.5)	811,975 (1.8)	62,021 (0.1)	- (-)	1,816 (0.0)	11,911,487 (26.2)	45,541,490 (27.0)
北海道開発局等	18	2,261,366 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	412 (0.0)	412 (0.0)	2,261,778 (1.4)
	19	2,263,293 (95.5)	105,839 (4.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	453 (0.0)	106,292 (4.5)	2,369,585 (1.4)
地方運輸局等	18	3,559,879 (52.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3,217,225 (47.5)	3,217,225 (47.5)	6,777,104 (4.2)
	19	3,296,101 (51.3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3,133,461 (48.7)	3,133,461 (48.7)	6,429,562 (3.8)
地方航空局	18	59,600 (0.1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	48,016,924 (99.9)	- (-)	- (-)	48,016,924 (99.9)	48,076,525 (30.0)
	19	60,725 (0.1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	49,338,538 (99.9)	- (-)	- (-)	49,338,538 (99.9)	49,399,264 (29.2)
計	18	68,143,525	-	5,250	5,744,530	6,429,788	988,382	66,338,317	434,772	12,143,573	92,084,616	160,228,141
	19	77,164,989	214,536	2,470	5,309,920	6,211,321	860,137	66,366,496	379,522	12,445,231	91,789,635	168,954,624
総計		145,308,514	214,536	7,720	11,054,450	12,641,110	1,848,520	132,704,813	814,294	24,588,804	183,874,251	329,182,766

注(1) 一般会計及び特別会計の支出済歳出額の()書きは、合計に占める割合である。

注(2) 一般会計と特別会計の合計の【 】書きは、各年度の計に占める割合である。

注(3) 特定国有財産整備特別会計については、財務省との共管である。

一般会計及び特別会計の支出済歳出額の各年度の計に占める割合は、いずれの年度も本省が40%程度、地方航空局が30%程度、地方整備局が25%程度となっており、これらで全体の95%程度を占めている。

一般会計と特別会計の計上割合についてみると、本省及び地方運輸局等は、一般会計の方が若干高くなっている。特別会計別では、地方運輸局等は自動車検査登録特別会計からの支出となっているが、本省は様々な特別会計から支出されていて、特に空港整備、自動車検査登録両特別会計からの支出が多くなっている。また、地方航空局は、ほぼ全額が空港整備特別会計となっているが、北海道開発局等はほぼ全額が一般会計となっている。さらに、地方整備局は、特別会計の計上割合は30%程度となっていて、そのほとんどは公共事業関係費の治水、道路整備、港湾整備各特別会計からの支出となっている。

そして、地方整備局及び北海道開発局等については、ともに公共事業を実施してい

て、工事費関係として取り扱われる庁費的経費はそれぞれの特別会計に計上されることとなるが、事務費関係の09庁費については、地方整備局は特別会計に計上されているが、北海道開発局等は一般会計に計上されている。

(2) 予算科目別の繰越状況

09庁費の一般会計及び特別会計の翌年度繰越額については、前記のとおり、本省及び地方支分部局の占める割合が高くなっている。したがって、本省及び地方支分部局における繰越状況について、予算科目ごとに分析を行った。

19年度における09庁費の予算科目別の前年度繰越額又は翌年度繰越額をみると、図表1-3のとおりとなっている。

図表1-3 09庁費の予算科目別の前年度繰越額・翌年度繰越額（平成19年度）

本省及び 地方支分 部局	予算科目の名称			歳出予算現額			歳出決算額			
	会計名	項	目	(A)	うち前年度繰 越額(B)	割合 (B)/(A)	支出済歳出 額(C)	翌年度繰越額 (D)	割合 (D)/(C)	
本省	一般会計	官庁営繕費	施設施工庁費	466,101	210,051	(45.1)	267,064	195,729	(73.3)	
		国土調査費	都市再生街区基本 調査費	4,132,349	3,982,349	(96.4)	-	-	(-)	
	計			4,598,450	4,192,400	(91.2)	267,064	195,729	(73.3)	
地方整備 局	一般会計	官庁営繕費	施設施工庁費	5,276,937	3,135,607	(59.4)	2,794,932	2,124,026	(76.0)	
		老朽化化学兵器廃棄処 理事業費	老朽化化学兵器廃 棄処理業務庁費	7,575,281	5,288,250	(69.8)	6,179,211	1,396,069	(22.6)	
		都市公園事業工事諸費	工事雑費	169,940	4,876	(2.9)	160,045	9,892	(6.2)	
		道路災害復旧事業工事 諸費	工事雑費	-	-	(-)	35,656	10,000	(28.0)	
		計			13,022,159	8,428,734	(64.7)	9,169,845	3,539,988	(38.6)
	特別会計	治水特別会計	治水事業工事諸費	工事雑費	7,743,947	3,012,087	(38.9)	5,024,242	2,718,458	(54.1)
	道路整備特別会計	道路事業工事諸費	工事雑費	7,096,221	2,053,233	(28.9)	5,345,224	1,750,830	(32.8)	
	港湾整備特別会計	港湾事業等工事諸費	工事雑費	873,209	180,937	(20.7)	775,446	97,760	(12.6)	
	空港整備特別会計	空港等整備事業工事諸 費	工事雑費	74,133	10,981	(14.8)	61,072	13,060	(21.4)	
	自動車検査登録特別 会計	施設整備費	施設施工庁費	3,139	876	(27.9)	-	-	(-)	
	特定国有財産整備 特別会計	特定国有財産整備費	施設施工庁費	-	-	(-)	108,697	30,086	(27.7)	
	計			15,790,650	5,258,115	(33.3)	11,314,684	4,610,194	(40.7)	
	北海道 開発局 等	一般会計	官庁営繕費	施設施工庁費	461,954	353,316	(76.5)	314,480	147,473	(46.9)
北海道災害復旧事業等 工事諸費			工事雑費	2,027	1,862	(91.9)	-	-	(-)	
計				463,981	355,178	(76.6)	314,480	147,473	(46.9)	
特別会計		特定国有財産整備 特別会計	特定国有財産整備費	施設施工庁費	-	-	(-)	105,839	6,420	(6.1)
計				-	-	(-)	105,839	6,420	(6.1)	
合計	一般会計			18,084,590	12,976,312	(71.8)	9,751,390	3,883,192	(39.8)	
	特別会計			15,790,650	5,258,115	(33.3)	11,420,523	4,616,614	(40.4)	
	合計			33,875,240	18,234,427	(53.8)	21,171,913	8,499,806	(40.1)	

(注) 地方運輸局等及び地方航空局については、前年度繰越額及び翌年度繰越額がないため計上していない。

19年度における前年度繰越額及び翌年度繰越額をみると、歳出予算現額の合計の53.8%を前年度繰越額（182億3442万円）が占め、支出済歳出額の合計の40.1%が翌年度繰越額（84億9980万円）となっている。

また、前年度繰越額及び翌年度繰越額があるのは、本省、地方整備局及び北海道開

発局等であるが、地方整備局が大半を占めている。そして、地方整備局において比較的高い割合を占めているのは、一般会計の施設施工庁費及び特別会計の工事雑費となっている。

2 契約方法、契約手続などの状況

(1) 契約を取り巻く状況

ア 国の契約方式の状況

会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、その他の会計法令等によると、国の契約方式としては、巻末別表2のとおり、一般競争契約及び指名競争契約（以下、両者を合わせて「競争契約」という。）並びに随意契約の三方式がある。契約方式については、機会の均等、公正性の保持、予算の効率的使用の面から一般競争契約が原則とされており、指名競争契約及び随意契約については、会計法及び予決令にそれぞれの契約によることができる場合の要件が定められている。

また、上記法令上の契約方式とは別に、従来随意契約によっていた業務について、近年、業者選定の公平性及び透明性を向上させるための取組として、契約手続の前段階において企画競争を行う方式が導入されている。

企画競争は、例えば、調査、研究、広報等の業務で価格のみの競争により難しい場合に、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続であり、その者を契約相手方として随意契約（以下、このような随意契約を「企画随契」という。）が行われることになる。

イ 政府及び国土交通省の契約方式等に対する取組

近年、国会等において、国が締結している随意契約に関して、各省各庁の所管公益法人等と広範囲にわたり安易に随意契約を行うなど、必ずしも適切とはいえない事例があるのではないかとの議論がなされた。このような状況を踏まえて、政府は、18年2月「公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議」において「公共調達適正化に向けた取り組みについて」を取りまとめるなど、随意契約の適正化についての取組を進めている。「公共調達適正化に向けた取り組みについて」においては、公共工事等の入札契約の改善及び随意契約の適正化を図ることとされ、公共工事以

外の入札契約の改善においても、一般競争入札の適切な実施、予定価格の適正な設定等を図るものとされている。

これを受けて、各省庁において、同年3月までに緊急点検が実施され、同年6月にその結果及び「随意契約見直し計画」が取りまとめられ、公表された。さらに、所管公益法人等以外が契約相手方となっている随意契約についても同様の点検が行われ、19年1月にその結果及び「随意契約見直し計画」（改訂）が公表されている。

国土交通省においてもこれらの「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争契約、企画随契等への移行を進めてきている。

(2) 国土交通省における庁費等の契約実績

(注1)

検査対象の組織において18年度から20年度（12月まで）に締結された庁費等に係る支出原因契約（予定価格が少額である場合に認められる随意契約（以下「少額随契」という。なお、要件については巻末別表2参照）等を除く。以下「対象契約」という。）について、提出された調書により、件数と支払金額をみると、図表2-1のとおりとなっている。

(注1) 20年度（12月まで） 20年度については、本報告を取りまとめるに当たっての時間的制約により20年4月から12月までに締結された契約を対象とし、支払金額は20年12月までに支払われた金額である。

図表2-1 庁費等の対象契約に係る検査対象の組織別件数及び支払金額（平成18年度～20年度（12月まで））

上段：件数、支払金額（単位：件、千円）
下段：割合（単位：%）

検査対象の組織	平成18年度		19年度		20年度（12月まで）		計		
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	
本省	1,808 (25.5)	38,926,473 (35.0)	1,771 (26.3)	38,805,591 (33.6)	1,396 (25.6)	22,660,406 (37.8)	4,975 (25.8)	100,392,471 (35.0)	
地方整備局	本局	1,494 (21.1)	20,535,498 (18.5)	1,328 (19.7)	25,215,592 (21.8)	1,069 (19.6)	6,179,232 (10.3)	3,891 (20.2)	51,930,323 (18.1)
	事務所等	1,790 (25.3)	13,977,625 (12.6)	1,745 (25.9)	15,943,340 (13.8)	1,307 (24.0)	6,960,552 (11.6)	4,842 (25.1)	36,881,518 (12.9)
	計	3,284 (46.4)	34,513,124 (31.1)	3,073 (45.6)	41,158,932 (35.6)	2,376 (43.6)	13,139,784 (21.9)	8,733 (45.3)	88,811,841 (31.0)
北海道開発局	本局	162 (2.3)	1,564,669 (1.4)	169 (2.5)	1,685,126 (1.5)	136 (2.5)	959,608 (1.6)	467 (2.4)	4,209,404 (1.5)
	事務所等	345 (4.9)	2,203,843 (2.0)	279 (4.1)	2,129,894 (1.8)	241 (4.4)	1,886,847 (3.1)	865 (4.5)	6,220,584 (2.2)
	計	507 (7.2)	3,768,512 (3.4)	448 (6.6)	3,815,020 (3.3)	377 (6.9)	2,846,456 (4.7)	1,332 (6.9)	10,429,988 (3.6)
地方運輸局等	577 (8.2)	2,359,394 (2.1)	635 (9.4)	2,386,749 (2.1)	571 (10.5)	885,487 (1.5)	1,783 (9.3)	5,631,631 (2.0)	
地方航空局	732 (10.3)	30,094,617 (27.1)	653 (9.7)	28,043,930 (24.3)	600 (11.0)	19,404,260 (32.4)	1,985 (10.3)	77,542,809 (27.0)	
航空交通管制部	171 (2.4)	1,412,937 (1.3)	164 (2.4)	1,418,941 (1.2)	132 (2.4)	1,029,901 (1.7)	467 (2.4)	3,861,780 (1.3)	
合計	7,079 (100)	111,075,059 (100)	6,744 (100)	115,629,165 (100)	5,452 (100)	59,966,298 (100)	19,275 (100)	286,670,523 (100)	

(注) 北海道開発局の事務所等には開発建設部を含む。

庁費等の対象契約の18年度から20年度（12月まで）の件数及び支払金額をみると、19,275件、2866億円となっていて、19年度は18年度より件数は減少しているが、支払金額はほぼ同様の額となっている。

検査対象の組織別にみると、地方整備局は、本局と事務所等を合わせて18年度で件数割合46.4%、支払金額割合31.1%となっていて、件数割合は最も高く、支払金額割合は最も高い本省の35.0%とほぼ同程度となっている。

19年度及び20年度（12月まで）においても、地方整備局の件数割合は、それぞれ45.6%、43.6%と18年度と同様に最も高くなっている。

(3) 契約方法の状況

ア 契約方式別の状況

前記のとおり、国土交通省は、随意契約の見直しを実施してきており、競争契約や企画随契への移行に努めてきているとしている。そこで、庁費等の対象契約について、契約方式の変化等について分析した。

なお、以下の分析においては、「企画随契等」は、随意契約の中から、①企画随契、②不落・不調随契（予決令第99条の2又は第99条の3の規定に基づき、競争に付したが入札者がいないなどのため随意契約によったものをいう。以下同じ。）の二つを合わせた、一定の競争性を経て随意契約とした契約をいい、「企画競争等を経ない随意契約」は、それ以外の随意契約をいう。ただし、応募者数の分析においては、企画随契等とせず、不落・不調随契は除外して企画随契のみの分析としている。

(ア) 検査対象の組織別の契約の状況

検査対象の組織別に契約方式別の件数及び件数割合をみると、図表2-2のとおりとなっている。

図表2—2 検査対象の組織別、契約方式別の件数及び件数割合（平成18年度～20年度（12月まで））

(単位:件、%)

検査対象の組織		契約方式	競争契約				随意契約				件数計
			一般競争契約		指名競争契約		企画随契等		企画競争等を経ない随意契約		
			件数	件数割合	件数	件数割合	件数	件数割合	件数	件数割合	
本省	平成18年度	491	27.2	3	0.2	622	34.4	692	38.3	1,808	
	19年度	575	32.5	3	0.2	771	43.5	422	23.8	1,771	
	20年度 (12月まで)	571	40.9	2	0.1	607	43.5	216	15.5	1,396	
地方整備局	本局	18年度	508	34.0	123	8.2	36	2.4	827	55.4	1,494
		19年度	526	39.6	77	5.8	52	3.9	673	50.7	1,328
		20年度 (12月まで)	443	41.4	63	5.9	56	5.2	507	47.4	1,069
	事務所等	18年度	595	33.2	316	17.7	31	1.7	848	47.4	1,790
		19年度	818	46.9	174	10.0	77	4.4	676	38.7	1,745
		20年度 (12月まで)	716	54.8	92	7.0	31	2.4	468	35.8	1,307
	計	18年度	1,103	33.6	439	13.4	67	2.0	1,675	51.0	3,284
		19年度	1,344	43.7	251	8.2	129	4.2	1,349	43.9	3,073
		20年度 (12月まで)	1,159	48.8	155	6.5	87	3.7	975	41.0	2,376
北海道開発局	本局	18年度	85	52.5	1	0.6	-	-	76	46.9	162
		19年度	107	63.3	-	-	5	3.0	57	33.7	169
		20年度 (12月まで)	77	56.6	-	-	3	2.2	56	41.2	136
	事務所等	18年度	173	50.1	27	7.8	2	0.6	143	41.4	345
		19年度	179	64.2	22	7.9	6	2.2	72	25.8	279
		20年度 (12月まで)	165	68.5	21	8.7	4	1.7	51	21.2	241
	計	18年度	258	50.9	28	5.5	2	0.4	219	43.2	507
		19年度	286	63.8	22	4.9	11	2.5	129	28.8	448
20年度 (12月まで)		242	64.2	21	5.6	7	1.9	107	28.4	377	
地方運輸局等	18年度	158	27.4	-	-	203	35.2	216	37.4	577	
	19年度	219	34.5	-	-	322	50.7	94	14.8	635	
	20年度 (12月まで)	296	51.8	-	-	232	40.6	43	7.5	571	
地方航空局	18年度	209	28.6	85	11.6	14	1.9	424	57.9	732	
	19年度	237	36.3	37	5.7	27	4.1	352	53.9	653	
	20年度 (12月まで)	216	36.0	29	4.8	20	3.3	335	55.8	600	
航空交通管制部	18年度	86	50.3	14	8.2	3	1.8	68	39.8	171	
	19年度	107	65.2	4	2.4	8	4.9	45	27.4	164	
	20年度 (12月まで)	101	76.5	1	0.8	7	5.3	23	17.4	132	
合計	18年度	2,305	32.6	569	8.0	911	12.9	3,294	46.5	7,079	
	19年度	2,768	41.0	317	4.7	1,268	18.8	2,391	35.5	6,744	
	20年度 (12月まで)	2,585	47.4	208	3.8	960	17.6	1,699	31.2	5,452	

庁費等の対象契約の件数及び件数割合を契約方式別にみると、一般競争契約は、18年度2,305件（32.6%）、19年度2,768件（41.0%）、企画随契等は、18年度911件（12.9%）、19年度1,268件（18.8%）となっていて、件数は増加し件数割合は上昇している。また、指名競争契約は、18年度569件（8.0%）、19年度317件（4.7%）、企画競争等を経ない随意契約は、18年度3,294件（46.5%）、19年度2,391件（35.5%）となっていて、両契約方式とも件数は減少し件数割合は低下している。その結果、件数割合でみると18年度では企画競争等を経ない随意契約が最も高かったが、19年度では一般競争契約が最も高くなり、20年度（12月まで）は更にその差が大きくなっている。

契約方式別に件数割合の高い検査対象の組織をみると、一般競争契約は北海道開発局及び航空交通管制部がいずれの年度も50%を超えており、指名競争契約は地方整備局及び地方航空局がいずれも18年度の10%程度から年々低下する傾向にある。企画随契等は本省及び地方運輸局等が30%程度から50%程度で推移していて、企画競争等を経ない随意契約は地方整備局、地方航空局が50%前後となっている。

また、検査対象の組織別に契約方式別の支払金額及び支払金額割合をみると、図表2—3のとおりとなっている。

図表2—3 検査対象の組織別、契約方式別の支払金額及び支払金額割合（平成18年度～20年度（12月まで））

(単位:千円、%)

検査対象の組織		契約方式	競争契約				随意契約				支払金額計
			一般競争契約		指名競争契約		企画随契等		企画競争等を経ない随意契約		
			支払金額	支払金額割合	支払金額	支払金額割合	支払金額	支払金額割合	支払金額	支払金額割合	
本省	平成18年度	5,867,675	15.1	7,035	0.0	7,466,518	19.2	25,585,244	65.7	38,926,473	
	19年度	7,292,471	18.8	16,167	0.0	11,732,254	30.2	19,764,698	50.9	38,805,591	
	20年度(12月まで)	4,847,252	21.4	2,184	0.0	10,930,599	48.2	6,880,371	30.4	22,660,406	
地方整備局	本局	18年度	8,758,443	42.7	905,674	4.4	461,368	2.2	10,410,012	50.7	20,535,498
		19年度	8,735,764	34.6	657,836	2.6	999,251	4.0	14,822,739	58.8	25,215,592
		20年度(12月まで)	2,803,183	45.4	110,286	1.8	252,901	4.1	3,012,861	48.8	6,179,232
	事務所等	18年度	4,949,015	35.4	4,664,264	33.4	525,361	3.8	3,838,983	27.5	13,977,625
		19年度	7,618,789	47.8	4,138,190	26.0	802,030	5.0	3,384,329	21.2	15,943,340
		20年度(12月まで)	3,376,276	48.5	1,822,657	26.2	195,865	2.8	1,565,751	22.5	6,960,552
	計	18年度	13,707,459	39.7	5,569,939	16.1	986,729	2.9	14,248,996	41.3	34,513,124
		19年度	16,354,553	39.7	4,796,026	11.7	1,801,282	4.4	18,207,068	44.2	41,158,932
		20年度(12月まで)	6,179,459	47.0	1,932,944	14.7	448,767	3.4	4,578,613	34.8	13,139,784
北海道開発局	本局	18年度	919,729	58.8	11,602	0.7	-	-	633,337	40.5	1,564,669
		19年度	1,238,001	73.5	-	-	43,784	2.6	403,340	23.9	1,685,126
		20年度(12月まで)	602,222	62.8	-	-	27,879	2.9	329,507	34.3	959,608
	事務所等	18年度	859,286	39.0	703,736	31.9	8,295	0.4	632,524	28.7	2,203,843
		19年度	992,606	46.6	668,373	31.4	47,703	2.2	421,211	19.8	2,129,894
		20年度(12月まで)	1,085,928	57.6	462,949	24.5	110,715	5.9	227,254	12.0	1,886,847
	計	18年度	1,779,015	47.2	715,338	19.0	8,295	0.2	1,265,861	33.6	3,768,512
		19年度	2,230,608	58.5	668,373	17.5	91,487	2.4	824,551	21.6	3,815,020
		20年度(12月まで)	1,688,150	59.3	462,949	16.3	138,594	4.9	556,761	19.6	2,846,456
地方運輸局等	18年度	674,259	28.6	-	-	881,662	37.4	803,473	34.1	2,359,394	
	19年度	806,735	33.8	-	-	1,277,341	53.5	302,671	12.7	2,386,749	
	20年度(12月まで)	577,854	65.3	-	-	263,471	29.8	44,161	5.0	885,487	
地方航空局	18年度	4,893,590	16.3	739,391	2.5	205,459	0.7	24,256,175	80.6	30,094,617	
	19年度	9,662,849	34.5	279,389	1.0	376,810	1.3	17,724,881	63.2	28,043,930	
	20年度(12月まで)	3,652,716	18.8	45,608	0.2	21,204	0.1	15,684,731	80.8	19,404,260	
航空交通管制部	18年度	968,912	68.6	33,822	2.4	9,854	0.7	400,347	28.3	1,412,937	
	19年度	1,114,733	78.6	19,005	1.3	22,289	1.6	262,913	18.5	1,418,941	
	20年度(12月まで)	876,712	85.1	11,466	1.1	33,423	3.2	108,300	10.5	1,029,901	
合計	18年度	27,890,912	25.1	7,065,527	6.4	9,558,520	8.6	66,560,099	59.9	111,075,059	
	19年度	37,461,951	32.4	5,778,962	5.0	15,301,466	13.2	57,086,784	49.4	115,629,165	
	20年度(12月まで)	17,822,146	29.7	2,455,151	4.1	11,836,059	19.7	27,852,940	46.4	59,966,298	

庁費等の対象契約の支払金額及び支払金額割合を契約方式別にみると、全体では、件数及び件数割合と同様に、一般競争契約及び企画随契等については、支払金額は増加し支払金額割合は上昇していて、指名競争契約及び企画競争等を経ない随意契約については、支払金額は減少し支払金額割合は低下している。ただし、件数割合でみた場合と異なり、支払金額割合においてはいずれの年度においても企画競争等を経ない随意契約が最も高く、19年度、20年度（12月まで）ともに次

に高い一般競争契約よりも約17ポイント高くなっている。

契約方式別に支払金額割合の高い検査対象の組織をみると、一般競争契約は北海道開発局及び航空交通管制部がいずれの年度もおおむね50%を超えており、指名競争契約は地方整備局及び北海道開発局が10%から20%程度で推移している。企画随契等は本省及び地方運輸局等が20%から50%程度で推移しており、企画競争等を経ない随意契約は本省及び地方航空局が18、19両年度とも50%を超えている。

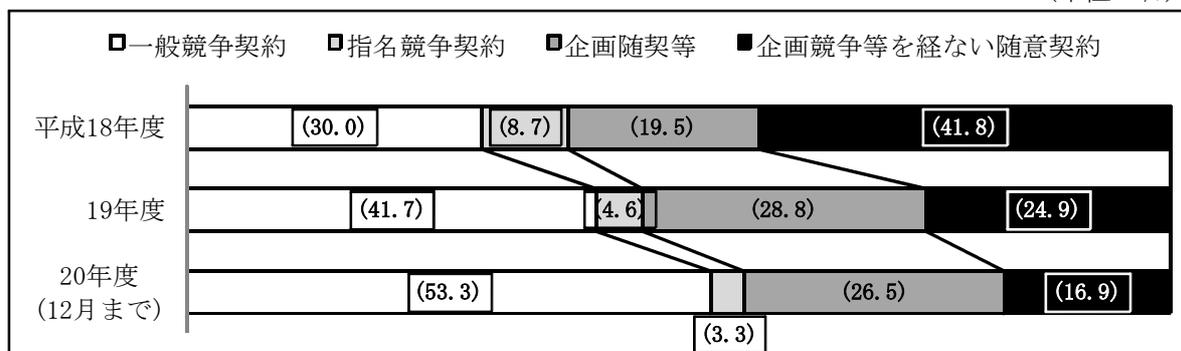
(イ) 契約種類別の契約方式の状況

庁費等の対象契約を「役務」、「物品等の購入」、「物品等の製造」、「物品等の賃借」、「工事（設計、調査等を含む。）」に分類して、それぞれについて契約方式別に件数割合の変化をみると、図表2-4のとおりとなっている。

図表2-4 契約種類別の契約方式の変化（件数割合）（平成18年度～20年度（12月まで））

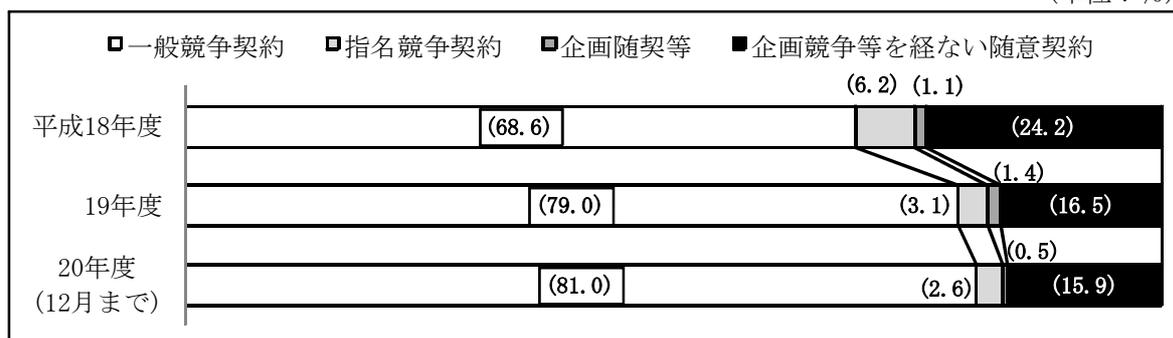
①役務（18年度4,356件、19年度4,173件、20年度（12月まで）3,443件）

（単位：％）



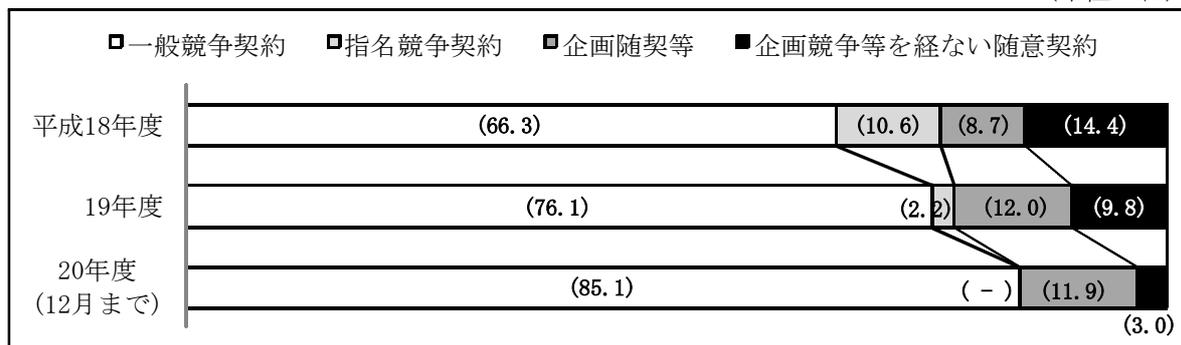
②物品等の購入（18年度1,040件、19年度913件、20年度（12月まで）573件）

（単位：％）



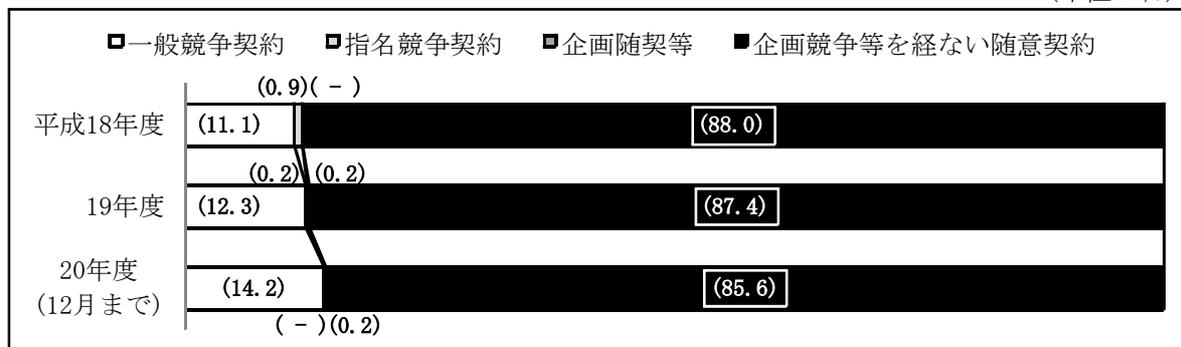
③物品等の製造（18年度104件、19年度92件、20年度（12月まで）67件）

（単位：％）



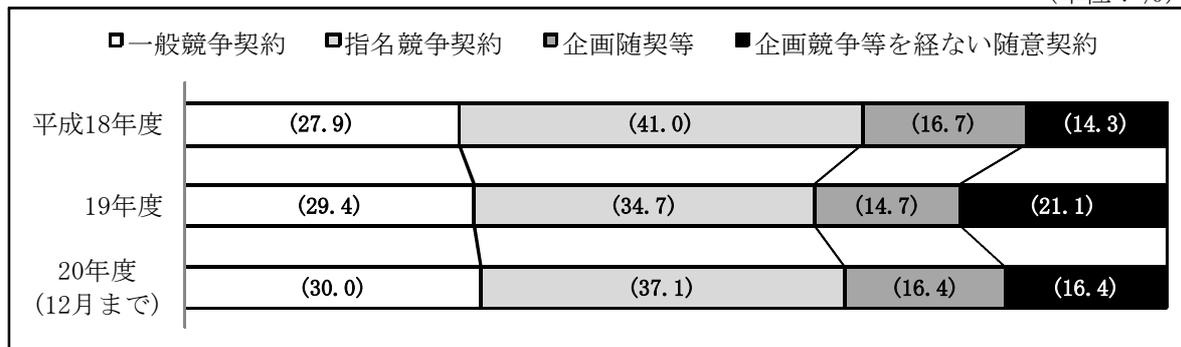
④物品等の賃借（18年度1,328件、19年度1,301件、20年度（12月まで）1,156件）

（単位：％）



⑤工事（設計、調査等を含む。）（18年度251件、19年度265件、20年度（12月まで）213件）

（単位：％）



契約種類別に件数をみると、各年度とも「役務」が最も多く、その次に多いのは「物品等の賃借」となっている。「物品等の製造」、「工事（設計、調査等を含む。）」は、上記2つの契約種類と比較して件数が少ない。

「役務」については、企画競争等を経ない随意契約は、18年度41.8%と最も高くなっているが、19年度24.9%、20年度（12月まで）16.9%と低下している。指

名競争契約も、18年度8.7%、19年度4.6%、20年度（12月まで）3.3%と低下し、一般競争契約は、18年度30.0%、19年度41.7%、20年度（12月まで）53.3%と上昇している。

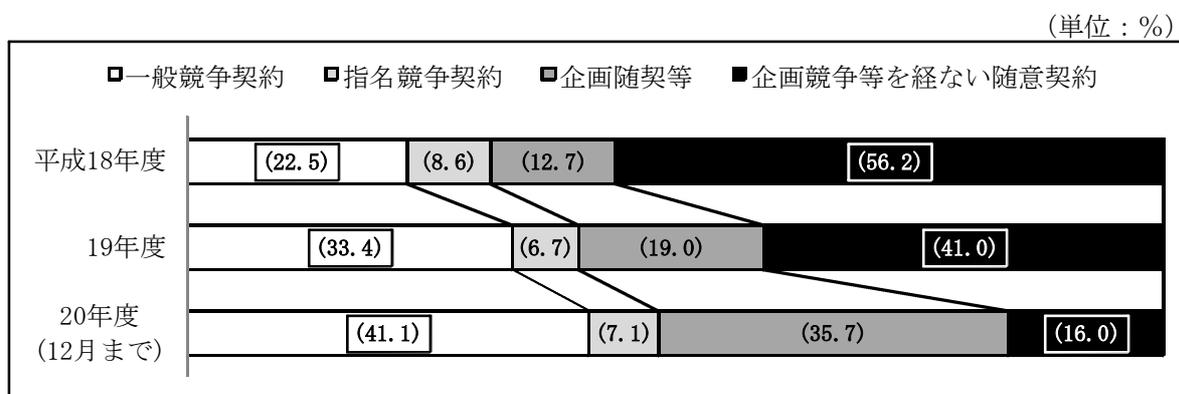
「物品等の購入」については、一般競争契約は、18年度68.6%、19年度79.0%、20年度(12月まで) 81.0%と上昇していて、契約種類の中では最も割合が高くなっている。

「物品等の賃借」については、企画競争等を経ない随意契約は、18年度88.0%、19年度87.4%、20年度(12月まで) 85.6%と低下しているが、なお最も割合が高くなっている。

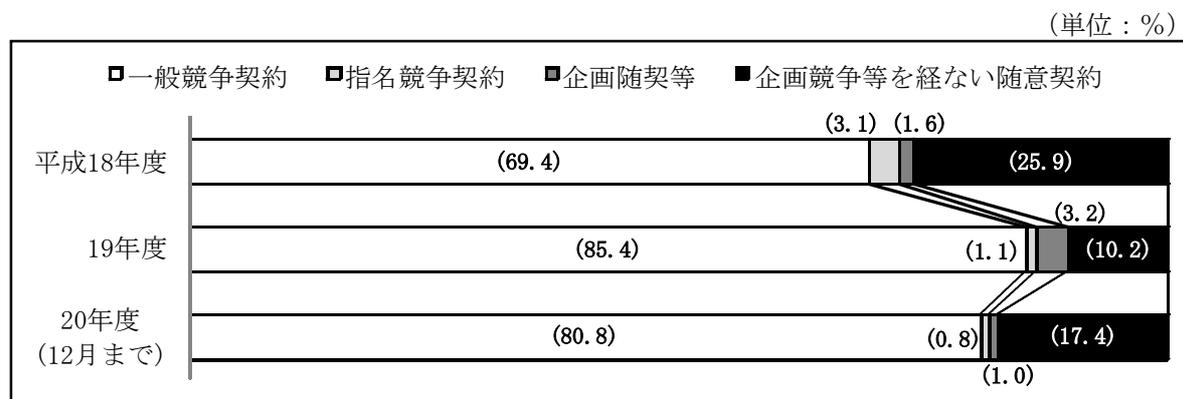
上記契約種類別に契約方式別の支払金額割合の変化をみると、図表2-5のとおりとなっている。

図表2-5 契約種類別の契約方式の変化（支払金額割合）（平成18年度～20年度（12月まで））

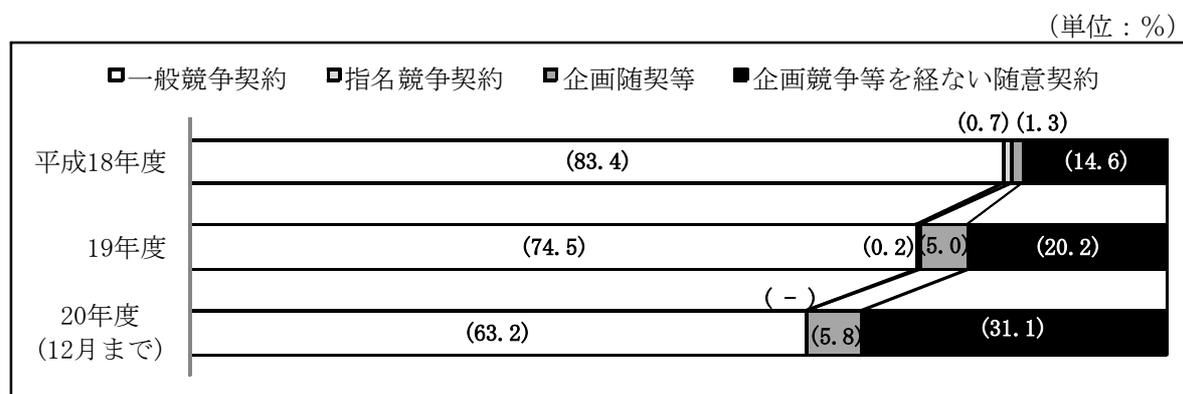
①役務（18年度68,728,070千円、19年度74,130,735千円、20年度(12月まで)32,733,351千円）



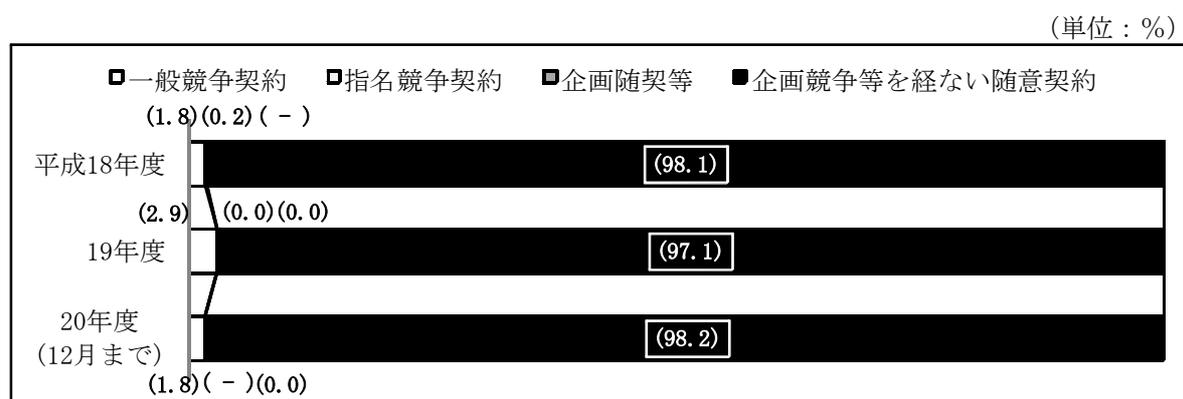
②物品等の購入（18年度8,894,910千円、19年度7,337,802千円、20年度(12月まで)3,249,810千円）



③物品等の製造（18年度3,811,164千円、19年度2,981,315千円、20年度(12月まで)508,753千円）

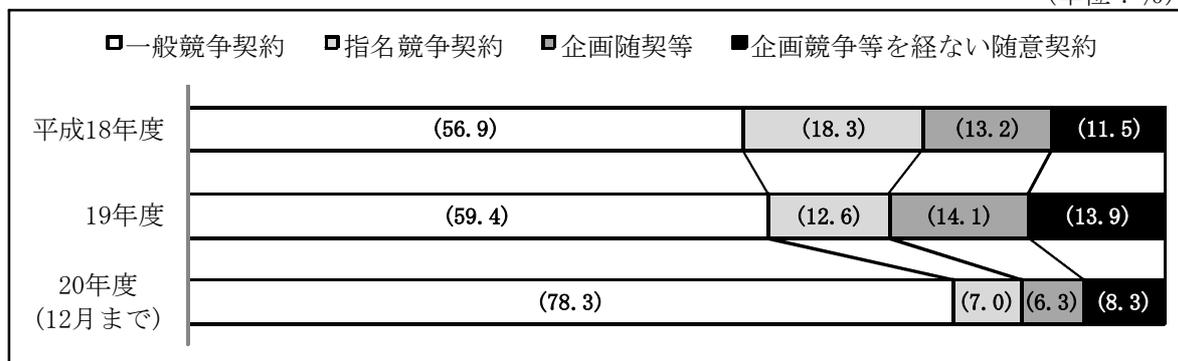


④物品等の賃借（18年度25,018,059千円、19年度25,258,022千円、20年度(12月まで)22,179,159千円）



⑤工事（設計、調査等を含む。）（18年度4,622,853千円、19年度5,921,289千円、20年度（12月まで）1,295,223千円）

（単位：％）



契約種類別に支払金額をみると、件数と同様に「役務」と「物品等の賃借」が多く、「物品等の製造」、「工事（設計、調査等を含む。）」は少ない。

「役務」の契約方式別の支払金額割合をみると、企画競争等を経ない随意契約は、18年度56.2％、19年度41.0％、20年度（12月まで）16.0％と低下していて、一般競争契約は、18年度22.5％、19年度33.4％、20年度（12月まで）41.1％と上昇している。

「物品等の賃借」の支払金額割合をみると、企画競争等を経ない随意契約が各年度とも90％台後半と極めて高くなっているが、この中には土地建物の賃貸借契約や、物品等の複数年度にわたるリース契約等が含まれている。

（ウ）契約方式別の応札（応募）者数の状況

契約の競争性が発揮されるためには、なるべく多数の者が応札（応募）する状況の下で適切な競争が行われることが重要である。

競争契約及び企画随契の契約方式別の応札（応募）者数をみると、図表2-6のとおりとなっている。

図表2-6 契約方式別の応札(応募)者数の状況(件数割合)(平成18年度~20年度(12月まで))

(単位:%)

契約方式		応札(応募)者数						計
		年度	1者	2者	3者	4者	5者以上	
競争契約	一般競争契約	平成18年度	41.0	20.0	13.3	7.2	18.5	100
		19年度	48.7	20.2	11.4	7.1	12.5	100
		20年度(12月まで)	50.9	19.7	11.1	6.5	11.7	100
	指名競争契約	18年度	-	19.7	17.4	12.8	50.1	100
		19年度	-	25.6	12.3	12.6	49.5	100
		20年度(12月まで)	1.0	16.3	14.9	15.4	52.4	100
随意契約	企画随契	18年度	45.9	22.0	12.3	10.4	9.5	100
		19年度	50.3	19.4	14.4	7.1	8.8	100
		20年度(12月まで)	44.3	20.7	13.5	6.9	14.7	100

応札(応募)者数別にみると、一般競争契約と企画随契は、いずれの年度とも1者応札(応募)の割合が40%以上と最も高くなっており、さらに、一般競争契約においては、1者応札の件数割合は18年度41.0%、19年度48.7%、20年度(12月まで)50.9%と上昇する一方、5者以上応札の件数割合は18年度18.5%から19年度12.5%、20年度(12月まで)11.7%と低下している。

また、指名競争契約は、いずれの年度とも5者以上応札の割合が約50%と最も高くなっており、応札(応募)者数は、一般競争契約及び企画随契と大きく異なっている。

指名競争契約が他の契約方式と比較して応札者数が多い傾向にあるのは、指名競争契約の入札は、発注者が指名した者のみにより行われること、指名に当たっては、予決令によりなるべく10人以上指名しなければならないとされていることによるものと推定される。

契約種類の中から、件数、支払金額の多い「役務」、「物品等の購入」、「物品等の賃借」について、契約方式別の応札(応募)者数をみると、図表2-7のとおりとなっている。

図表2-7 契約種類別の応札（応募）者数の状況（平成18年度～20年度（12月まで））

（単位：%）

契約方式	契約種類	応札（応募）者数		1者	2者	3者	4者	5者以上	計	
		年度	件数（件）							
競争契約	一般競争契約	役務	平成18年度	1,306	49.4	19.5	12.5	5.8	12.8	100
			19年度	1,739	57.2	18.7	10.1	6.1	7.9	100
			20年度(12月まで)	1,836	55.8	19.2	10.4	6.2	8.4	100
	物品等の購入	18年度	713	30.2	19.5	11.6	8.1	30.6	100	
		19年度	721	29.5	23.2	13.3	9.4	24.5	100	
		20年度(12月まで)	464	34.7	18.5	12.7	8.0	26.1	100	
	物品等の賃借	18年度	147	24.5	26.5	23.1	14.3	11.6	100	
		19年度	160	50.6	21.3	15.0	7.5	5.6	100	
		20年度(12月まで)	164	52.4	20.7	13.4	6.1	7.3	100	
	指名競争契約	役務	18年度	379	-	26.4	22.7	16.1	34.8	100
			19年度	193	-	35.8	17.1	16.1	31.1	100
			20年度(12月まで)	114	0.9	24.6	20.2	25.4	28.9	100
		物品等の購入	18年度	64	-	9.4	10.9	4.7	75.0	100
			19年度	28	-	17.9	7.1	17.9	57.1	100
			20年度(12月まで)	15	-	20.0	53.3	6.7	20.0	100
物品等の賃借		18年度	12	-	33.3	-	16.7	50.0	100	
		19年度	2	-	50.0	50.0	-	-	100	
		20年度(12月まで)	-	-	-	-	-	-	-	
随意契約	企画随契	役務	18年度	826	47.5	22.6	11.4	9.8	8.7	100
			19年度	1,173	51.7	19.6	14.1	6.6	8.0	100
			20年度(12月まで)	876	45.0	20.8	13.0	7.0	14.3	100
	物品等の購入	18年度	-	-	-	-	-	-	-	
		19年度	1	-	100.0	-	-	-	100	
		20年度(12月まで)	1	-	-	100.0	-	-	100	
	物品等の賃借	18年度	-	-	-	-	-	-	-	
		19年度	1	100.0	-	-	-	-	100	
		20年度(12月まで)	-	-	-	-	-	-	-	

一般競争契約について契約種類別にみると、「役務」が1者応札の件数割合が50%前後となっており、「物品等の賃借」は、1者応札の件数割合が18年度24.5%から上昇して19年度、20年度（12月まで）とも50%以上となっている。

指名競争契約について契約種類別にみると、いずれも18年度から19年度に件数がおおむね半分以下となり、指名競争契約の適用は少なくなっている。また、「役務」以外は件数が100件未満と少なく、「物品等の賃借」については、19年度以降ほとんど実績はない。指名競争契約は、前記のとおり、5者以上の応札者数の件数割合が比較的高くなっているが、19年度、20年度（12月まで）においてはいずれも前年度より低下していて、比較的応札者数の多い契約が一般競争契約等の方式に移行していることが推定される。

企画随契について契約種類別にみると、「役務」以外の件数はほとんどない。「役務」については、1者応募の件数割合が50%前後と最も高く、応募者数が少なくなるほど件数割合が上昇する傾向となっている。

イ 落札率の状況

(ア) 契約方式別の落札率の状況

契約金額の予定価格に対する比率である落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特性などから、その高低だけをもって一律に評価することはできない面はあるものの、契約の競争性や予算執行の経済性及び効率性を評価する際の指標の一つと考えられる。

庁費等に係る対象契約について、契約方式別の平均落札率、落札率の分布をみると、図表2-8のとおりとなっている。

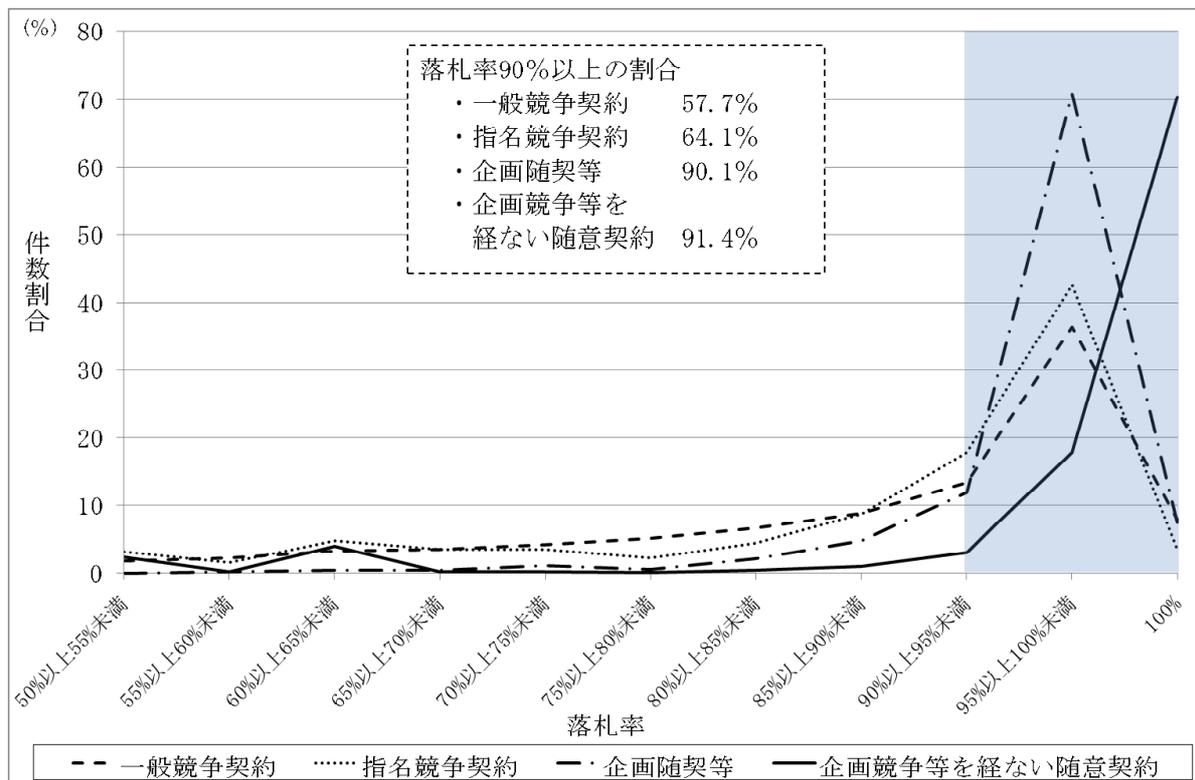
図表2-8 契約方式別の落札率の分布状況（件数割合）（平成18年度～20年度（12月まで））

(単位：%)

契約方式 落札率	競争契約						随意契約					
	一般競争契約			指名競争契約			企画随契等			企画競争等を経ない随意契約		
	平成18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)
90%以上	54.5	57.7	56.4	60.5	64.1	61.2	90.5	90.1	92.8	91.4	91.4	97.3
100%	6.7	7.9	6.3	3.5	3.5	2.5	9.8	7.4	6.8	61.5	70.4	83.0
95%以上100%未満	33.0	36.4	35.4	38.8	42.6	46.8	70.2	70.8	75.8	25.0	17.9	12.9
90%以上95%未満	14.9	13.5	14.7	18.3	17.9	11.9	10.5	11.9	10.2	4.8	3.1	1.4
85%以上90%未満	9.1	8.8	9.2	8.6	8.7	6.5	4.0	4.8	3.3	2.0	1.0	0.7
80%以上85%未満	7.1	6.6	7.2	5.7	4.5	8.0	2.3	2.2	1.5	0.7	0.4	0.1
75%以上80%未満	5.1	5.1	5.6	2.9	2.2	2.0	1.5	0.6	1.0	0.4	0.0	0.1
70%以上75%未満	4.2	4.2	3.6	4.2	3.5	5.0	0.5	1.1	0.5	0.1	0.2	0.5
65%以上70%未満	3.8	3.5	4.0	3.1	3.5	5.0	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2
60%以上65%未満	3.2	3.3	3.0	3.3	4.8	2.5	0.2	0.4	0.1	2.8	4.0	0.3
55%以上60%未満	2.4	2.3	1.9	2.9	1.6	2.5	-	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2
50%以上55%未満	2.1	1.9	1.7	1.8	3.2	3.0	-	-	-	1.6	2.4	0.2
50%未満	8.4	6.6	7.4	6.9	3.8	4.5	0.3	0.2	0.3	0.5	0.2	0.5
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
平均落札率	83.7	85.3	84.8	85.6	87.0	86.4	96.4	96.3	96.8	96.4	96.3	98.8

18年度の平均落札率をみると、競争契約は一般競争契約が83.7%、指名競争契約が85.6%とほぼ同様の値となっているのに対し、随意契約は企画随契等及び企画競争等を経ない随意契約ともに96.4%となっていて、競争契約と比較して随意契約は10ポイント以上高くなっている。この状況は、19年度、20年度（12月まで）もほぼ同様であり、そのうち19年度の契約方式別の落札率の分布状況は図表2-9のとおりとなっている。

図表2-9 契約方式別の落札率の分布状況（件数割合）（平成19年度）



契約方式別に落札率の分布をみると、落札率が90%以上となっている契約の件数割合は、一般競争契約及び指名競争契約は、それぞれ57.7%、64.1%となっているが、企画随契等及び企画競争等を経ない随意契約は、それぞれ90.1%、91.4%となっている。

このように競争契約と比較すると随意契約の落札率は90%以上に集中していて平均落札率も高いものとなっている。

(イ) 応札者数による落札率の状況

19年度の一般競争契約について、応札者数別に、平均落札率と落札率の件数割合の分布をみると、図表2-10のとおりとなっている。

図表2-10 一般競争契約における応札者数と落札率の状況（件数割合）（平成19年度）
（単位：％）

落札率 \ 応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	計
90%以上	76.9	49.9	34.2	27.1	35.0	57.7
100%	13.0	4.6	1.6	1.1	3.2	7.9
95%以上100%未満	49.3	28.5	20.5	17.0	24.1	36.4
90%以上95%未満	14.5	16.8	12.1	9.0	7.6	13.5
85%以上90%未満	7.8	8.5	9.1	10.6	12.1	8.8
80%以上85%未満	5.6	7.4	8.8	9.0	5.9	6.6
75%以上80%未満	2.9	6.8	8.5	8.5	6.2	5.1
70%以上75%未満	1.8	6.1	5.9	7.4	6.8	4.2
65%以上70%未満	0.9	5.2	7.5	7.4	5.0	3.5
60%以上65%未満	1.1	4.2	3.9	9.0	6.5	3.3
55%以上60%未満	1.1	2.6	2.9	4.8	4.1	2.3
50%以上55%未満	0.4	2.4	4.6	4.3	2.9	1.9
50%未満	1.5	7.0	14.7	11.7	15.6	6.6
計	100	100	100	100	100	100
平均落札率	92.6	82.5	75.8	74.8	75.7	85.3

一般競争契約における応札者数別の平均落札率は、1者応札が92.6%と最も高く、5者以上応札が75.7%となっていて、応札者数が増加するにしたがって低下する傾向となっている。

落札率の分布についても、落札率が90%以上となっている契約の件数割合は、1者応札が76.9%と最も高く、5者以上応札が35.0%となっていて、平均落札率と同様に応札者数が増加するにしたがって低下する傾向となっている。

また、19年度の指名競争契約について、応札者数別に平均落札率及び落札率の件数割合の分布をみると、図表2-11のとおりとなっている。

図表2-11 指名競争契約における応札者数と落札率の状況（件数割合）（平成19年度）
（単位：％）

落札率 \ 応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	計
90%以上	-	90.1	66.7	71.8	47.7	64.1
100%	-	4.9	7.7	-	2.6	3.5
95%以上100%未満	-	71.6	46.2	53.8	23.5	42.6
90%以上95%未満	-	13.6	12.8	17.9	21.6	17.9
85%以上90%未満	-	1.2	7.7	12.8	11.8	8.7
80%以上85%未満	-	1.2	5.1	5.1	5.9	4.5
75%以上80%未満	-	1.2	-	-	3.9	2.2
70%以上75%未満	-	1.2	2.6	5.1	4.6	3.5
65%以上70%未満	-	1.2	2.6	-	5.9	3.5
60%以上65%未満	-	1.2	-	2.6	8.5	4.8
55%以上60%未満	-	1.2	2.6	-	2.0	1.6
50%以上55%未満	-	1.2	7.7	-	3.9	3.2
50%未満	-	-	5.1	2.6	5.9	3.8
計	-	100	100	100	100	100
平均落札率	-	94.6	86.9	90.3	82.1	87.0

指名競争契約における応札者数別の平均落札率は、該当のない1者応札を除き、2者応札が94.6%と最も高く、5者以上応札が82.1%と応札者数が増加するにしたがって低下する傾向となっている。

落札率の分布についても、落札率が90%以上となっている契約の件数割合は、2者応札が90.1%と最も高く、5者以上応札が47.7%と最も低くなっていて、平均落札率と同様に応札者数が増加するにしたがって低下する傾向となっている。

(4) 契約手続の状況

ア 一般競争契約の入札参加資格要件の設定

一般競争契約は、競争参加者を広く一般に求める方式であるが、全く無制限に参加を認めたのでは不信用、不誠実な者の参加により契約の履行が確保できなくなるおそれがあるため、競争に参加するための一定の資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）が定められている。

この入札参加資格要件には、国との契約において不正の事実があった者は競争に参加させないことができるなどとする欠格要件（予決令第70条及び第71条）のほか、一般競争契約の入札に参加する者が具備する必要があると認められる資格を定めた積極要件（予決令第72条及び第73条）もあり、契約種類別に、その金額等に応じ、

工事、製造又は販売等の実績、従業員数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について必要な資格を定めることができる（予決令第72条）とされている。

庁費等の対象契約については、前記のように企画競争等を経ない随意契約の見直しにより一般競争契約の実績が増加しているが、一般競争契約の競争性を確保するためには、入札参加資格要件が適切に設定され、受注希望者を必要以上に排除することのないようにしなければならない。

契約種類別に入札参加資格要件の19年度及び20年度（12月まで）の設定状況をみると、図表2-12のとおりとなっている。

図表2-12 契約種類別の入札参加資格要件の設定状況（件数割合）（平成19年度及び20年度（12月まで））

（単位：％）

契約種類	入札参加資格要件の内容 年度	契約実績の有無						合計	技術者等の資格を求めている契約
		契約実績を求めている契約					左記以外の契約実績		
		公的機関との契約実績				計			
		国土交通省の機関に限定	国の機関に限定	公的機関に限定	計				
役務	平成19年度	5.0	3.9	11.8	20.8	24.5	54.7	100	23.0
	20年度(12月まで)	4.1	5.1	11.3	20.4	25.6	54.0	100	25.1
物品等の購入	19年度	6.4	1.1	3.1	10.5	15.7	73.8	100	1.2
	20年度(12月まで)	5.0	-	3.2	8.2	13.6	78.2	100	2.6
物品等の製造	19年度	-	-	8.6	8.6	14.3	77.1	100	-
	20年度(12月まで)	-	7.0	5.3	12.3	31.6	56.1	100	1.8
物品等の賃借	19年度	1.9	1.9	1.9	5.6	29.4	65.0	100	5.6
	20年度(12月まで)	-	0.6	1.8	2.4	25.6	72.0	100	3.7
工事（設計、調査等を含む。）	19年度	-	-	7.7	7.7	59.0	33.3	100	84.6
	20年度(12月まで)	-	-	4.7	4.7	62.5	32.8	100	81.3
計	19年度	4.9	2.9	8.8	16.5	23.2	60.3	100	17.5
	20年度(12月まで)	3.8	3.8	8.9	16.5	24.5	59.0	100	20.5

（注）契約実績の有無の合計と技術者等の資格を求めている契約は重複する。

契約実績を求めている契約のうち、国土交通省の機関に限定した契約実績を求めているものは、19年度及び20年度（12月まで）ともに5%を下回っているが、公的機関との契約実績を求めている件数割合は、両年度ともに16.5%となっている。

また、公的機関との契約実績を求めている契約は、「役務」において、件数割合で19年度20.8%、20年度（12月まで）20.4%となっていて、契約種類のうちでは最も割合が高くなっている。

技術者等の資格を求めている契約は、19年度及び20年度（12月まで）の件数割合で「工事(設計、調査等を含む。）」は、84.6%、81.3%、「役務」は、23.0%、25.1%となっているが、「物品等の購入」、「物品等の製造」及び「物品等の賃借」は、5.6%以下と低くなっている。

入札参加資格要件に、公的機関との契約実績を求めている契約について、主な契約内容及び件数等をみると、図表2-13のとおりとなっている。

図表2-13 公的機関との契約実績を求めている主な契約内容及び件数等（平成19年度及び20年度（12月まで））

(単位：件、%)

区分	平成19年度			20年度（12月まで）		
	主な契約内容	件数	割合	主な契約内容	件数	割合
1	器具機械等の修繕、各種保守	69	(15.1)	器具機械等の修繕、各種保守	62	(14.5)
2	事務効率化等のためのシステム開発・運用	46	(10.0)	清掃	53	(12.4)
3	清掃	37	(8.1)	事務効率化等のためのシステム開発・運用	51	(11.9)
4	警備保安業務	35	(7.6)	警備保安業務	32	(7.5)
5	印刷製本	28	(6.1)	車両管理業務	24	(5.6)
	その他(上記以外)	243	(53.1)	その他(上記以外)	205	(48.0)
計		458	(100)		427	(100)

(注) 主な契約内容は、巻末別表1の「予算目の区分表」に掲載されている経費区分（費途）ごとの適用内容を参考に分類して件数を集計している。

19年度において、入札参加資格要件に公的機関との契約実績を求めている契約のうち件数が最も多かった契約内容は、器具機械等の修繕、各種保守の69件（15.1%）となっており、20年度（12月まで）も62件（14.5%）と同様となっている。また、19年度及び20年度（12月まで）ともに、上位5区分の契約内容で全体の約5割を占めており、主な契約内容もほぼ同様となっている。

上記の入札参加資格要件の設定に関して、その内容を必要以上に限定して応募者の範囲が制限される可能性があったと認められる事態が、巻末別表3のとおり30事項見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

なお、以下の事例中における契約金額の記載は、18、19両年度の契約は年間の支払金額とし、20年度（12月まで）の契約は単価契約によるものは

〔 12月までの支払金額、総価契約によるものは当初契約金額を記載している。〕

<事例1>

[入札参加資格要件を公的機関との契約実績に限定しているもの]

東京航空局は、平成18年度から20年度に、新潟空港事務所の庁舎等の清掃業務について、民間企業と一般競争契約（契約金額：18年度3,969千円、19年度4,830千円、20年度（12月まで）3,837千円）を行っていて、応札者数は18年度2者、19年度1者、20年度2者となっていた。

上記の入札に当たっては、公的機関（国、都道府県等）との清掃業務の契約実績を有することなどを入札参加資格要件としている。しかし、特に公的機関との契約実績に限定する必要はないと考えられることから、より多くの者が参加可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

<事例2>

[業務従事者の要件を限定しているもの]

近畿地方整備局豊岡河川国道事務所は、平成18年度に、同事務所が保有している行政文書の整理・分類等を行う業務について、社団法人近畿建設協会と随意契約（契約金額：10,185千円）を行っていた。これについて、同事務所は、19年度より一般競争契約に移行することとし、19、20両年度において入札を行ったところ、いずれも従来の契約相手方だけの1者応札となり、同者と契約（契約金額：19年度15,645千円、20年度（12月まで）7,560千円）を行った。

上記の入札に当たっては、業務に従事させることとするすべての業務従事者が、14年度以降において、国の機関、地方公共団体、特殊法人、公益法人における「行政文書の整理業務」、「行政文書の分類業務」と同種又は類似の業務に関する実務経験を有する者であることなどを入札参加資格要件としていた。しかし、同業務の内容には、業務管理責任者の管理の下に行う、書類の運搬等の軽作業も含まれ、業務従事者全員が実務経験を有することとする必要はないと考えられることから、より多くの者が参加可能となるよう、この要件の緩和について検討すべきであったと認められる。

イ 契約内容等の明示

一般競争契約の入札の実施に当たっては、関係業者に入札を周知するため、上記の入札参加資格要件のほか、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時等を、

官報、新聞紙、掲示その他の方法をもって公告することとされている（予決令第74条及び第75条）。

そして、希望者に対しては、入札参加の判断の決定や入札金額の算定の資料として、更に詳細に当該契約の購入物、業務内容について説明した説明書、仕様書等を明示することとしている。また、企画競争を実施する場合にも、実施業務の詳細な説明、提案書提出者に求めるべき資格、提案書の作成様式及び記載上の留意事項に付する内容、提案書の特定をするための評価基準等について庁舎内に掲示したり説明書を配布したりして明示し、広く一般に提案を求めることとしている。この明示状況についてみると、仕様書等に十分業務内容が記載されていないなどの事態が、巻末別表3のとおり18事項見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

[入札の際の仕様書における業務内容の明示が十分でないもの]

東北地方整備局（港湾空港関係）は、平成18年度から20年度に、港湾空港部内に構築してある情報システムやネットワークの稼働状況を監視したり、システムの障害発生時の対応等を行ったりする情報システム保守管理業務について、民間企業と一般競争契約（契約金額：18年度31,752千円、19年度33,337千円、20年度（12月まで）33,768千円）を行っていたが、応札者は、いずれの年度も同一の1者となっていた。

上記の入札に当たっては、特に厳しい入札参加資格要件は課されていないものの、仕様書をみると、過去の障害発生時の対応実績が明示されておらず、従来の契約相手方しか業務量の把握ができない内容となっていた。したがって、従来の契約相手方以外の者でも業務量について容易に把握することができるよう、仕様書の記載内容に当該実績を明記することなどについて検討をすべきであったと認められる。

<事例4>

[企画競争の審査における評価内容や審査方法の明示が十分でないもの]

北海道運輸局は、平成19年度に、北海道における航空をとりまく物流の活性化に係る調査・検討をする業務について、業務の実施方法等や遂行能力が最も優れた者を選定する企画競争を実施したところ、2者から応募があり、このうち提出された提案書の審査点の高かった社団法人北海道総合研究調査会と随意契約（契約金額：1,785千円）を行った。

上記の契約について企画競争の審査内容をみると、業務内容の理解度、具体性、独

創性等の提案内容の審査とともに、業務実施の確実性の審査を実施することとし、その内容は会社等としての実績、配置予定技術者の実績として過去5年以内に同種又は類似の業務で実績を挙げていることなどとされていた。

しかし、本件業務と同種又は類似の業務に該当する業務の内容や実績の有無等による採点の方法等、具体的な内容は明示されておらず、各審査員が10点満点の審査を行うこととされているにすぎないものとなっていた。業務実績に関する審査は、提案者に関する客観的な事実を審査するものであるから、実績として評価する業務内容を明確化して受注希望者に適切な情報を提供するとともに、客観的かつ合理的な審査内容となるよう審査方法を定めることが必要であったと認められる。

ウ 単価契約における契約単価の設定

契約種類には、請負契約のように、総価により契約する総価契約と、時間単価、消耗品等の単価を設定して、この単価に実際の業務量、実際に納入した個数等乗じて支払う単価契約とがある。単価契約における契約単価の設定において、落札価格の基礎となった単価よりも高い単価で契約している事態が見受けられた。これを示すと以下のとおりである。

<事例5>

[落札価格の基礎となった単価よりも高い単価で契約しているもの]

中国地方整備局は、平成19年度に、11台の電子複写機に係る賃貸借、保守等の業務について、民間企業と一般競争契約による単価契約（契約金額：8,492千円）を行っている。また、20年度においても、これら11台の電子複写機を継続して使用するため、随意契約により19年度と同様の単価で同企業と契約（20年度12月までの使用実績額：12,557千円）を行っている。

上記の入札において、保守及び消耗品等の料金については、各電子複写機の1か月間の複写予定枚数に複写1枚当たりの単価（以下「保守等単価」という。）を乗じて算定することとしていた。

当該入札は同企業が1か月分の総額として663,475円で落札した。そして、同整備局は、落札した同企業から提出された見積書の賃貸借料、保守等単価等に基づき単価契約を行っていた。

今回、この契約単価についてみたところ、同整備局が契約単価とした見積書の保守

等単価は、落札価格の基礎となった単価よりも高い単価となっていた。これは、同企業が入札金額を算定する際に、保守及び消耗品等の料金を、根拠のない金額で算出してしまったためである。その結果、見積書の賃貸借料と保守等単価に1か月間の複写予定枚数を乗じた料金を合計すると1,106,785円となり、実際に落札した金額663,475円に比べ高い金額となっているのに、落札価格の基礎となった保守等単価よりも高い単価をもって契約単価としていたことは、適切とは認められない。

なお、同整備局は、会計検査院の検査を踏まえ、過大となっていた支払金額8,535千円を21年3月に同企業から返還させている。

3 契約内容、契約金額などの状況

(1) 契約内容の状況

庁費等に係る対象契約の内容について、契約方式、発注単位、業務範囲、実施方法の点から経済的、効率的なものにならないかなどについて検査した。その結果、次のとおり、少額随契の一括化、発注単位の設定及び業務範囲の設定や実施方法を検討すべきものなどの事態が見受けられた。

ア 少額随契の一括化

物品の購入のうち事務用消耗品は1品ごとの単価は比較的安価であるが、各部局等で共通的に使用するものについては、大量に購入されるため年間を通じた支払金額は多額なものとなっている。

そこで、そのような事務用消耗品としてプリンタで使用するトナーカートリッジを選定して、これに係る契約方式、件数及び支払金額を分析した。

検査対象の組織では、18、19両年度に、毎年8億円を超えるトナーカートリッジを購入しているが、その購入に係る契約方式をみると、19年度では随意契約が金額割合で約3割となっている。さらに、随意契約のほとんどが少額随契となっていて、18年度においては1,648件、3億4698万円、19年度においても1,297件、2億6266万円のトナーカートリッジを少額随契により購入している。

これは、物品の購入に当たり少額随契によることができるのは予定価格が160万円を超えない場合とされており、多くのカートリッジの個々の契約の予定価格が、この160万円を超えていないことによる。このような少額随契の件数は毎年度1,000件以上と多く、少額随契について、18、19両年度のトナーカートリッジに係る1契約当

たりの平均支払金額は、20万円程度となっている。

しかし、このような複数回の少額随契のうち年間を通じた総支払金額が160万円を上回っているものは、18、19両年度では件数割合で70.3%（1,159件）、60.3%（782件）、支払金額割合で84.6%（2億9368万円）、79.8%（2億0958万円）となっている。

トナーカートリッジはプリンタのメーカーや機種別に規格が異なっていることや、特定のトナーカートリッジはプリンタが専用機器であり販売会社が限られていることなどもあり、必ずしもすべてのトナーカートリッジの購入を一括して契約するには困難な面もある。しかし、数量をまとめることにより契約価格も有利となることや事務手続の簡素化にも役立つことから、既往年度の使用実績等に基づく計画的な購入を図ることにより、個別に少額随契を行うことなく一括化して、一般競争契約による購入を検討すべき事態が見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例6>

[計画的な購入を検討すべきもの]

北海道開発局は、平成18、19両年度に、トナーカートリッジを他の事務用消耗品と合わせて総価契約による随意契約で購入しており、その件数は18年度計95件、19年度計86件となっている。そして、トナーカートリッジに係る1件当たりの支払金額は18年度16,800円から851,053円、19年度8,862円から461,685円となっており、これらに係る契約は、すべて、予定価格が少額(160万円未満)である場合に適用できる少額随契となっていた。

しかし、トナーカートリッジの年間を通じた総支払金額は、18年度18,827千円、19年度12,626千円であり、少額随契によることが出来る範囲を超えており、既往年度の実績等から年間の予定数量を想定して、計画的に購入することを検討していれば、一般競争契約で購入することが可能であったと認められる。

なお、同開発局は、20年度におけるトナーカートリッジの購入については、一般競争契約による単価契約を行っている。

なお、国土交通省は、「国土交通省行政効率化推進計画」（16年6月行政効率化関係省庁連絡会議決定。20年12月改定）において、消耗品の調達については、今後の取組として、単価契約による調達の推進などにより件数の縮減を推進するとともに、

少額随契による契約の単位をまとめるなどの見直しにより、一般競争契約の拡大を図ることとし、特にコピー用紙、トナー類及び文具用品類については、調達事務の集約化等を行うとともに、集約化によってかえってコストが高くなる場合を除き、単価契約による調達を行うこととしている。

イ 発注単位の設定

地方支分部局は、本局の下に支局、事務所等が設置され、更にその下に出張所等が設置される重層型の組織となっており、これらが、行政範囲内に点在している。これらの各組織における職員の健康診断、庁舎の清掃等の業務を実施する場合、発注単位をどのように設定し、どこまで集約化すべきかについて画一的な基準を設定することは難しいが発注単位の集約化を検討すべき事態も見受けられた。その事例を示すと、次のとおりである。

<事例7>

[発注単位の集約化を検討すべきもの]

北海道運輸局は、平成19、20両年度に、本局庁舎及び管内の事務所等11庁舎における健康診断業務について、庁舎別に随意契約（契約金額：19年度12契約計1,528千円、20年度（12月まで）12契約計1,450千円）を行っている。そして、本局及び分任契約担当官が設置されていない事務所に係る健康診断業務については、本局が事務所に見積りの徴取を依頼するなどして随意契約を行っていて、その他の事務所等に係る健康診断業務については各事務所等が随意契約を行っている。

しかし、上記の契約のうち本局庁舎と札幌運輸支局庁舎に係る健康診断業務については、いずれも札幌市内の庁舎において行われており、契約相手方も同一の者となっていた。このような場合には、一括して発注するなど契約の集約化を検討し、その際、一般競争契約の導入等契約方式の変更も視野に入れるべきであったと認められる。

契約内容の発注単位の設定については、一般に、契約内容の集約化による経済的効果や、事務の効率化への寄与が期待できるため、入札状況も考慮しながら適宜見直すことが必要である。

ウ 業務範囲の設定や実施方法

検査対象の組織は、業務等の確実な遂行を図るため、様々な業務を民間企業等に請け負わせるなどしている。業務の実施に当たっては、契約する業務の範囲等を年間の計画等に基づいて適切に設定することが必要であり、また、継続的に実施する業務の場合、財政事情が厳しい現状では、当該業務の継続の可否や業務の実施方法の見直しが必要となる場合もある。検査対象の契約内容についてみたところ、次のとおり、業務範囲の設定や実施方法について検討すべき事態が見受けられた。

(ア) 業務範囲の設定や実施方法の検討等

今回検査した中で、契約した業務範囲の設定が適切でない事態や、業務の実施方法について検討すべき事態が2事項見受けられた。この事例を示すと次のとおりである。

<事例8>

[業務範囲の設定が適切でないもの]

東京航空交通管制部は、平成20年度に、庁舎等の清掃作業について一般競争入札を実施したところ、応札者がなかったことから、予決令第99条の2の規定に基づき、民間企業と随意契約（契約金額：20年度（12月まで）18,585千円）を行っていた。

上記の契約について仕様書等に記載の清掃作業の実施内容をみると、作業面積は管制室1,186.4㎡を含めた計27,459.1㎡としていたが、このうち管制室は20年9月から21年3月まで新たな管制卓の設置工事が行われており、この影響で1,186.4㎡のうち798.6㎡（契約金額相当額876,647円）は清掃が実施できなくなっていた。しかし、同交通管制部の担当者はこの状況を検査時点（20年12月）においても十分把握しておらず、当該業務期間中の各作業床の工事实施の状況等を十分に把握し、作業の必要性についての検討をすべきであったと認められる。

なお、同交通管制部は、会計検査院の検査を踏まえ、20年12月に、設計変更により減額の措置を執った。

<事例9>

[業務の実施方法を検討すべきもの]

関東地方整備局常陸河川国道事務所は、平成18年度から20年度に、同事務所が保有する技術資料等の資料整理、管理運用、資料管理システム改良、文書所在確認等の業務について、民間企業と18年度は指名競争契約（契約金額：24,675千円）、19、20両

年度は一般競争契約（契約金額：19年度24,937千円、20年度（12月まで）26,145千円）を行っていた。

上記業務のうち管理運用業務は、同事務所の書庫等に文書保存されている資料を職員からの依頼により貸し出すなどのために、同事務所の水戸庁舎、太田庁舎に管理要員を1名ずつ常駐させている。

同管理運用業務は、一般には事務所職員が自ら実施しているものについて、資料の多様化等に対応した業務の効率化の一環として外部に請け負わせることとしたものである。しかし、同事務所内においては既に資料検索システムも整備され、同システムを使用すれば職員自らが必要な資料を持ち出すことも可能な環境となっており、また、1日当たりの貸出し依頼件数の実績は数件程度であり、これらを考慮すると、管理運用業務を外部に請け負わせ、各庁舎に常駐させる実施方法について、見直しの検討をすべきであったと認められる。

(イ) 定期刊行物の調達等

国土交通省は、国土交通行政全般に関する情報、国土交通省所管の各事業に関連する情報、管内の地域のイベント・各種話題等に関する情報等を内外の関係各機関へ広報することを目的とした定期刊行物（以下「広報誌」という。）を購入又は制作しており、18、19両年度における本省及び地方支分部局（本局）別の広報誌の種類及び支払金額をみると、図表3-1のとおりとなっている。

図表3-1 本省及び地方支分部局（本局）別の広報誌の種類及び支払金額（平成18、19両年度）

(単位：部、千円、%)

年度	平成18年度				19年度			
	種類	調達部数	支払金額	割合	種類	調達部数	支払金額	割合
本省及び地方支分部局(本局)								
本省	1	37,920	18,960	4.3	1	37,920	17,615	4.2
地方整備局	65	1,890,205	413,364	93.4	56	1,861,216	389,129	92.9
北海道開発局	4	36,640	7,930	1.8	4	64,160	10,167	2.4
地方運輸局等	3	10,440	2,115	0.5	3	10,690	1,911	0.5
地方航空局	—	—	—	—	—	—	—	—
航空交通管制部	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	73	1,975,205	442,370	100	64	1,973,986	418,824	100

本省及び地方支分部局（本局）別にみると、特に地方整備局の支払金額は、18

年度で413,364千円、19年度で389,129千円と多額に上っており、両年度とも本省及び地方支分部局（本局）の合計額の90%以上を占めている。

地方整備局の広報誌については、主に全国に配布される広報誌（以下「全国誌」という。）と、主に地方整備局管内に配布される広報誌（以下「地方誌」という。）に分けられる。これら広報誌の19年度の調達部数及び支払金額をみると、図表3-2のとおりとなっている。

図表3-2 地方整備局別の広報誌の調達状況（平成19年度）

(単位：種類、部、千円)

地方整備局	広報誌の種類		調達部数	支払金額
東 北	全国誌	3	18,880	10,829
	地方誌	4	446,900	21,868
	計	7	465,780	32,697
関 東	全国誌	4	82,549	28,041
	地方誌	1	264,000	46,095
	計	5	346,549	74,136
北 陸	全国誌	3	23,910	16,373
	地方誌	2	182,000	48,365
	計	5	205,910	64,738
中 部	全国誌	6	54,094	16,163
	地方誌	3	248,300	37,170
	計	9	302,394	53,333
近 畿	全国誌	3	23,595	17,939
	地方誌	6	165,450	70,384
	計	9	189,045	88,323
中 国	全国誌	5	39,051	11,760
	地方誌	1	24,426	6,595
	計	6	63,477	18,355
四 国	全国誌	3	8,148	8,361
	地方誌	3	130,520	5,268
	計	6	138,668	13,629
九 州	全国誌	6	48,013	20,177
	地方誌	3	101,380	23,737
	計	9	149,393	43,915
合 計	全国誌	33	298,240	129,646
	地方誌	23	1,562,976	259,483
	計	56	1,861,216	389,129

地方整備局では、上記の広報誌のうち、国土交通行政全般に関する情報、管内の地域のイベント・各種話題等に関する情報等の広報誌は広報担当課において、また、国土交通省所管の各事業に関連する情報の広報誌は各事業課において、それぞれ配布先、配布部数を決定している。

上記について、19年度の広報誌の配布先をみると、図表3-3のとおりとなって

いる。

図表3-3 広報誌の配布先の状況（平成19年度）

広報誌の種類	適用	配布先数									
		省内	他省庁	地方公共団体	学校	図書館等	病院	民間企業	道の駅	その他	合計
全国誌	最小	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	最大	114	1	371	281	344	2	16	4	859	1,186
	平均	24	-	55	20	18	-	-	-	67	187
地方誌	最小	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	最大	112	278	896	5,904	904	426	1,998	122	1,728	8,362
	平均	60	33	193	563	118	32	249	41	390	1,682
全 体	最小	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	最大	114	278	896	5,904	904	426	1,998	122	1,728	8,362
	平均	39	13	111	243	59	13	103	17	200	801

注(1) 配布先数は、広報誌1発行当たりの各配布先の最小値、最大値、平均値を示したもので、合計も同様に広報誌1発行当たりの配布先の合計の最小値、最大値、平均値を示す。

注(2) 省内とは管内の事務所等、他の地方整備局、本省等を示す。

広報誌の配布先は、学校、民間企業、図書館、地方公共団体等多岐にわたっている。このように、各地方整備局は多くの種類の広報誌を多数調達し、配布しているが、広報誌の種類、配布先等は担当部局によって大きく異なっていて効率的な広報誌の調達という点で疑問がある。

これらの広報誌は、道路整備特別会計における広報広聴経費についての国会の議論等を踏まえてその必要性について検討が行われており、その多くが購入又は制作を取りやめるなどしている。その結果、20年度（12月まで）の8地方整備局の調達実績は、3種類の広報誌で1,832千円と急激に減少している。また、21年度からは新たな予算科目として広報費が設けられて予算上の明確化が図られ、支出に当たって事前審査を行うなど厳正な予算執行管理を行うこととされた。

(2) 契約金額の状況

庁費等に係る対象契約の内容について、仕様の内容、料金設定、予定価格の算定の点から経済的、効率的なものにならないかなどについて検査した。その結果、次のとおり、経済的な仕様の設定、経済的な料金プランの利用、予定価格の算定方法を検討すべきものなどの事態が見受けられた。

ア 経済的な仕様の設定

前記のとおり、検査対象の組織では、プリンタで使用するトナーカートリッジを毎年度多数購入しており、18年度における件数は1,748件、支払金額は8億2605万円、

19年度における件数は1,421件、支払金額は8億8956万円となっている。

現在、トナーカートリッジについては、新品のほかに、使用済みのカートリッジにトナーを詰め替えたリサイクル品も流通しているが、リサイクル品のうちには、メーカーが製造しているリサイクル品（以下「純正リサイクル品」という。）とメーカー以外の者が製造しているリサイクル品（以下「非純正リサイクル品」という。）があり、いずれも一般に新品よりも安価となっている。純正リサイクル品は、資源の有効利用や地球環境への配慮を背景に各メーカーでも順次対応機種を増やしてきており、その品質は新品と同様に厳密な管理が行われていて、万一プリンタ本体の故障の原因となっても、非純正リサイクル品と異なり新品を使用した場合と同様の保証が受けられるものとなっている。

トナーカートリッジの購入契約における仕様の設定状況をみると、図表3-4のとおりとなっている。

図表3-4 トナーカートリッジの購入契約における仕様の設定状況(平成19年度)

上段：金額（単位：千円）
下段：割合（単位：％）

契約上の仕様の規格 検査対象の組織	新品を対象とした仕様		リサイクル品を考慮した仕様		合 計		
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	
本省	87 (91.6)	235,793 (93.0)	8 (8.4)	17,748 (7.0)	95 (100)	253,542 (100)	
地方整備局	本局	214 (90.3)	85,094 (41.1)	23 (9.7)	121,864 (58.9)	237 (100)	206,959 (100)
	事務所等	416 (91.4)	127,587 (85.8)	39 (8.6)	21,103 (14.2)	455 (100)	148,690 (100)
	計	630 (91.0)	212,682 (59.8)	62 (9.0)	142,967 (40.2)	692 (100)	355,650 (100)
北海道開発局	本局	54 (62.8)	7,384 (58.5)	32 (37.2)	5,241 (41.5)	86 (100)	12,626 (100)
	事務所等	198 (75.6)	13,027 (33.6)	64 (24.4)	25,708 (66.4)	262 (100)	38,735 (100)
	計	252 (72.4)	20,412 (39.7)	96 (27.6)	30,949 (60.3)	348 (100)	51,361 (100)
地方運輸局等	195 (83.0)	145,778 (77.9)	40 (17.0)	41,466 (22.1)	235 (100)	187,245 (100)	
地方航空局	21 (100.0)	23,205 (100.0)	- (-)	- (-)	21 (100)	23,205 (100)	
航空交通管制部	26 (86.7)	17,137 (92.3)	4 (13.3)	1,425 (7.7)	30 (100)	18,563 (100)	
合 計	1,211 (85.2)	655,010 (73.6)	210 (14.8)	234,559 (26.4)	1,421 (100)	889,569 (100)	

契約上の仕様の規格で新品を対象としている契約は、件数で1,211件（85.2％）と大半であり、リサイクル品を考慮した仕様となっている契約は210件（14.8％）と少ないものとなっていた。また、仕様の規格で新品を対象としている契約に係るトナ

ーカートリッジについて、純正リサイクル品の製造等の状況をみると、図表3-5のとおりとなっている。

図表3-5 純正リサイクル品の製造等の状況(平成19年度)

上段：金額（単位：千円）
下段：割合（単位：％）

検査対象の組織	製造等の状況	純正リサイクル品が製造されているもの		純正リサイクル品が製造されていないもの		合 計	
		件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
本 省		36 (41.4)	97,790 (41.5)	51 (58.6)	138,003 (58.5)	87 (100)	235,793 (100)
地方整備局	本局	47 (22.0)	39,247 (46.1)	167 (78.0)	45,847 (53.9)	214 (100)	85,094 (100)
	事務所等	165 (39.7)	63,207 (49.5)	251 (60.3)	64,380 (50.5)	416 (100)	127,587 (100)
	計	212 (33.7)	102,454 (48.2)	418 (66.3)	110,228 (51.8)	630 (100)	212,682 (100)
北海道開発局	本局	27 (50.0)	4,568 (61.9)	27 (50.0)	2,816 (38.1)	54 (100)	7,384 (100)
	事務所等	60 (30.3)	4,560 (35.0)	138 (69.7)	8,466 (65.0)	198 (100)	13,027 (100)
	計	87 (34.5)	9,128 (44.7)	165 (65.5)	11,283 (55.3)	252 (100)	20,412 (100)
地方運輸局等		64 (32.8)	55,540 (38.1)	131 (67.2)	90,238 (61.9)	195 (100)	145,778 (100)
地方航空局		11 (52.4)	13,296 (57.3)	10 (47.6)	9,908 (42.7)	21 (100)	23,205 (100)
航空交通管制部		15 (57.7)	6,704 (39.1)	11 (42.3)	10,433 (60.9)	26 (100)	17,137 (100)
合 計		425 (35.1)	284,914 (43.5)	786 (64.9)	370,095 (56.5)	1,211 (100)	655,010 (100)

(注)「純正リサイクル品が製造されていないもの」には不明を含む。

契約上の仕様の規格で新品を対象としている契約に係るトナーカートリッジのうち、425件（35.1％）分については、メーカーにおいて純正リサイクル品が製造されていた。

純正リサイクル品は、製造に必要な使用済みカートリッジの回収等の問題から必ずしも需要に応じた供給に対応できないことなどもあり、上記契約のすべてにおいて購入が可能であったとまでは断定できないが、トナーカートリッジの契約に当たっては、経済性だけでなく環境にも配慮して、供給状況に応じた純正リサイクル品の購入を図ることができるよう仕様の記載を検討すべきであったと認められる。

一方、一部の検査対象の組織では、仕様の規格で純正リサイクル品も設定して、実際にも安価な純正リサイクル品が納入されていたものも見受けられた。純正リサイクル品を仕様に設定しているものについて、事例を参考として示すと次のとおりである。

<参考事例>

東北地方整備局は、平成18、19両年度に、文書事務に必要なトナーカートリッジ等の事務用消耗品の購入について、民間企業と一般競争契約による単価契約（契約金額：18年度10,950千円、19年度4,924千円）を行っていた。

同整備局では、上記の契約に当たり、新品より安価な純正リサイクル品もプリンタの機種によっては販売されていたため、仕様書等に「純正リサイクルトナー」と明記した上で純正リサイクル品の規格を記載していた。

そして、上記の仕様書に基づき契約を行ったことにより、18、19両年度で購入したトナーカートリッジの大半は純正リサイクル品となっていた。

イ 経済的な料金プランの利用

本省及び地方支分部局（本局）は、業務の遂行等に当たり、他の事務所及び事業実施現場に赴いた職員との連絡等のために、固定電話及び携帯電話等を使用している。そして、固定電話については、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社等の電話会社（以下「固定電話会社」という。）と利用契約を締結しており、通話料、回線使用料等の電話料金を、19年度2億5012万円、20年度2億3863万円支払っている。固定電話から携帯電話に電話をかける場合（以下、このことを「固定電話発携帯電話着」という。）の通話料については「携帯電話会社利用分」として、携帯電話会社が設定した通話料が固定電話会社を介して請求されるものがあり、19、20両年度に、携帯電話会社利用分として支払った電話の回線数及びこれらに係る通話料をみると、図表3-6のとおりとなっている。

図表3-6 携帯電話会社が設定した通話料を支払った電話の回線数及び金額（平成19、20両年度）

（単位：回線、千円）

本省及び地方支分部局（本局）	平成19年度		20年度		計	
	回線数	通話料	回線数	通話料	回線数	通話料
本省	57	8,729	60	9,359	64	18,089
地方整備局	309	9,366	277	8,314	366	17,681
北海道開発局	50	550	49	414	55	965
地方運輸局等	53	860	25	380	57	1,240
地方航空局	39	1,914	37	1,889	43	3,803
航空交通管制部	91	1,002	78	792	97	1,795
計（23か所）	599	22,423	526	21,151	682	43,574

（注）回線数は、19、20両年度に重複するものがあるため、両年度の合計とはならない。

上記図表3-6のとおり、固定電話発携帯電話着の通話料において、携帯電話会社が設定した通話料を支払っているものは、本省及び地方支分部局（本局）の23か所で見受けられ、19年度599回線、2242万円、20年度526回線、2115万円、計682回線、4357万円となっている。

しかし、固定電話発携帯電話着の通話については、各固定電話会社から、経済的な料金プランが提供されており、その主なものとして、固定電話から携帯電話へ電話をかける際、固定電話会社別に決められた事業者識別番号「00XY」を携帯電話番号の前に付することで、携帯電話会社の設定した通話料（携帯電話会社A社の場合、平日3分間当たり70円）より割安な通話料（固定電話会社B社の場合、平日3分間当たり49.5円）が適用されるプランがある。

そこで、固定電話発携帯電話着の通話料について、上記の経済的な料金プランが適用されているかについてみたところ、巻末別表3のとおり、前記本省及び地方支分部局（本局）の23か所のうち18か所において、固定電話会社の事業者識別番号を付して通話できたのに、これを行うことなく通話しており、その回線数及び通話料は、19、20両年度で計638回線、計4311万円となっていた。

これらの通話については、固定電話会社の事業者識別番号を付することにより、計1262万円の節減が図ることができることから、固定電話会社が設定した経済的な料金プランの利用を検討すべきであったと認められる。

ウ 予定価格の算定方法

予定価格は、予決令第80条第2項により、契約の目的となる物件又は役務について、

取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。予定価格の算定は、国土交通省又は他の信頼できる機関において定めている予定価格の積算の基準や単価を使用したり、契約の内容によってこのような基準等がない場合には、市販の積算用の資料を使用したり、業者から徴取した見積り（以下、予定価格の算定のために業者から徴取した見積りを「参考見積り」という。）を基にしたりするなどの方法がある。

検査対象の組織における19年度及び20年度（12月まで）の対象契約のうち、予定価格の算定を参考見積りの価格としたり、参考見積りの価格に一定の査定率を乗じたりなどして決定しているものについて、参考見積りの徴取数及び徴取先の選定方法をみると、図表3-7のとおりとなっている。

図表3-7 参考見積りの徴取数及び徴取先の選定方法（平成19年度、20年度（12月まで））

①徴取数

参考見積り徴取数	上段：件数（単位：件）					計
	1者	2者	3者	4者	5者以上	
件数	2,623	515	602	192	299	4,231
	(62.0)	(12.2)	(14.2)	(4.5)	(7.1)	(100)

②徴取先の選定方法

参考見積り徴取数	上段：件数（単位：件）					計
	既契約の契約者	既契約の応札者	当該契約の応札が見込まれる者	既契約の応札者と当該契約の応札が見込まれる者	その他	
1者	1,578	28	950	60	7	2,623
	(60.2)	(1.1)	(36.2)	(2.3)	(0.3)	(100)
2者	44	57	382	28	4	515
	(8.5)	(11.1)	(74.2)	(5.4)	(0.8)	(100)

参考見積りの徴取数は1者が62.0%を占めている。

参考見積りの徴取数を1者又は2者としている契約は、既契約の契約者又は応札者、当該契約の応札が見込まれる者など限られた範囲から参考見積りを徴取しているものがほぼ100%となっている。この中には、他に適当な参考見積りの徴取先がない場合もあるが、入札に参加する意欲のある者からの参考見積りの方が他の者よりも信頼性があるなどとして、徴取先を当該契約の応札が見込まれる者等に制限した結果少数となっている場合もある。

予定価格の算定に当たって、参考見積りの徴取先を既契約者等に限定していた事態が、巻末別表3のとおり6事項見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例10>

[予定価格の算定に当たり、参考見積りの徴取先を限定しているもの]

近畿地方整備局は、平成18、19両年度に、プリンタのトナーカートリッジ等の購入について、民間企業と一般競争契約による単価契約（契約金額：18年度3,253千円、19年度2,870千円）を行っていた。

上記の契約の予定価格の算定に当たっては、いずれも参考見積りを基にしており、当該契約の応札が見込まれる者からの参考見積りの方が信頼性が高いとして、それぞれの契約に応札が見込まれる18年度1者、19年度2者を参考見積りの徴取先としていた。

しかし、特にトナーカートリッジのように対象となる者が多数存在することが想定される契約については、参考見積りの徴取先を当該契約の応札が見込まれる者に限定することなく、より多くの者を対象とすることが適正な予定価格の算定に寄与するものと認められる。

また、予定価格の算定に当たり、予定数量の算出を誤ったり、適用すべき積算基準、単価が定められているのに使用していなかったりしていた事態が、巻末別表3のとおり11事項見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例11>

[予定数量を誤って予定価格を算定していたもの]

九州運輸局は、平成20年度に、小荷物の輸送契約について、民間企業と一般競争契約を行っていた。

上記の契約は、当該年度に予定される小荷物の輸送業務の総価を予定価格として契約相手方を選定することとして、選定後に入札価格の基となった単価により単価契約（契約金額：20年度（12月まで）2,354千円）を行っている。予定価格の算定に当たっては、前年度の輸送実績に余裕を見込んで10%割増しした数量を当該年度の予定数量とすることとし、小荷物の送付元、送付先に応じて算出した予定数量に単価を乗じた価格を合計するなどして、予定数量を9,883個、予定価格を7,201,220円と算定していた。

しかし、上記の予定価格のうち一部の送付元の予定数量の算出に当たり、前年度の送付実績の106個に1.1を乗じて117個とすべきところ、表計算ソフトへの入力を誤るなどして1,147個としていた。したがって、正しい予定数量は8,853個、予定価格は6,479,780円となり721,440円過大に算定されていた。

なお、入札による落札額は3,434,999円であり、修正後の予定価格6,479,780円を下回っていた。

<事例12>

[適用すべき積算基準以外の資料等で予定価格を算定していたもの]

関東運輸局は、平成19、20両年度に、同運輸局栃木運輸支局等における構内車両の誘導・警備を行う業務について、いずれも民間企業と一般競争契約による単価契約（契約金額：19年度4,640千円、20年度（前半）6,117千円、（後半（12月まで））2,467千円）を行っていた。

上記の契約について予定価格の算定方法をみたところ、1人1日当たりの費用を予定価格とすることとし、インターネット上に公表されている民間の試算例を基にするなどして警備業務に要する同費用を19、20両年度の3契約ともに17,994円と算定していた。

しかし、庁舎の警備業務の積算に使用する基準としては、国土交通省官庁営繕部が策定した建築保全業務積算基準等があり、これにより積算すれば、19年度契約は13,799円、20年度契約は12,945円となり、本件業務の1人1日当たり積算額は19年度契約は4,195円、20年度契約は5,049円が過大に算定されていた。

なお、入札による落札額は19年度10,290円、20年度（前半）9,660円、（後半（12月まで））9,240円であり、いずれも修正後の予定価格を下回っていた。

4 契約相手方の状況

(1) 契約種類別の契約状況

契約相手方については、①民間企業、②所管公益法人、③その他の公益法人、④独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。）、⑤地方公共団体及び⑥その他（個人、組合、特定非営利活動法人、医療法人等①から⑤以外のものをいう。以下同じ。）に6分類し、件数、支払金額の多い「役務」、「物品等の購入」、「物品等の賃借」について分析を行った。

契約種類別に契約相手方別の対象契約の件数をみると、図表4-1のとおりとなっている。

図表4-1 契約種類別の件数及び件数割合（平成18年度～20年度（12月まで））

契約種類	契約相手方 年度	上段：件数(単位：件) 下段：件数割合(単位：%)						計
		民間企業	所管公益法人	その他の公益法人	独立行政法人等	地方公共団体	その他	
役務	平成18年度	3,161 (72.6)	596 (13.7)	140 (3.2)	204 (4.7)	49 (1.1)	206 (4.7)	4,356 (100)
	19年度	3,160 (75.7)	535 (12.8)	122 (2.9)	187 (4.5)	46 (1.1)	123 (2.9)	4,173 (100)
	20年度(12月まで)	2,718 (78.9)	364 (10.6)	116 (3.4)	92 (2.7)	31 (0.9)	122 (3.5)	3,443 (100)
物品等の購入	18年度	919 (88.4)	80 (7.7)	7 (0.7)	3 (0.3)	- (-)	31 (3.0)	1,040 (100)
	19年度	832 (91.1)	47 (5.1)	5 (0.5)	6 (0.7)	- (-)	23 (2.5)	913 (100)
	20年度(12月まで)	545 (95.1)	11 (1.9)	4 (0.7)	1 (0.2)	- (-)	12 (2.1)	573 (100)
物品等の賃借	18年度	1,002 (75.5)	15 (1.1)	3 (0.2)	22 (1.7)	60 (4.5)	226 (17.0)	1,328 (100)
	19年度	953 (73.3)	14 (1.1)	2 (0.2)	27 (2.1)	79 (6.1)	226 (17.4)	1,301 (100)
	20年度(12月まで)	830 (71.8)	13 (1.1)	2 (0.2)	24 (2.1)	81 (7.0)	206 (17.8)	1,156 (100)

件数割合をみると、いずれの契約種類、年度についても「民間企業」の割合が最も高く70%を超えていて、特に、「物品等の購入」はおおむね90%程度となっている。

「民間企業」以外では、「その他」が「物品等の賃借」においていずれの年度も17%程度を占めているほかは、おおむね10%を下回っている。各年度で比較すると、「役務」及び「物品等の購入」は、「民間企業」が18年度72.6%及び88.4%から20年度

(12月まで) 78.9%及び95.1%とそれぞれ6.3ポイント及び6.7ポイント上昇しているが、一方、「所管公益法人」は18年度13.7%及び7.7%から20年度(12月まで) 10.6%

及び1.9%とそれぞれ3.1ポイント及び5.8ポイント低下している。

契約種類別に契約相手方別の対象契約の支払金額をみると、図表4-2のとおりとなっている。

図表4-2 契約種類別の支払金額及び支払金額割合（平成18年度～20年度（12月まで））

上段：支払金額(単位：千円)
下段：支払金額割合(単位：%)

契約種類	契約相手方 年度	民間企業	所管公益法人	その他の 公益法人	独立行政 法人等	地方公共 団体	その他	計
役務	平成18年度	42,556,189 (61.9)	18,239,791 (26.5)	1,123,536 (1.6)	4,532,030 (6.6)	193,384 (0.3)	2,083,138 (3.0)	68,728,070 (100)
	19年度	47,273,136 (63.8)	20,275,011 (27.4)	1,123,159 (1.5)	3,346,875 (4.5)	636,281 (0.9)	1,476,272 (2.0)	74,130,735 (100)
	20年度(12月まで)	20,073,045 (61.3)	10,381,978 (31.7)	436,548 (1.3)	1,259,366 (3.8)	61,705 (0.2)	520,707 (1.6)	32,733,351 (100)
物品等の購入	18年度	8,191,805 (92.1)	387,359 (4.4)	15,467 (0.2)	19,906 (0.2)	- (-)	280,371 (3.2)	8,894,910 (100)
	19年度	6,988,399 (95.2)	232,646 (3.2)	14,526 (0.2)	32,669 (0.4)	- (-)	69,560 (0.9)	7,337,802 (100)
	20年度(12月まで)	3,166,516 (97.4)	43,721 (1.3)	8,239 (0.3)	2,104 (0.1)	- (-)	29,229 (0.9)	3,249,810 (100)
物品等の賃借	18年度	11,481,935 (45.9)	23,612 (0.1)	20,422 (0.1)	549,700 (2.2)	696,649 (2.8)	12,245,738 (48.9)	25,018,059 (100)
	19年度	11,629,431 (46.0)	33,853 (0.1)	16,324 (0.1)	641,380 (2.5)	772,966 (3.1)	12,164,065 (48.2)	25,258,022 (100)
	20年度(12月まで)	8,520,777 (38.4)	12,133 (0.1)	16,002 (0.1)	684,950 (3.1)	802,186 (3.6)	12,143,107 (54.8)	22,179,159 (100)

支払金額割合も件数割合と同様な傾向となっているが、両者を比較すると、「役務」における「所管公益法人」は18、19両年度では14ポイント程度、20年度（12月まで）では21.1ポイント、「物品等の賃借」における「その他」は各年度とも30ポイント以上支払金額割合の方が高くなっている。

このことは、相対的に1契約当たりの金額が大きいことを示しており、特に「物品等の賃借」における「その他」については、地方航空局における空港用地の借地契約に当たって、土地の所有者で組織している組合等と契約を締結しており、そのため1契約当たりの支払金額が大きいことによると考えられる。

(2) 契約方式別の契約状況

上記のように、「役務」は、「物品等の賃借」の「その他」を除いた他の契約種類と比較してみると、「民間企業」以外が契約相手方となっている件数割合及び支払金額割合が高いものとなっている。そこで、特に「役務」について、契約方式別に契約相手方別の件数をみると、図表4-3のとおりとなっている。

図表4-3 契約方式別の件数及び件数割合（役務）（平成18年度～20年度（12月まで））

上段：件数(単位：件)
下段：件数割合(単位：%)

契約方式	契約相手方 年度	民間企 業	所管公 益法人	その他 の公益 法人	独立行 政法人 等	地方公 共団体	その他	計	
競争契約	一般競争契約	平成18年度	1,194 (91.4)	63 (4.8)	23 (1.8)	11 (0.8)	- (-)	15 (1.1)	1,306 (100)
		19年度	1,552 (89.2)	85 (4.9)	63 (3.6)	18 (1.0)	- (-)	21 (1.2)	1,739 (100)
		20年度(12月まで)	1,643 (89.5)	77 (4.2)	75 (4.1)	23 (1.3)	- (-)	18 (1.0)	1,836 (100)
	指名競争契約	18年度	368 (97.1)	2 (0.5)	7 (1.8)	- (-)	- (-)	2 (0.5)	379 (100)
		19年度	191 (99.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (1.0)	193 (100)
		20年度(12月まで)	113 (99.1)	1 (0.9)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	114 (100)
随意契約	企画随契等	18年度	528 (62.2)	185 (21.8)	36 (4.2)	63 (7.4)	2 (0.2)	35 (4.1)	849 (100)
		19年度	728 (60.5)	274 (22.8)	41 (3.4)	93 (7.7)	4 (0.3)	63 (5.2)	1,203 (100)
		20年度(12月まで)	554 (60.7)	235 (25.8)	33 (3.6)	22 (2.4)	- (-)	68 (7.5)	912 (100)
	企画競争等を経ない随意契約	18年度	1,071 (58.8)	346 (19.0)	74 (4.1)	130 (7.1)	47 (2.6)	154 (8.5)	1,822 (100)
		19年度	689 (66.4)	176 (17.0)	18 (1.7)	76 (7.3)	42 (4.0)	37 (3.6)	1,038 (100)
		20年度(12月まで)	408 (70.2)	51 (8.8)	8 (1.4)	47 (8.1)	31 (5.3)	36 (6.2)	581 (100)

件数割合をみると、競争契約は、いずれの年度も「民間企業」がおおむね90%以上となっている。随意契約は、競争契約と比較すると「民間企業」の件数割合は低く、18年度で企画随契等が62.2%、企画競争等を経ない随意契約が58.8%、「所管公益法人」の件数割合は18年度で企画随契等が21.8%、企画競争等を経ない随意契約が19.0%となっている。年度間の変化についてみると、企画競争等を経ない随意契約における「所管公益法人」の件数割合は、18年度の19.0%から20年度（12月まで）に8.8%と10.2ポイント低下し、企画随契等においては21.8%から25.8%と4.0ポイント上昇している。

次に、契約方式別に契約相手方別の支払金額をみると、図表4-4のとおりとなっている。

図表4-4 契約方式別の支払金額及び支払金額割合（役務）（平成18年度～20年度（12月まで））

上段：支払金額(単位：千円)
下段：支払金額割合(単位：%)

契約方式	契約相手方 年度	民間企業	所管公益法人	その他の公益法人	独立行政法人等	地方公共団体	その他	計	
競争契約	一般競争契約	平成18年度	13,244,314 (85.6)	1,064,269 (6.9)	289,541 (1.9)	417,990 (2.7)	- (-)	456,480 (3.0)	15,472,596 (100)
		19年度	17,966,133 (72.6)	5,651,529 (22.9)	437,555 (1.8)	417,082 (1.7)	- (-)	257,624 (1.0)	24,729,925 (100)
		20年度(12月まで)	9,696,978 (72.0)	3,234,020 (24.0)	193,229 (1.4)	147,454 (1.1)	- (-)	192,893 (1.4)	13,466,576 (100)
	指名競争契約	18年度	5,800,067 (98.6)	64,300 (1.1)	8,321 (0.1)	- (-)	- (-)	6,770 (0.1)	5,879,459 (100)
		19年度	4,931,593 (99.7)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	13,705 (0.3)	4,945,299 (100)
		20年度(12月まで)	2,337,794 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2,337,794 (100)
随意契約	企画随契等	18年度	5,097,830 (58.2)	2,160,264 (24.7)	374,415 (4.3)	912,864 (10.4)	6,685 (0.1)	201,049 (2.3)	8,753,109 (100)
		19年度	7,391,753 (52.5)	4,266,248 (30.3)	439,258 (3.1)	1,220,712 (8.7)	64,506 (0.5)	691,481 (4.9)	14,073,961 (100)
		20年度(12月まで)	3,666,726 (31.4)	7,063,981 (60.4)	214,628 (1.8)	500,730 (4.3)	- (-)	247,197 (2.1)	11,693,263 (100)
	企画競争等を経ない随意契約	18年度	18,413,977 (47.7)	14,950,957 (38.7)	451,258 (1.2)	3,201,175 (8.3)	186,698 (0.5)	1,418,837 (3.7)	38,622,905 (100)
		19年度	16,983,655 (55.9)	10,357,233 (34.1)	246,344 (0.8)	1,709,080 (5.6)	571,774 (1.9)	513,460 (1.7)	30,381,549 (100)
		20年度(12月まで)	4,371,546 (83.5)	83,976 (1.6)	28,690 (0.5)	611,181 (11.7)	61,705 (1.2)	80,616 (1.5)	5,237,717 (100)

支払金額割合をみると、指名競争契約及び企画随契等はおおむね件数割合と同様の傾向となっているが、一般競争契約は「所管公益法人」が18年度6.9%から、19年度22.9%と16.0ポイント上昇していて、支払金額も18年度1,064,269千円から19年度5,651,529千円（対前年度531.0%）に増加している。一方、企画競争等を経ない随意契約は、「所管公益法人」が18年度38.7%から19年度34.1%と4.6ポイント低下していて、支払金額も18年度14,950,957千円から19年度10,357,233千円（対前年度69.3%）と大幅に減少している。

上記のように一般競争契約及び企画競争等を経ない随意契約について、18年度から19年度にかけての「所管公益法人」の件数割合及び支払金額割合が大きく変化しているのは、比較的支払金額が高い企画競争等を経ない随意契約が、一般競争契約に移行したことを示しているものと認められる。

(3) 契約方式別の応札（応募）者数、落札率の状況

「役務」のなかでも指名競争契約は、前記の図表4-3のようにほとんど「民間企業」が契約相手方となっている。そこで、指名競争契約を除いた、一般競争契約、企画随契及び企画競争等を経ない随意契約について契約方式別に応札（応募）者数、落

札率の分析を行った。

ア 「役務」における契約相手方別の応札者、落札率の状況（一般競争契約）

一般競争契約としたものについて、契約相手方別の応札者数をみると、図表4-5のとおりとなっている。

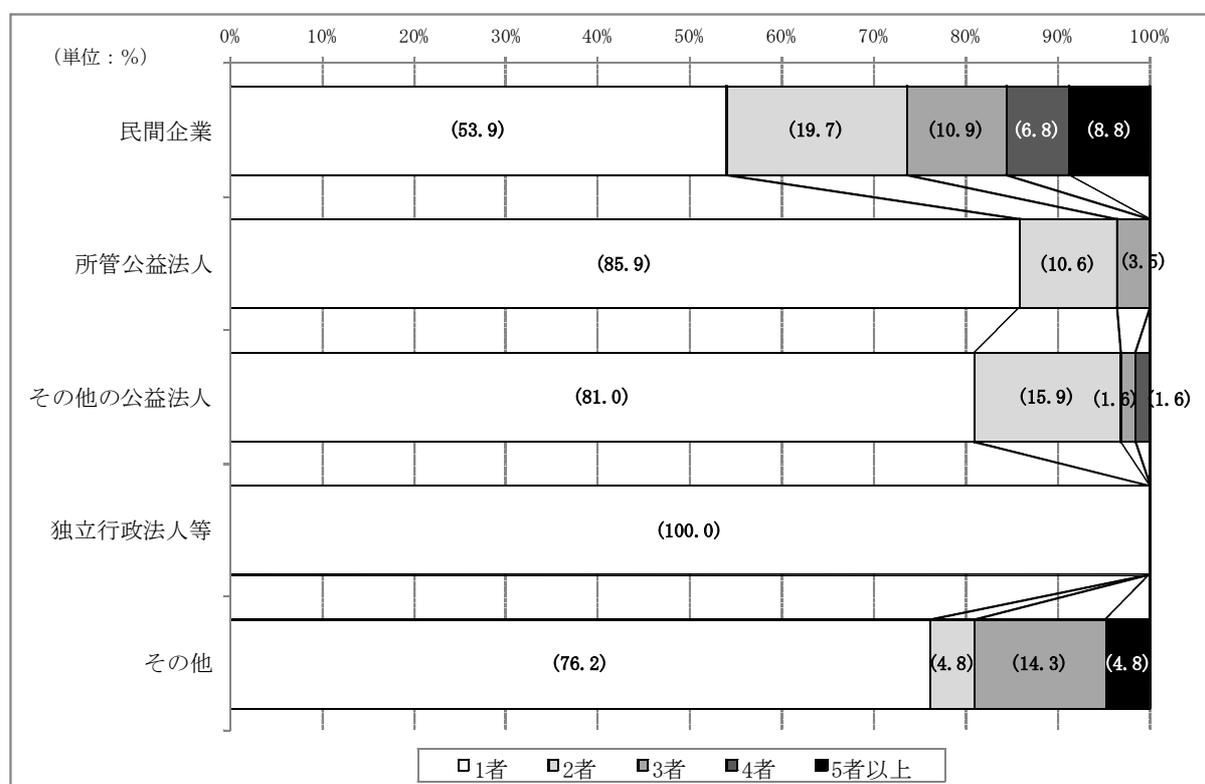
図表4-5 契約相手方別の応札者数の状況（一般競争契約）

① 応札者数の分布表（平成18年度～20年度（12月まで））

(単位：%)

応札者数	件数割合																	
	民間企業			所管公益法人			その他の公益法人			独立行政法人等			地方公共団体			その他		
	平成18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)
1者	47.0	53.9	52.8	81.0	85.9	87.0	73.9	81.0	80.0	90.9	100.0	82.6	-	-	-	40.0	76.2	66.7
2者	19.9	19.7	19.9	15.9	10.6	7.8	13.0	15.9	14.7	-	-	17.4	-	-	-	26.7	4.8	27.8
3者	12.9	10.9	11.3	3.2	3.5	1.3	8.7	1.6	4.0	9.1	-	-	-	-	-	26.7	14.3	5.6
4者	6.3	6.8	6.8	-	-	2.6	4.3	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5者以上	13.9	8.8	9.3	-	-	1.3	-	-	1.3	-	-	-	-	-	-	6.7	4.8	-
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	-	-	100	100	100
平均応札者数	2.6	2.1	2.2	1.2	1.2	1.2	1.4	1.2	1.3	1.2	1.0	1.2	-	-	-	2.7	1.5	1.4

② 応札者数の分布図（平成19年度）



18年度の「民間企業」は、そのほかの契約相手方と比較すると、応札者数が5者以上の件数割合が13.9%となっているなど各応札者数に幅広く実績が見受けられ、平均応札者数も2.6者と多いものの、1者応札が47.0%を占めている。年度間の変化をみると、19年度は1者応札の件数割合が53.9%、平均応札者数が2.1者と、それぞれ6.9ポイント上昇、0.5者減少している。20年度（12月まで）は1者応札の件数割合、平均応札者数ともに19年度と同程度となっている。

そのほかの契約相手方においては、「その他」の18年度及び20年度（12月まで）を除くと、各年度とも1者応札の件数割合が70%以上を占めており、平均応札者数は1.5者以下となっていて、そのうち「所管公益法人」は、1者応札の件数割合が18年度81.0%から19年度85.9%と上昇し、20年度（12月まで）も引き続き上昇傾向となっている。

契約相手方との契約において、1者応札の件数割合が上昇しているのは、随意契約の見直しにより一般競争契約への移行が図られているものの、応札者数の増加など、実質的な競争性の拡大につながっていないことに起因しているものと認められる。

また、一般競争契約としたものについて、契約相手方別の落札率の分布表と、そのうち他の契約相手方よりも件数が多い「民間企業」と「所管公益法人」の19年度の落札率の分布図を示すと図表4-6のとおりとなっている。

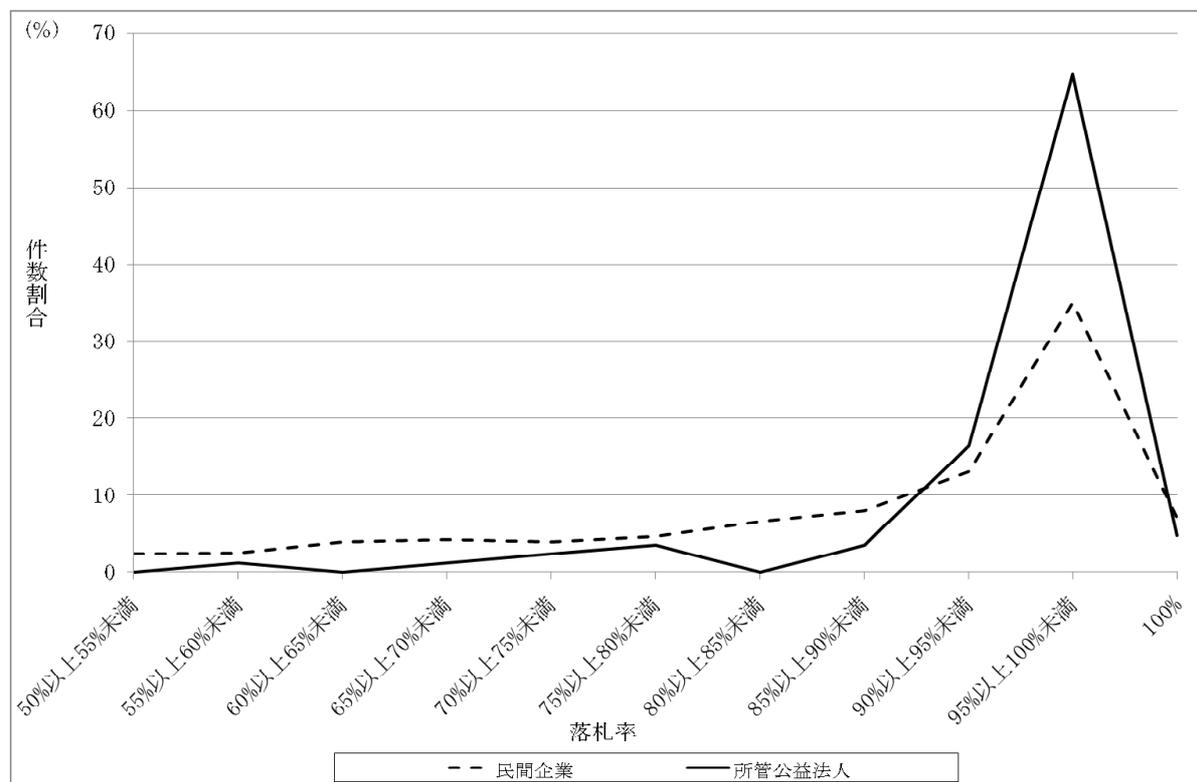
図表4-6 契約相手方別の落札率の状況（一般競争契約）

①落札率の分布表（平成18年度～20年度（12月まで））

（単位：％）

落札率	件数割合																	
	民間企業			所管公益法人			その他の公益法人			独立行政法人等			地方公共団体			その他		
	平成18年度	19年度	20年度（12月まで）	18年度	19年度	20年度（12月まで）	18年度	19年度	20年度（12月まで）	18年度	19年度	20年度（12月まで）	18年度	19年度	20年度（12月まで）	18年度	19年度	20年度（12月まで）
100%	6.0	7.0	5.3	-	4.7	4.0	8.7	27.9	14.7	9.1	5.6	4.3	-	-	-	26.7	5.0	-
95%以上100%未満	30.6	35.0	34.4	51.6	64.7	52.0	39.1	39.3	40.0	27.3	22.2	30.4	-	-	-	20.0	50.0	44.4
90%以上95%未満	13.9	13.1	14.9	22.6	16.5	21.3	8.7	6.6	13.3	18.2	16.7	21.7	-	-	-	6.7	5.0	11.1
85%以上90%未満	8.6	8.0	8.6	6.5	3.5	13.3	8.7	8.2	10.7	9.1	16.7	13.0	-	-	-	20.0	5.0	22.2
80%以上85%未満	5.5	6.5	7.8	3.2	-	1.3	13.0	1.6	4.0	-	22.2	13.0	-	-	-	6.7	15.0	-
75%以上80%未満	4.8	4.6	4.8	6.5	3.5	2.7	-	6.6	4.0	9.1	11.1	4.3	-	-	-	6.7	5.0	11.1
70%以上75%未満	5.1	4.0	4.1	1.6	2.4	1.3	8.7	4.9	5.3	9.1	-	-	-	-	-	-	5.0	-
65%以上70%未満	4.6	4.2	4.5	1.6	1.2	1.3	-	1.6	1.3	9.1	-	4.3	-	-	-	-	-	11.1
60%以上65%未満	3.8	3.9	3.3	-	-	1.3	4.3	-	1.3	-	8.7	-	-	-	-	6.7	10.0	-
55%以上60%未満	3.2	2.5	2.1	-	1.2	1.3	-	1.6	1.3	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-
50%以上55%未満	2.7	2.4	1.8	1.6	-	-	-	-	-	-	5.6	-	-	-	-	-	-	-
50%未満	11.2	8.7	8.4	4.8	2.4	-	8.7	1.6	4.0	-	-	-	-	-	-	6.7	-	-
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	-	-	100	100	100
平均落札率	81.1	83.3	83.9	89.4	93.3	93.4	86.7	92.7	90.0	85.1	87.2	88.4	-	-	-	87.9	88.8	89.0

②「民間企業」と「所管公益法人」の落札率の分布図（平成19年度）



平均落札率をみると、「民間企業」は、いずれの年度の平均落札率も80%台前半となっているが、18年度81.1%から19年度83.3%と2.2ポイント上昇しており、20年度（12月まで）も引き続き上昇傾向となっている。また、「所管公益法人」は18年度89.4%から、19年度93.3%と3.9ポイント上昇していて、20年度（12月まで）も引き続き上昇傾向にある。

19年度の「民間企業」と「所管公益法人」の落札率の分布図をみると、いずれも95%以上100%未満で突出しているが、「所管公益法人」の方がその件数割合が高い。

イ 「役務」における契約相手方別の応募者、落札率の状況（企画随契）

企画随契としたものについて、契約相手方別に提案書の応募者数をみると、図表4-7のとおりとなっている。

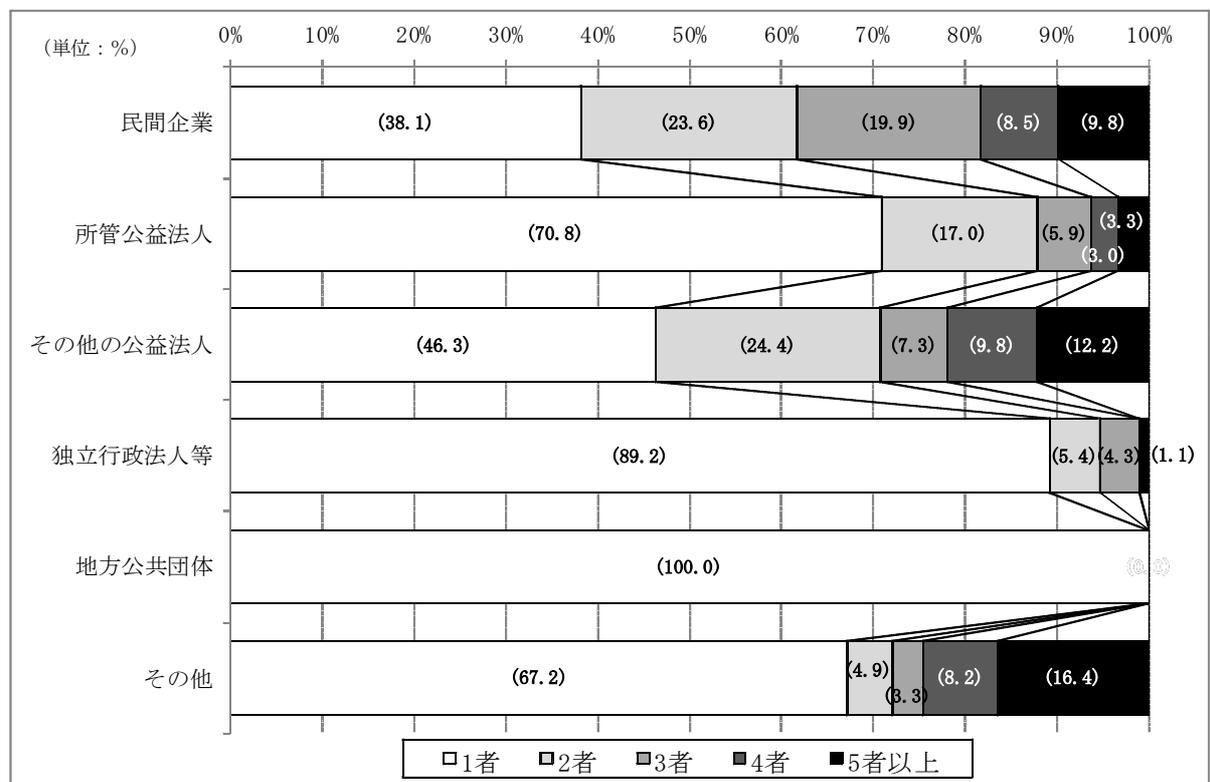
図表4-7 契約相手方別の応募者数の状況（企画随契）

①応募者数の分布表（平成18年度～20年度（12月まで））

(単位：%)

応募者数	件数割合																	
	民間企業			所管公益法人			その他の公益法人			独立行政法人等			地方公共団体			その他		
	平成18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)
1者	32.8	38.1	32.8	70.7	70.8	70.8	47.2	46.3	21.2	85.7	89.2	90.9	50.0	100.0	-	71.4	67.2	46.3
2者	27.5	23.6	24.2	14.9	17.0	18.0	25.0	24.4	27.3	12.7	5.4	4.5	-	-	-	8.6	4.9	6.0
3者	14.9	19.9	17.3	6.1	5.9	4.3	11.1	7.3	18.2	1.6	4.3	-	-	-	-	5.7	3.3	11.9
4者	12.8	8.5	10.0	5.0	3.0	1.7	13.9	9.8	12.1	-	-	-	-	-	-	5.7	8.2	1.5
5者以上	12.0	9.8	15.7	3.3	3.3	5.2	2.8	12.2	21.2	-	1.1	4.5	50.0	-	-	8.6	16.4	34.3
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100	100
平均応募者数	2.6	2.4	2.8	1.6	1.5	1.6	2.0	3.7	3.0	1.2	1.2	1.2	6.5	1.0	-	2.7	7.1	4.2

②応募者数の分布図（平成19年度）



「民間企業」と「所管公益法人」の件数割合及び平均応募者数を比較すると、「民間企業」は1者応募の件数割合が18年度32.8%で、19年度以降も30%台で推移していて、平均応募者数は2.5者程度となっている。一方、「所管公益法人」は1者応募の件数割合がいずれの年度も約70%で「民間企業」より高く、平均応募者数は1.5者程度と「民間企業」より少なくなっている。

このように「所管公益法人」において、1者応募の件数割合が高いことは、契約相

手方のみ提案書の評価により、契約を行うことが比較的多くなっていることを示していると認められる。

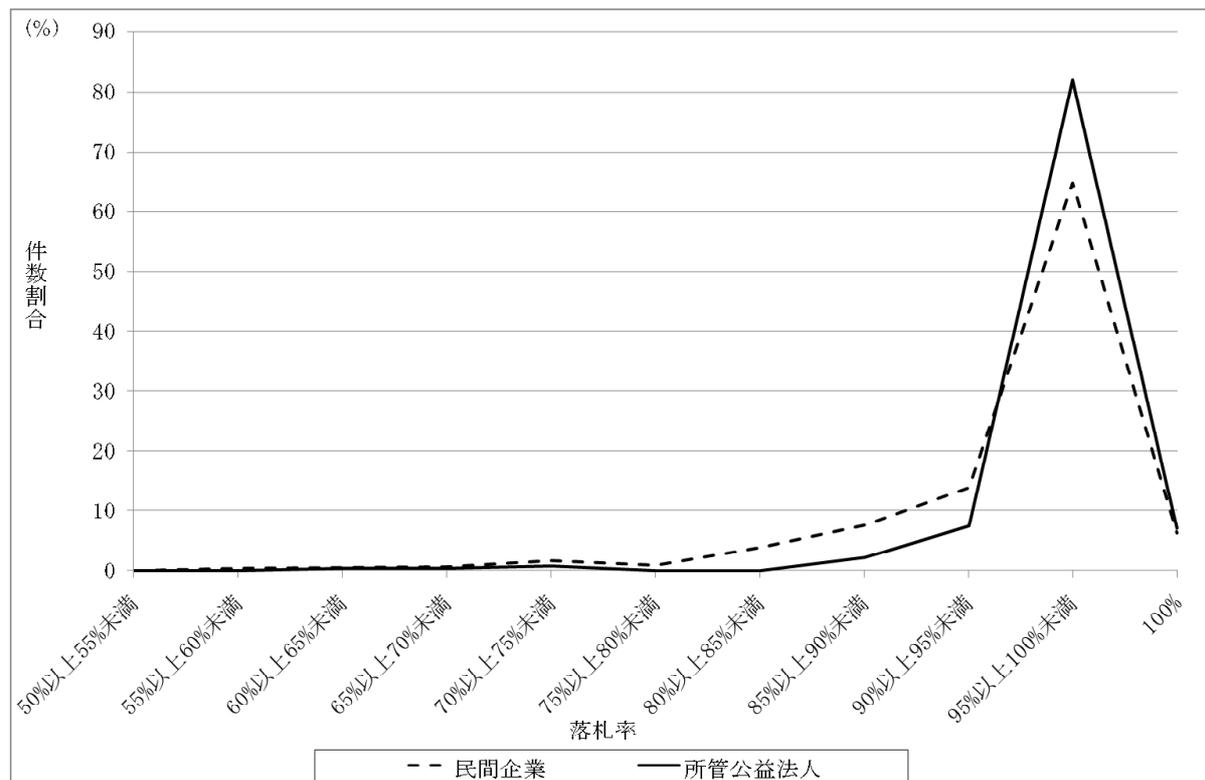
また、企画随契としたものについて、契約相手方別に落札率の分布表と19年度の落札率の分布図を示すと、図表4-8のとおりとなっている。

図表4-8 契約相手方別の落札率の状況（企画随契）

①落札率の分布表（平成18年度～20年度（12月まで））

落札率	件数割合																	
	民間企業			所管公益法人			その他の公益法人			独立行政法人等			地方公共団体			その他		
	平成18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)
100%	9.1	6.2	6.4	8.3	7.0	3.9	5.6	4.9	3.0	28.6	19.4	55.0	50.0	50.0	-	8.6	3.9	10.2
95%以上100%未満	66.9	64.8	68.6	79.0	81.9	89.7	58.3	65.9	69.7	69.8	75.3	40.0	50.0	50.0	-	68.6	78.4	81.4
90%以上95%未満	11.8	13.8	13.6	9.4	7.4	5.6	19.4	22.0	18.2	-	4.3	-	-	-	-	14.3	13.7	8.5
85%以上90%未満	4.1	7.5	5.4	2.8	2.2	0.4	11.1	4.9	6.1	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-
80%以上85%未満	3.5	3.8	2.1	0.6	-	-	2.8	2.4	3.0	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-
75%以上80%未満	2.4	0.9	1.7	-	-	0.4	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0
70%以上75%未満	0.8	1.6	1.0	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9
65%以上70%未満	0.4	0.6	0.4	-	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9
60%以上65%未満	0.4	0.4	0.2	-	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0
55%以上60%未満	-	0.3	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50%以上55%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50%未満	0.6	-	0.4	-	-	-	-	-	-	-	1.1	5.0	-	-	-	-	-	-
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100	100	100
平均落札率	95.6	95.4	95.7	97.9	97.8	98.3	95.4	96.2	96.4	99.3	98.3	96.8	98.8	99.5	-	96.0	96.6	98.2

②「民間企業」と「所管公益法人」の落札率の分布図（平成19年度）



平均落札率をみると、いずれの契約相手方も95%を超えていて、その差はあまりないが、19年度の「民間企業」と「所管公益法人」の落札率の分布図をみると、「民間企業」と比較して、「所管公益法人」の落札率の方が95%以上100%未満で突出している。しかし、前記の一般競争契約ほど両者の件数割合の差はない。

ウ 「役務」における契約相手方別の落札率の状況（企画競争等を経ない随意契約）
 企画競争等を経ない随意契約としたものについて、契約相手方別に落札率の分布表と19年度の落札率の分布図を示すと、図表4-9のとおりとなっている。

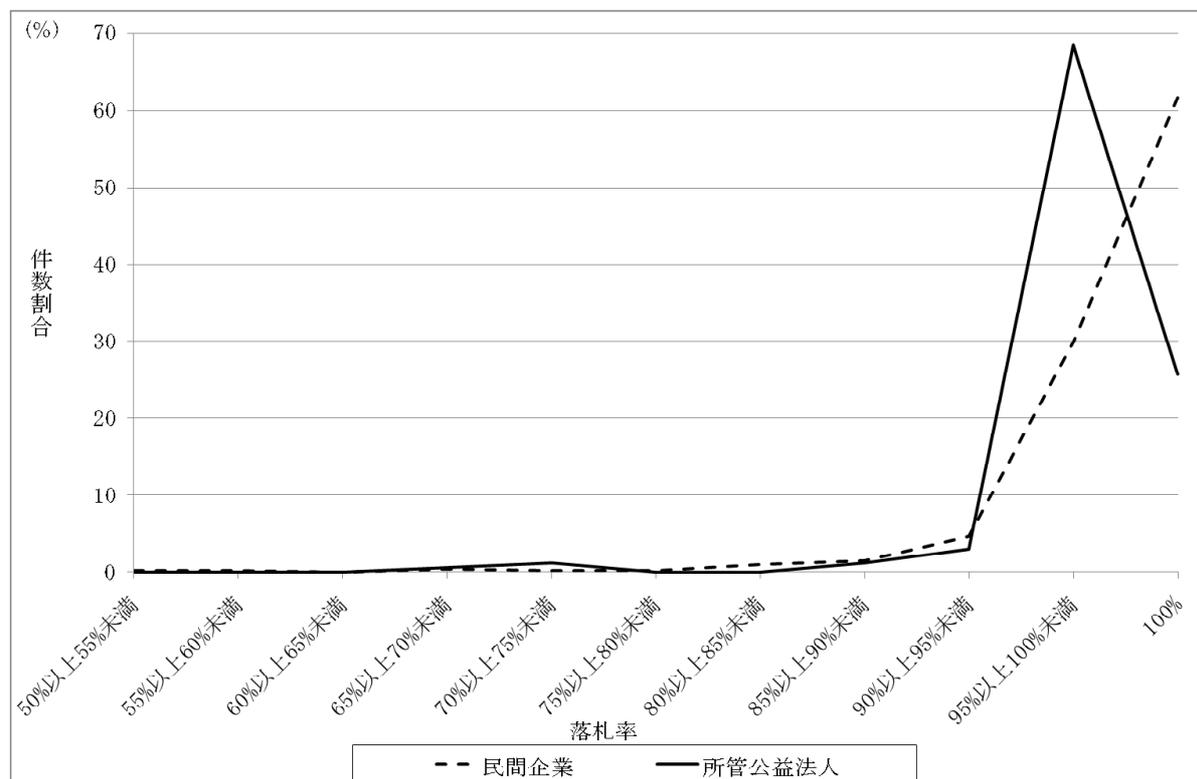
図表4-9 契約相手方別の落札率の状況（企画競争等を経ない随意契約）

①落札率の分布表（平成18年度～20年度（12月まで））

(単位：%)

落札率	件数割合																	
	民間企業			所管公益法人			その他の公益法人			独立行政法人等			地方公共団体			その他		
	平成18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)	18年度	19年度	20年度(12月まで)
100%	51.6	61.8	58.4	24.1	25.6	59.6	43.1	56.3	100.0	58.1	78.8	89.5	95.2	93.8	95.8	54.0	61.5	95.8
95%以上100%未満	33.6	29.8	31.3	64.2	68.5	36.2	36.1	31.3	-	35.2	15.2	10.5	2.4	6.3	4.2	28.2	34.6	4.2
90%以上95%未満	8.2	4.6	4.5	7.3	3.0	-	19.4	12.5	-	-	3.0	-	2.4	-	-	8.1	-	-
85%以上90%未満	3.3	1.5	2.3	2.9	1.2	-	-	-	-	2.9	-	-	-	-	-	7.3	3.8	-
80%以上85%未満	1.5	1.0	-	0.3	-	-	1.4	-	-	-	3.0	-	-	-	-	0.8	-	-
75%以上80%未満	0.4	0.2	0.3	0.3	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	0.8	-	-
70%以上75%未満	0.2	0.2	0.6	-	1.2	-	-	-	-	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
65%以上70%未満	0.5	0.4	0.3	0.3	0.6	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	-	-
60%以上65%未満	0.1	-	0.6	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
55%以上60%未満	0.2	0.2	0.6	-	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-
50%以上55%未満	-	0.2	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50%未満	0.4	0.2	0.6	0.3	-	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
平均落札率	97.6	98.3	97.5	97.8	98.4	97.9	98.1	98.5	100.0	98.3	99.1	100.0	99.9	100.0	100.0	97.6	99.2	99.8

②「民間企業」と「所管公益法人」の落札率の分布図（平成19年度）



いずれの契約相手方においても、平均落札率は90%台後半となっている。そのうち落札率が100%となっている契約も多くみられ、「民間企業」ではいずれの年度も5割以上を占めている。

19年度の「民間企業」と「所管公益法人」の落札率の分布図をみると、いずれも95%以上で件数割合が高くなっているが、「民間企業」は100%の件数割合が最も高くなっているのに対し、「所管公益法人」は95%以上100%未満が最も高くなっている。

(4) 指名競争契約とした理由等

19年度及び20年度（12月まで）の指名競争契約について、指名競争契約とした法令上の適用理由をみると、図表4-10のとおりとなっている。

図表4-10 指名競争契約とした法令上の適用理由（平成19年度及び20年度（12月まで））

（単位：件、%、%ポイント）

法令上の適用理由	件数			割合		
	平成 19年度 (A)	20年度 (12月 まで) (B)	増減値 (B)-(A)	19年度 (C)	20年度 (12月 まで) (D)	増減値 (D)-(C)
①会計法第29条の3第3項（契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合）	97	58	△ 39	(30.6)	(27.9)	(△ 2.7)
②会計法第29条の3第3項（一般競争に付することが不利と認められる場合）＝特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であること	7	6	△ 1	(2.2)	(2.9)	(0.7)
③会計法第29条の3第3項（一般競争に付することが不利と認められる場合）＝契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること	172	127	△ 45	(54.3)	(61.1)	(6.8)
④予決令第94条第1号（予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき）	4	—	△ 4	(1.3)	(-)	(△ 1.3)
⑤予決令第94条第2号（予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき）	14	7	△ 7	(4.4)	(3.4)	(△ 1.1)
⑥予決令第94条第3号（予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき）	3	1	△ 2	(0.9)	(0.5)	(△ 0.5)
⑦予決令第94条第6号（工事又は製造の請負、財産の売買及び賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき）	17	9	△ 8	(5.4)	(4.3)	(△ 1.0)
⑧その他（上記以外の法令に基づくもの）	3	—	△ 3	(0.9)	(-)	(△ 0.9)
計	317	208	△ 109	(100)	(100)	(-)

指名競争契約とした理由をみると、「③一般競争に付することが不利と認められる場合であり、契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること」としている契約の件数割合が最も高く、19年度54.3%、20年度61.1%を占めている。次に件数割合が高いのは、「①契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合」で19年度30.6%、20年度27.9%を占めていて、これらの2つの理由を合わせると20年度（12月まで）ではおおむね90%となっている。

また、指名競争契約としている主な契約内容について、19年度及び20年度（12月まで）の件数及び件数割合をみると、図表4-11のとおりとなっている。

図表4-11 指名競争契約としている主な契約内容（平成19年度及び20年度（12月まで））

（単位：件、％）

区分	平成19年度			区分	20年度(12月まで)		
	主な契約内容	件数	割合		主な契約内容	件数	割合
1	車両管理業務	90	(28.4)	1	車両管理業務	80	(38.5)
2	設計	50	(15.8)	2	設計	53	(25.5)
3	試験	14	(4.4)	3	試験	6	(2.9)
4	事務用品(消耗品)	12	(3.8)		船舶用の燃料の代価(各種燃料油等)	6	(2.9)
5	清掃	11	(3.5)	5	器具機械等の修繕、各種保守	3	(1.4)
					清掃	3	(1.4)
	その他(上記以外)	140	(44.2)		その他(上記以外)	57	(27.4)
計		317	(100)	計		208	(100)

(注) 主な契約内容は、巻末別表1の「予算目の区分表」に記載されている経費区分(費途)ごとの適用内容を参考に分類して件数を集計している。

指名競争契約のうち、件数及び件数割合が最も多い契約内容は、「車両管理業務」となっており、19年度28.4%を占めている。20年度(12月まで)は、件数は80件と減少したものの、「事務用品(消耗品)」及び「清掃」等の契約内容が一般競争契約に移行し全体の件数が減少したため、件数割合は38.5%に上昇している。

指名競争契約について、その内容からみて一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる事態が、巻末別表3のとおり5事項見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例13>

[一般競争契約への移行を検討すべきもの]

大阪航空局は、平成18年度から20年度に、空港整備事業に関する予算の概算要求に必要な図面等を作成する業務について、民間企業と指名競争契約（契約金額：18年度2,520千円、19年度2,520千円、20年度（12月まで）2,205千円）を行っていた。

上記の各契約の入札に当たっては、同種業務に相当の業務実績がある者として、航空保安無線施設関連の設計業務の実績を有することなどを条件として18年度9者、19、20両年度はいずれも7者を指名している。しかし、本件各契約の業務内容は、提供された図面等の修正や資料整理による概算要求資料の作成であり、必ずしも航空保安無線施設関連の設計業務の実績を有する必要はないと考えられることから、一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる。

<事例14>

[一般競争契約への移行を検討すべきもの]

中国地方整備局三次河川国道事務所は、平成18、19両年度に電子複写用紙等の購入契約について、民間企業と指名競争契約による単価契約（契約金額：18年度1,588千円、19年度1,634千円）を行っていた。

上記の各契約の入札に当たっては、電子複写用紙等の調達を短期間に確実に実施できる者として、18、19両年度のいずれも同事務所近隣地域に所在する民間企業2者を指名している。しかし、本件各契約の調達内容は、一般事務用品の購入であり、必ずしも近隣の者に限定する必要はないと考えられることから、一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる。

(5) 随意契約とした理由等

19年度及び20年度（12月まで）の随意契約について、随意契約とした法令上の適用理由をみると、図表4-12のとおりとなっている。

図表4-12 随意契約とした法令上の適用理由（平成19年度及び20年度（12月まで））

（単位：件、%、%ポイント）

法令上の適用理由	件数			割合		
	平成19年度 (A)	20年度 (12月まで) (B)	増減値 (B)-(A)	19年度 (C)	20年度 (12月まで) (D)	増減値 (D)-(C)
①会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）	3,495	2,521	△ 974	(95.5)	(94.8)	(△ 0.7)
②会計法第29条の3第4項（緊急の必要により競争に付することができない場合）	4	8	4	(0.1)	(0.3)	(0.2)
③会計法第29条の3第4項（競争に付することが国に不利と認められる場合）	42	40	△ 2	(1.1)	(1.5)	(0.4)
④予決令第99条第8号（運送又は保管をさせるとき）	19	6	△ 13	(0.5)	(0.2)	(△ 0.3)
⑤予決令第99条第16号（都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき）	15	13	△ 2	(0.4)	(0.5)	(0.1)
⑥予決令第99条の2（競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき）又は予決令第99条の3（落札者が契約を結ばないとき）	47	41	△ 6	(1.3)	(1.5)	(0.3)
⑦その他（上記以外の法令に基づくもの）	37	30	△ 7	(1.0)	(1.1)	(0.1)
計	3,659	2,659	△ 1,000	(100)	(100)	(-)

随意契約とした理由をみると、「①契約の性質又は目的が競争を許さない場合」が約95%と大半となっている。

そこで、「①契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としている契約について、その具体的な理由を25項目に分類し、さらに、そのうち主な理由となっている24項目を、ほかに履行可能な者がいる可能性の程度によって、次のA、B、Cの三つのグループに大別して分析した。

Aグループ	企画競争を実施した後に随意契約としているもの
Bグループ	契約相手方が唯一の者であることの理由が記述されていると考えられるもの
Cグループ	契約相手方が唯一の者であることの理由が必ずしも記述されていないと考えられるもの

分析した結果は、図表4-13のとおりである。

図表4-13 具体的な理由とその変化（平成19年度及び20年度（12月まで））

	具体的な理由	件数			割合		
		平成19年度	20年度(12月まで)	増減値	19年度	20年度(12月まで)	増減値
		(A)	(B)	(B)-(A)	(C)	(D)	(D)-(C)
A	1 企画競争を実施（企画案の提案者）	1,221	919	△ 302	(34.9)	(36.5)	(1.5)
B	2 法令、条約、閣議決定の取決め等に基づく	45	39	△ 6	(1.3)	(1.5)	(0.3)
	3 場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料	384	380	△ 4	(11.0)	(15.1)	(4.1)
	4 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	11	17	6	(0.3)	(0.7)	(0.4)
	5 水道、ガス料の長期継続契約、郵便料金、NHK受信料	17	13	△ 4	(0.5)	(0.5)	(0.0)
	6 供給元がーの場合の出版元等からの書籍の購入	80	37	△ 43	(2.3)	(1.5)	(△ 0.8)
	7 特許権、実用新案権、著作権等を有している	42	40	△ 2	(1.2)	(1.6)	(0.4)
	8 美術品及び工芸品等の購入	-	-	-	(-)	(-)	(-)
	9 特定情報の提供者	67	56	△ 11	(1.9)	(2.2)	(0.3)
	10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借	737	589	△ 148	(21.1)	(23.4)	(2.3)
	11 情報システムの（当初の）開発者	54	37	△ 17	(1.5)	(1.5)	(△ 0.1)
	12 特注の機械、設備の製造者	30	18	△ 12	(0.9)	(0.7)	(△ 0.1)
	13 互換性・運動性を確保する必要がある	33	15	△ 18	(0.9)	(0.6)	(△ 0.3)
	14 複数年度の実施を前提とした事業	41	8	△ 33	(1.2)	(0.3)	(△ 0.9)
	15 電気需給契約、電話料金	3	10	7	(0.1)	(0.4)	(0.3)
		計	1,544	1,259	△ 285	(44.2)	(49.9)
C	16 「12」以外の機械、設備の製造者	5	1	△ 4	(0.1)	(0.0)	(△ 0.1)
	17 連絡体制（ネットワーク、組織）を有している	23	7	△ 16	(0.7)	(0.3)	(△ 0.4)
	18 リース物件の所有者による保守等	88	63	△ 25	(2.5)	(2.5)	(△ 0.0)
	19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	226	47	△ 179	(6.5)	(1.9)	(△ 4.6)
	20 秘密性、安全性の保持	7	4	△ 3	(0.2)	(0.2)	(△ 0.0)
	21 契約実績、経験を有する	14	1	△ 13	(0.4)	(0.0)	(△ 0.4)
	22 公平性、中立性を有している	34	11	△ 23	(1.0)	(0.4)	(△ 0.5)
	23 特殊な施設・設備を有する	14	15	1	(0.4)	(0.6)	(0.2)
	24 「6」以外の書籍、新聞の購入	29	16	△ 13	(0.8)	(0.6)	(△ 0.2)
		計	440	165	△ 275	(12.6)	(6.5)
25 その他	290	178	△ 112	(8.3)	(7.1)	(△ 1.2)	
	合計	3,495	2,521	△ 974	(100)	(100)	(-)

AからCのグループ別にみると、ほかに履行可能な者がいる可能性が高いと思われるCグループの件数割合は、19年度12.6%から20年度（12月まで）6.5%と6.1ポイント低下しており、競争契約や企画随契等に移行していることを示している。

具体的な理由をみると、「1 企画競争を実施」としているものが、件数割合では19年度34.9%、20年度（12月まで）36.5%と最も高くなっているが、これについては、契約手続の前段階で企画書等の提案者を公募して審査した結果、契約相手方を決定しているため、ある程度競争性は担保されていると考えられる。

また、「1 企画競争を実施」以外の理由では、両年度とも同じ内容の4項目の件数割合が高くなっていて、件数割合が高い順にみると、「10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借」が19年度21.1%、20年度（12月まで）23.4%、「3 場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料」が11.0%、15.1%、「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」が6.5%、1.9%、「18 リース物件の所有者による保守等」が2.5%、2.5%となっている。

「1 企画競争を実施」以外の上記4項目について、契約相手方別にその主な契約内容を見ると、図表4-14のとおりとなっている。

図表4-14 随意契約とした理由ごとの契約相手方と主な契約内容

①契約相手方別の件数割合（平成19年度及び20年度（12月まで））

（単位：％）

契約相手方 具体的な理由	民間企業		所管公益法人		その他の公益法人		独立行政法人等		地方公共団体		その他	
	平成19年度	20年度（12月まで）	19年度	20年度（12月まで）	19年度	20年度（12月まで）	19年度	20年度（12月まで）	19年度	20年度（12月まで）	19年度	20年度（12月まで）
10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借	97.0	98.1	0.5	0.7	-	-	0.8	0.3	0.9	-	0.7	0.8
3 場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料	20.3	22.4	1.3	0.3	0.8	0.8	7.6	6.6	14.8	17.6	55.2	52.4
19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	42.0	85.1	46.5	2.1	1.3	-	5.8	6.4	0.4	-	4.0	6.4
18 リース物件の所有者による保守等	100.0	98.4	-	-	-	1.6	-	-	-	-	-	-

（注）具体的な理由は、図表4-13における件数割合が高い順に記載している。

②主な契約内容（平成19年度）

（単位：件）

具体的な理由	10 複数年度の使用を前提とした物件の賃借		3 場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料		19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する		18 リース物件の所有者による保守等	
	主な契約内容	件数	主な契約内容	件数	主な契約内容	件数	主な契約内容	件数
1	物品等の賃借	417	その他賃借	353	器具機械等の修繕、各種保守	26	物品等の賃借	37
2	機械器具の賃借	179	会場賃借	13	設計	21	器具機械等の修繕、各種保守	28
3	その他賃借	73	有料道路通行券	6	新聞その他広告	13	機械器具の賃借	10
4	器具機械等の修繕、各種保守	49	土地及び建物の借上	3	事務効率化等のためのシステム開発・運用	12	その他賃借	9
5	警備保安業務	5	駐車料金	2	鑑定	11	清掃 データ通信 事務効率化等のためのシステム開発・運用	1

注(1) 主な契約内容は、巻末別表1の「予算目の区分表」に記載されている経費区分(費途)ごとの適用内容を参考に分類して件数を集計している。

注(2) 具体的な理由は、図表4-13における件数割合が高い順に記載している。

契約相手方別の件数割合をみると、「3 場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料」及び19年度の「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」以外は、両年度とも「民間企業」が大半を占め、また、「19 専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」の「所管公益法人」は、19年度46.5%から20年度（12月まで）2.1%に大きく低下している。

19年度の主な契約内容別の件数をみると、賃借（物品等、機械器具、会場及びその他）が最も多くなっている。そして賃借においては、複数年度にわたる期間を継続して賃借することを前提として初年度のみ競争契約を行い、次年度以降は随意契約としていることによるものや、場所が限定されているため、契約相手方が他に存在しない土地建物等の賃借が随意契約となっているものが多い。

随意契約としている契約について、その内容からみて一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる事態が巻末別表3のとおり5事項見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例15>

[企画随契等から一般競争契約への移行を検討すべきもの]

北海道開発局石狩川開発建設部は、平成18年度に、同建設部における庶務、経理・契約、入札手続、厚生及び管理の事務関係業務並びに設計審査等の技術関係業務を支援する業務について、同建設部本部及び管内の8事務所等別にそれぞれ財団法人北海

道開発協会と企画競争を経ない随意契約による単価契約（契約金額：9契約計47,466千円）を行っていた。また、19年度は、上記と同様の業務について、同建設部管内の本部、事務所等の業務を一括して契約することとし、公募を行ってほかに履行可能な者がいないかの確認を行ったが応募者がいなかったため、同協会と随意契約による単価契約（契約金額：46,524千円）を行っていた。

上記の業務について、同建設部は、20年度に企画競争に移行することとし、①業務実施体制、②中立性・公平性・守秘性の確保、③企業、管理責任者の経験及び能力等の内容について企画提案書の提出を受けて、その内容を審査した結果、契約相手方を同協会と決定し、随意契約による単価契約（契約金額：20年度（12月まで）42,217千円）を行っていた。

しかし、本件業務は、同建設部において、契約相手方に勤務時間内に行政事務の一部を実施する者を配置させて、請負先からの指示により書類の審査、作成等の事務を行うものであることから、仕様書等に具体的な業務実施手順を明記するなどして確実な業務実施の履行確保を図ることなどにより一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる。

<事例16>

[企画競争等を経ない随意契約から一般競争契約への移行を検討すべきもの]

中国運輸局は、平成18年度から20年度に、物品等の運送業務について、会計法及び予決令の規定に基づき、運送をさせるときには随意契約によることができるとされていることから、いずれも特定の民間企業と随意契約による単価契約（契約金額：18年度1,203千円、19年度1,201千円、20年度（12月まで）885千円）を行っていた。

しかし、会計法等の規定は、競争契約とすることを排除するものではなく、機会の均等、公正性の保持、予算の効率的使用の面から一般競争契約が原則とされていて、運送業務についても業務を実施している者は複数あることから、一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる。

(6) 車両管理業務の契約状況

ア 契約実績

庁費等の対象契約のうち、談合が行われていたとされる車両管理業務について、検査対象の組織別の件数及び支払金額をみると、図表4-15のとおりとなっている。

図表4-15 車両管理業務に係る検査対象の組織別の件数及び支払金額の状況（平成18年度～20年度（12月まで））

上段：件数、支払金額(単位：件、千円)
下段：割合(単位：%)

検査対象の組織		平成18年度		19年度		20年度 (12月まで)		計	
		件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
本省		1 (0.8)	207,181 (4.0)	1 (0.8)	220,165 (4.3)	1 (0.5)	156,164 (4.8)	3 (0.7)	583,511 (4.3)
地方整備局	本局	16 (13.1)	391,520 (7.6)	14 (11.6)	383,482 (7.5)	18 (9.9)	251,225 (7.7)	48 (11.3)	1,026,228 (7.6)
	事務所等	78 (63.9)	3,865,429 (74.6)	78 (64.5)	3,783,394 (74.3)	135 (74.2)	2,376,795 (73.2)	291 (68.5)	10,025,619 (74.2)
	計	94 (77.0)	4,256,949 (82.2)	92 (76.0)	4,166,877 (81.9)	153 (84.1)	2,628,020 (81.0)	339 (79.8)	11,051,847 (81.8)
北海道開発局	本局	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	事務所等	21 (17.2)	685,992 (13.2)	21 (17.4)	664,794 (13.1)	21 (11.5)	436,553 (13.5)	63 (14.8)	1,787,340 (13.2)
	計	21 (17.2)	685,992 (13.2)	21 (17.4)	664,794 (13.1)	21 (11.5)	436,553 (13.5)	63 (14.8)	1,787,340 (13.2)
地方運輸局等		5 (4.1)	24,169 (0.5)	6 (5.0)	32,430 (0.6)	6 (3.3)	21,089 (0.6)	17 (4.0)	77,689 (0.6)
地方航空局		1 (0.8)	4,846 (0.1)	1 (0.8)	5,059 (0.1)	1 (0.5)	3,126 (0.1)	3 (0.7)	13,033 (0.1)
航空交通管制部		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計		122 (100)	5,179,139 (100)	121 (100)	5,089,327 (100)	182 (100)	3,244,954 (100)	425 (100)	13,513,422 (100)

検査対象の組織別に18年度から20年度（12月まで）の件数及び支払金額をみると、地方整備局は件数339件（79.8%）、支払金額110億5184万円（81.8%）と最も多く、その次に多い北海道開発局の件数63件（14.8%）、支払金額17億8734万円（13.2%）を加えると件数及び支払金額の90%以上を占めている。

イ 契約方式別の状況

(ア) 検査対象の組織別契約方式の状況

検査対象の組織別に契約方式別の件数及び支払金額をみると、図表4-16、4-17のとおりとなっている。

なお、20年度においては、道路特定財源の暫定税率の期限切れの理由により年度当初に予算額が全額示達されなかったことから、通常、1年間を業務期間として契約しているものを、4月から9月までの年度前半、10月から3月までの年度後半の業務期間に分けて契約を行ったものがある。また、国土交通省は、第169回国会において道路整備特別会計における支出の状況について様々な議論がなされたことを踏まえて、車両管理業務の契約については、20年7月に通知を発して、8月以降

に締結する年度後半の契約からすべて一般競争契約とすることとしている。このことから、20年度（12月まで）については、20年7月通知前の4月に契約を行った通年及び年度前半の業務期間の契約（以下「20年度（7月通知前）」という。）と、20年7月通知後の8月以降に契約を行った年度後半の業務期間の契約（以下「20年度（7月通知後）」という。）に分けて分析を行った。

図表4-16 車両管理業務に係る契約方式別の件数の状況（平成18年度～20年度（7月通知後））

(単位：件、%)

年度	検査対象の組織	一般競争契約		指名競争契約		随意契約		計		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
平成18年度	本省	1	(100.0)	-	(-)	-	(-)	1	(100)	
	地方整備局	本局	7	(43.8)	9	(56.3)	-	(-)	16	(100)
		事務所等	15	(19.2)	63	(80.8)	-	(-)	78	(100)
		計	22	(23.4)	72	(76.6)	-	(-)	94	(100)
	北海道開発局	本局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		事務所等	-	(-)	21	(100.0)	-	(-)	21	(100)
		計	-	(-)	21	(100.0)	-	(-)	21	(100)
	地方運輸局等	5	(100.0)	-	(-)	-	(-)	5	(100)	
	地方航空局	1	(100.0)	-	(-)	-	(-)	1	(100)	
	航空交通管制部	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
計	29	(23.8)	93	(76.2)	-	(-)	122	(100)		
19年度	本省	1	(100.0)	-	(-)	-	(-)	1	(100)	
	地方整備局	本局	7	(50.0)	7	(50.0)	-	(-)	14	(100)
		事務所等	16	(20.5)	62	(79.5)	-	(-)	78	(100)
		計	23	(25.0)	69	(75.0)	-	(-)	92	(100)
	北海道開発局	本局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		事務所等	-	(-)	21	(100.0)	-	(-)	21	(100)
		計	-	(-)	21	(100.0)	-	(-)	21	(100)
	地方運輸局等	6	(100.0)	-	(-)	-	(-)	6	(100)	
	地方航空局	1	(100.0)	-	(-)	-	(-)	1	(100)	
	航空交通管制部	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
計	31	(25.6)	90	(74.4)	-	(-)	121	(100)		
20年度 (7月通知前)	本省	1	(100.0)	-	(-)	-	(-)	1	(100)	
	地方整備局	本局	11	(73.3)	4	(26.7)	-	(-)	15	(100)
		事務所等	26	(32.1)	55	(67.9)	-	(-)	81	(100)
		計	37	(38.5)	59	(61.5)	-	(-)	96	(100)
	北海道開発局	本局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		事務所等	-	(-)	21	(100.0)	-	(-)	21	(100)
		計	-	(-)	21	(100.0)	-	(-)	21	(100)
	地方運輸局等	6	(100.0)	-	(-)	-	(-)	6	(100)	
	地方航空局	1	(100.0)	-	(-)	-	(-)	1	(100)	
	航空交通管制部	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
計	45	(36.0)	80	(64.0)	-	(-)	125	(100)		
20年度 (7月通知後)	本省	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
	地方整備局	本局	3	(100.0)	-	(-)	-	(-)	3	(100)
		事務所等	53	(98.1)	-	(-)	1	(1.9)	54	(100)
		計	56	(98.2)	-	(-)	1	(1.8)	57	(100)
	北海道開発局	本局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		事務所等	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		計	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	地方運輸局等	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
	地方航空局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
	航空交通管制部	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
計	56	(98.2)	-	(-)	1	(1.8)	57	(100)		

(注) 平成20年度(7月通知後)については、20年12月までに締結された契約を対象としている。

図表4-17 車両管理業務に係る契約方式別の支払金額の状況（平成18年度～20年度（7月通知後））

（単位：千円、％）

年度	検査対象の組織	一般競争契約		指名競争契約		随意契約		計		
		支払金額	割合	支払金額	割合	支払金額	割合	支払金額	割合	
平成18年度	本省	207,181	(100.0)	-	(-)	-	(-)	207,181	(100)	
	地方整備局	本局	92,977	(23.7)	298,542	(76.3)	-	(-)	391,520	(100)
		事務所等	348,598	(9.0)	3,516,831	(91.0)	-	(-)	3,865,429	(100)
		計	441,575	(10.4)	3,815,373	(89.6)	-	(-)	4,256,949	(100)
	北海道開発局	本局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		事務所等	-	(-)	685,992	(100.0)	-	(-)	685,992	(100)
		計	-	(-)	685,992	(100.0)	-	(-)	685,992	(100)
	地方運輸局等	24,169	(100.0)	-	(-)	-	(-)	24,169	(100)	
	地方航空局	4,846	(100.0)	-	(-)	-	(-)	4,846	(100)	
	航空交通管制部	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
計	677,773	(13.1)	4,501,366	(86.9)	-	(-)	5,179,139	(100)		
19年度	本省	220,165	(100.0)	-	(-)	-	(-)	220,165	(100)	
	地方整備局	本局	94,039	(24.5)	289,443	(75.5)	-	(-)	383,482	(100)
		事務所等	357,936	(9.5)	3,425,457	(90.5)	-	(-)	3,783,394	(100)
		計	451,976	(10.8)	3,714,901	(89.2)	-	(-)	4,166,877	(100)
	北海道開発局	本局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		事務所等	-	(-)	664,794	(100.0)	-	(-)	664,794	(100)
		計	-	(-)	664,794	(100.0)	-	(-)	664,794	(100)
	地方運輸局等	32,430	(100.0)	-	(-)	-	(-)	32,430	(100)	
	地方航空局	5,059	(100.0)	-	(-)	-	(-)	5,059	(100)	
	航空交通管制部	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
計	709,632	(13.9)	4,379,695	(86.1)	-	(-)	5,089,327	(100)		
20年度 (7月通知前)	本省	156,164	(100.0)	-	(-)	-	(-)	156,164	(100)	
	地方整備局	本局	188,835	(78.8)	50,726	(21.2)	-	(-)	239,562	(100)
		事務所等	404,751	(18.9)	1,737,202	(81.1)	-	(-)	2,141,954	(100)
		計	593,586	(24.9)	1,787,929	(75.1)	-	(-)	2,381,516	(100)
	北海道開発局	本局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		事務所等	-	(-)	436,553	(100.0)	-	(-)	436,553	(100)
		計	-	(-)	436,553	(100.0)	-	(-)	436,553	(100)
	地方運輸局等	21,089	(100.0)	-	(-)	-	(-)	21,089	(100)	
	地方航空局	3,126	(100.0)	-	(-)	-	(-)	3,126	(100)	
	航空交通管制部	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
計	773,967	(25.8)	2,224,482	(74.2)	-	(-)	2,998,450	(100)		
20年度 (7月通知後)	本省	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
	地方整備局	本局	11,663	(100.0)	-	(-)	-	(-)	11,663	(100)
		事務所等	232,237	(98.9)	-	(-)	2,602	(1.1)	234,840	(100)
		計	243,901	(98.9)	-	(-)	2,602	(1.1)	246,504	(100)
	北海道開発局	本局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		事務所等	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
		計	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	地方運輸局等	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
	地方航空局	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
	航空交通管制部	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
計	243,901	(98.9)	-	(-)	2,602	(1.1)	246,504	(100)		

（注）平成20年度（7月通知後）は20年12月までに締結された契約を対象とし、20年度の支払金額については20年12月までに支払われた金額である。

18年度において、契約方式別の件数は全体件数計122件のうち一般競争契約は29件（23.8％）、指名競争契約は93件（76.2％）であり、指名競争契約は地方整備局及び北海道開発局のみとなっている。地方整備局の指名競争契約は72件（76.6％）で、一般競争契約の22件（23.4％）と比較すると件数割合で53.2ポイント高くなっており、北海道開発局は、21件（100％）すべてが指名競争契約となっている。

19年度においても、地方整備局の指名競争契約は69件（75.0％）で、件数割合は18年度（76.6％）とほぼ同様となっており、北海道開発局は、18年度と同様にすべて指名競争契約となっている。

20年度（7月通知前）においては、地方整備局の指名競争契約は59件（61.5%）となっており、一般競争契約への移行により、19年度と比較すると件数割合で13.5ポイント低下している。しかし、北海道開発局は、21件すべてを指名競争契約により通年で行っており、契約方式の見直しは行われていない。

20年度（7月通知後）においては、地方整備局が行った1件の随意契約（一般競争契約を行ったが、入札時の最低価格が調査基準価格を下回ったことに伴う低入札価格調査のための必要期間のみ別途随意契約としたもの）を除いた56件が一般競争契約となっている。

(イ) 契約方式別の応札者数の状況

18年度から20年度（7月通知後）の契約方式別の応札者数別件数割合をみると、図表4-18のとおりとなっている。

図表4-18 車両管理業務に係る契約方式別の応札者数別件数割合の状況（平成18年度～20年度（7月通知後））

(単位:%)

契約方式	年度	応札者数					合計
		1者	2者	3者	4者	5者以上	
一般競争契約	平成18年度	17.2	13.8	27.6	10.3	31.0	100
	19年度	16.1	16.1	16.1	22.6	29.0	100
	20年度（7月通知前）	15.6	11.1	20.0	20.0	33.3	100
	20年度（7月通知後）	-	7.1	39.3	14.3	39.3	100
	計	10.6	11.2	27.3	16.8	34.2	100
指名競争契約	平成18年度	-	40.9	12.9	25.8	20.4	100
	19年度	-	36.7	15.6	27.8	20.0	100
	20年度（7月通知前）	-	30.0	27.5	33.8	8.8	100
	20年度（7月通知後）	-	-	-	-	-	-
	計	-	36.1	18.3	28.9	16.7	100

(注) 平成20年度(7月通知後)については、20年12月までに締結された契約を対象としている。

契約方式別にみると、応札者数が5者以上の件数割合は、一般競争契約34.2%、指名競争契約16.7%となっており、一般競争契約が17.5ポイント高くなっている。

一般競争契約においては、各年度とも応札者数が5者以上の件数割合が30%前後と最も高くなっていて、また、1者応札の件数割合は、18年度の17.2%から20年度（7月通知前）15.6%と徐々に低下した後、20年度（7月通知後）は該当がなかつ

た。

指名競争契約においては、18、19両年度はともに応札者数が2者の件数割合が、それぞれ40.9%、36.7%と最も高くなっているが、20年度（7月通知前）は、指名業者数の見直しによる増加に伴い、4者応札の件数割合が33.8%と最も高くなっている。

指名競争契約において、応札者数が少数となっている事例を示すと次のとおりである。

<事例17>

[指名競争契約において、応札者数が少数となっているもの]

北海道開発局函館開発建設部（本部及び管内の事務所）は、平成18年度から20年度に、車両管理業務を本部及び事務所別に民間企業と指名競争契約（契約金額：18年度7契約計292,885千円、19年度7契約計280,130千円、20年度（12月まで）7契約計181,007千円）を行っている。

これらの契約をみると、18年度から20年度までのすべての契約において、官公庁との契約実績を有し、管内に営業所の所在するA、Bの等級の者を選定することとして日本道路興運株式会社、北協連絡車管理株式会社の2者を指名していた。そして、入札の結果、応札者数は2者となっており、本部及び1事務所においては日本道路興運株式会社が、5事務所においては北協連絡車管理株式会社がいずれの年度の契約も受注している状況であった。

なお、本件業務については、21年度に7件の契約すべてを一般競争契約に移行したことにより、すべての契約で応札者数が3者から7者と増加しており、平均落札率も20年度の96.6%から61.0%に大幅に低下し、7件中1件は上記2者以外の民間企業が受注している。

ウ 落札率の状況

18年度から20年度（7月通知後）の契約方式別に応札者数ごとの平均落札率をみると、図表4-19のとおりとなっている。

図表4-19 車両管理業務に係る契約方式別の応札者数ごとの平均落札率の状況（平成18年度～20年度（7月通知後））

(単位:%)

契約方式	年度	応札者数					合計
		1者	2者	3者	4者	5者以上	
一般競争契約	平成18年度	85.1	96.7	85.0	68.8	78.6	83.0
	19年度	96.6	85.6	85.1	73.6	79.5	82.8
	20年度（7月通知前）	98.1	93.1	87.9	80.3	67.0	81.6
	20年度（7月通知後）	-	89.1	83.5	82.7	77.0	81.2
	計	93.8	90.9	84.8	78.0	75.0	81.9
指名競争契約	平成18年度	-	97.1	96.8	96.8	84.8	94.4
	19年度	-	97.2	94.2	94.7	85.5	93.7
	20年度（7月通知前）	-	97.2	94.8	96.5	86.0	95.3
	20年度（7月通知後）	-	-	-	-	-	-
	計	-	97.1	95.1	96.0	85.2	94.5

(注) 平成20年度(7月通知後)については、20年12月までに締結された契約を対象としている。

契約方式別では、一般競争契約の平均落札率は81.9%であり、指名競争契約の平均落札率の94.5%と比較すると12.6ポイント低くなっている。

一般競争契約についてみると、各年度とも応札者数が増加するにしたがって、平均落札率はおおむね低下しており、1者応札又は2者応札の平均落札率が最も高くなっている。

指名競争契約についてみると、各年度とも応札者数が5者以上の平均落札率が90%未満であるのに対して、2者応札から4者応札までの平均落札率は90%以上となっており、このうち2者応札の平均落札率が最も高くなっている。

エ 一般競争契約の入札参加資格要件と平均応札者数の状況

一般競争契約の入札参加資格要件と平均応札者数の状況について、前記20年7月の通知を発する前と後でみると、図表4-20のとおりとなっている。

図表4-20 車両管理業務に係る一般競争契約の入札参加資格要件と平均応札者数の状況
(平成18年度～20年度 (7月通知後))

(単位：件、%、者)

年度	入札参加資格要件	件数	割合	平均応札者数
平成18年度から 20年度 (7月通知前)	契約実績を求めている	58	(55.2)	3.5
	公的機関に限定している	53	(50.5)	3.6
	公的機関に限定していない	5	(4.8)	2.8
	契約台数に条件を設けている	18	(17.1)	2.3
	契約台数に条件を設けていない	40	(38.1)	4.1
	契約実績を求めていない	47	(44.8)	3.6
	全 体	105	(100)	3.6
20年度 (7月通知後)	契約実績を求めている	-	(-)	-
	公的機関に限定している	-	(-)	-
	公的機関に限定していない	-	(-)	-
	契約台数に条件を設けている	-	(-)	-
	契約台数に条件を設けていない	-	(-)	-
	契約実績を求めていない	56	(100.0)	4.3
	全 体	56	(100)	4.3

(注) 平成20年度(7月通知後)については、20年12月までに締結された契約を対象としている。

18年度から20年度(7月通知前)についてみると、入札参加資格要件に契約実績を求めている件数は58件(55.2%)、契約実績を求めていない件数は47件(44.8%)となっており、それぞれ平均応札者数は3.5者、3.6者と大きな差はないものの、契約実績を求めているもののうち、契約台数に条件を設けている場合は、平均応札者数は2.3者となっており、契約台数に条件を設けていない場合の4.1者と比較すると1.8者少なくなっている。

また、20年度(7月通知後)においては、前記20年7月の通知によりすべて一般競争契約により行うこととし、入札参加資格要件に契約実績を求めないこととしたことから、56件(指名競争契約から一般競争契約に移行した51件を含む。)すべてに契約実績を求めておらず、平均応札者数は4.3者となっている。

20年度(7月通知後)の契約において、指名競争契約から一般競争契約に移行し、入札参加資格要件に契約実績を求めないこととした結果、応札者数が増加し、落札率も低下している事態が見受けられた。この事例を示すと次のとおりである。

<事例18>

[指名競争契約から入札参加資格要件に契約実績を求めない一般競争契約に移行したことにより、応札者数が増加しているもの]

中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)は、車両管理業務の契約に当たって、平

成18年度から20年度（7月通知前）までは、同一の4者を指名した指名競争契約（契約金額：18年度51,710千円、19年度45,737千円、20年度（7月通知前）20,243千円）を行っている。そして、入札の結果、応札者数は18、19両年度は4者、20年度（7月通知前）は3者となっており、契約相手方は、すべて日本道路興運株式会社となっていた。

20年度（7月通知後）においては、20年8月に契約方式を一般競争契約（契約金額：20年度（7月通知後（12月まで））3,242千円）に移行し、入札参加資格要件に契約実績を求めないこととして入札を行った結果、応札者数は7者となり、20年度（7月通知前）と比較すると、落札率は98.7%から84.5%に低下し、契約相手方は従前と異なる者となっていた。

オ 契約相手方別の応札者、落札率の状況

公正取引委員会によると、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局が発注した車両管理業務において談合が行われていたのは、17年1月（北海道開発局においては14年3月）から20年7月まで（以下、この期間を「談合認定期間」という。）とされ、談合を行っていたとされた者（以下「違反事業者」という。）は11事業者となっている。

そして、18年度から20年度（7月通知前）までの車両管理業務において、検査対象の組織が競争契約を行った契約相手方は、17事業者となっており、このうち違反事業者は9事業者となっている。

検査対象の組織について、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局とそれ以外の組織とに区分して、対象契約のうち談合認定期間内である18年度から20年度（7月通知前）に締結された契約における契約相手方別の件数、支払金額、平均応札者数及び平均落札率をみると、図表4-21のとおりとなっている。

図表4-21 検査対象の組織における契約相手方別の件数、支払金額、平均応札者数及び平均落札率の状況（平成18年度～20年度（7月通知前））

上段：件数、支払金額（単位：件、千円）
下段：割合（単位：%）

事業者名		対象契約のうち談合認定期間内に締結された契約 (平成18年度から20年度（7月通知前）)							
		地方整備局（港湾空港関係を除く。） 及び北海道開発局				それ以外の組織			
		件数	支払金額	平均応札者数(者)	平均落札率(%)	件数	支払金額	平均応札者数(者)	平均落札率(%)
違反事業者	日本道路興運株式会社	111 (41.9)	5,815,529 (48.7)	2.9	95.6	12 (11.7)	112,815 (8.5)	2.7	90.8
	日本総合サービス株式会社	51 (19.2)	2,697,551 (22.6)	2.5	96.4	22 (21.4)	200,139 (15.1)	5.0	78.4
	北協連絡車管理株式会社	54 (20.4)	1,533,594 (12.8)	3.4	96.9	- (-)	- (-)	-	-
	大新東株式会社	21 (7.9)	258,758 (2.2)	3.8	94.1	20 (19.4)	686,405 (51.9)	4.4	77.0
	株式会社セノン	4 (1.5)	223,062 (1.9)	4.0	96.4	12 (11.7)	136,726 (10.3)	4.1	76.9
	ムサシ興発株式会社	13 (4.9)	567,495 (4.8)	2.8	93.8	2 (1.9)	19,876 (1.5)	3.5	74.5
	株式会社関東ロードメンテナンス	4 (1.5)	304,443 (2.5)	6.0	96.5	- (-)	- (-)	-	-
	株式会社日経サービス	4 (1.5)	154,879 (1.3)	5.0	98.3	- (-)	- (-)	-	-
	株式会社アクアテルス	3 (1.1)	389,416 (3.3)	3.7	99.2	- (-)	- (-)	-	-
	計	265 (100)	11,944,730 (100)	3.1	95.9	68 (66.0)	1,155,963 (87.4)	4.2	79.8
上記以外	その他8者	- (-)	- (-)	-	-	35 (34.0)	166,224 (12.6)	4.3	75.6
合計		265 (100)	11,944,730 (100)	3.1	95.9	103 (100)	1,322,187 (100)	4.2	78.4

注(1) 平成20年度の支払金額については、20年12月までに支払われた金額である。

注(2) 株式会社関東ロードメンテナンスは、平成20年4月30日付で解散の決議を行い、事業活動の全部を取りやめている。

対象契約のうち談合認定期間内に締結された契約において、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局は、違反事業者である9者と契約を締結し、件数は265件、支払金額は119億4473万円で、それ以外の組織は、違反事業者5者を含めた13者と契約を締結し、件数は103件、支払金額は13億2218万円となっている。

事業者別の件数割合及び支払金額割合をみると、日本道路興運株式会社は、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局において、件数割合41.9%、支払金額割合48.7%となっていて、件数割合及び支払金額割合ともに最も高くなっているが、それ以外の組織では、件数割合11.7%、支払金額割合8.5%とそれぞれ30.2ポイント、40.2ポイント低くなっている。北協連絡車管理株式会社は、すべて北海道開発局との契約のため、それ以外の組織との契約は行われていない。また、それ

以外の組織においては、違反事業者以外の8事業者と契約を行っていて、その件数割合は34.0%となっている。

平均応札者数及び平均落札率をみると、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局は、全体では平均応札者数は3.1者、平均落札率は95.9%となっているが、それ以外の組織は、全体では平均応札者数が4.2者、平均落札率は78.4%となっていて、平均応札者数は1.1者多く、平均落札率は17.5ポイント低くなっている。

そして、それ以外の組織で違反事業者が受注した契約全体の平均応札者数と平均落札率は、4.2者、79.8%となっており、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局で違反事業者が受注した契約より、平均応札者数は1.1者多く、平均落札率は16.1ポイント低くなっている。

次に、地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局について、18年度から20年度（7月通知後）に締結された契約を、談合認定期間内の18年度から20年度（7月通知前）に締結された契約と、談合認定期間以降である20年度（7月通知後）に締結された契約とに区分して、契約相手方別の件数、支払金額、平均応札者数及び平均落札率をみると、図表4-22のとおりとなっている。

図表4-22 地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局における契約相手方別の件数、支払金額、平均応札者数及び平均落札率の状況（平成18年度～20年度（7月通知後））

上段：件数、支払金額（単位：件、千円）

下段：割合（単位：％）

事業者名		対象契約（平成18年度から20年度（7月通知後））							
		談合認定期間内に締結された契約 （18年度から20年度（7月通知前））				談合認定期間以降に締結された契約 （20年度（7月通知後））			
		件数	支払金額	平均応札者数(者)	平均落札率(%)	件数	支払金額	平均応札者数(者)	平均落札率(%)
違反事業者	日本道路興運株式会社	111 (41.9)	5,815,529 (48.7)	2.9	95.6	19 (33.9)	115,162 (47.2)	3.4	88.1
	日本総合サービス株式会社	51 (19.2)	2,697,551 (22.6)	2.5	96.4	5 (8.9)	3,663 (1.5)	4.6	65.1
	北協連絡車管理株式会社	54 (20.4)	1,533,594 (12.8)	3.4	96.9	- (-)	- (-)	-	-
	大新東株式会社	21 (7.9)	258,758 (2.2)	3.8	94.1	10 (17.9)	32,500 (13.3)	4.1	84.6
	株式会社セノン	4 (1.5)	223,062 (1.9)	4.0	96.4	10 (17.9)	39,898 (16.4)	4.5	76.8
	ムサン興発株式会社	13 (4.9)	567,495 (4.8)	2.8	93.8	4 (7.1)	26,446 (10.8)	6.0	80.8
	株式会社関東ロードメンテナンス	4 (1.5)	304,443 (2.5)	6.0	96.5	- (-)	- (-)	-	-
	株式会社日経サービス	4 (1.5)	154,879 (1.3)	5.0	98.3	- (-)	- (-)	-	-
	株式会社アクアテルス	3 (1.1)	389,416 (3.3)	3.7	99.2	- (-)	- (-)	-	-
	計	265 (100)	11,944,730 (100)	3.1	95.9	48 (85.7)	217,671 (89.2)	4.1	82.0
上記以外	その他4者	- (-)	- (-)	-	-	8 (14.3)	26,229 (10.8)	5.6	76.4
合計		265 (100)	11,944,730 (100)	3.1	95.9	56 (100)	243,901 (100)	4.3	81.2

注(1) 平成20年度については、20年12月までに締結された契約を対象とし、支払金額は20年12月までに支払われた金額である。

注(2) 株式会社関東ロードメンテナンスは、平成20年4月30日付で解散の決議を行い、事業活動の全部を取りやめている。

談合認定期間以降は、新たに違反事業者以外の4事業者と契約を締結し、全体の平均応札者数は4.3者、平均落札率は81.2%となっており、談合認定期間内における3.1者、95.9%と比較すると、平均応札者数は1.2者増加し、平均落札率は14.7ポイント低下している。また、談合認定期間以降のうち違反事業者が受注した契約全体の平均応札者数は、談合認定期間内の3.1者から4.1者に増加し、平均落札率は95.9%から82.0%に低下している。

違反事業者別にみると、日本道路興運株式会社は、談合認定期間内の件数割合41.9%から、談合認定期間以降は33.9%に低下しており、同社が受注した契約の平均応札者数は2.9者から3.4者に増加し、平均落札率は95.6%から88.1%に低下している。

日本総合サービス株式会社においても、談合認定期間内の件数割合19.2%から、談合認定期間以降は8.9%に低下していて、同社が受注した契約の平均応札者数は2.5者から4.6者に増加し、平均落札率は96.4%から65.1%に低下している。

北協連絡車管理株式会社は、北海道開発局では20年度の契約を1年間の通年により行っているため、談合認定期間以降の契約はない。

5 一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況

国の予算は、毎会計年度における国の政策を網羅して通観できるよう、単一の会計（一般会計）で一体として経理することが、財政の健全性を確保する見地から望ましい。しかし、現在のように、国の活動が広範かつ複雑化してくると、単一の会計では、かえって個々の事業の運営実績等が不明確となることなどから、特別会計が設置され一般会計と区分した経理が行われている。

国土交通省が所管している特別会計は、いずれも特定の事業を経理するために設置されており、受益と負担の関係や事業別の収支等を明確化するためにも、一般会計との区分経理を明確に実施し、国民への説明責任を適切に果たすことが重要である。

一般会計と特別会計においては、前記の北海道開発局のように、工事費関係の予算科目は特別会計に計上されているが、事務費関係の09庁費は一般会計に計上されているなど工事費関係と事務費関係の予算科目が同一会計から支出されない場合もある。このため、必ずしも事業に係るすべての支出が同一会計から行われるとは限らないが、基本的には事業に係る支出は同一会計に計上されており、一般会計と特別会計については、特別会計が国の特定の事業のために限定的に設置されていることから、事業に沿った合理的な計上区分が必要である。

(1) 庁費等の会計別の計上区分及び執行

庁費等に係る支払（対象契約に国庫債務負担行為等を加えたもの）について、検査対象の組織別に19年度の一般会計及び特別会計における支払金額をみると、図表5-1のとおりとなっている。

図表5-1 庁費等に係る支払の会計別等の状況(平成19年度)

上段：支払金額(単位：千円)
下段：割合(単位：%)

区分 検査対象の組織		一般会計		特別会計		合計	
			うち 庁費的経費		うち 庁費的経費		うち 庁費的経費
本省		26,371,118 (55.3)	406,822 【1.5】	21,336,837 (44.7)	2,093,999 【9.8】	47,707,956 <33.5>	2,500,822 【5.2】
地方整備局	本局	11,800,805 (41.2)	2,037,935 【17.3】	16,810,067 (58.8)	14,223,768 【84.6】	28,610,873 <20.1>	16,261,704 【56.8】
	事務所等	791,145 (3.5)	625,614 【79.1】	21,701,682 (96.5)	20,079,643 【92.5】	22,492,827 <15.8>	20,705,258 【92.1】
	計	12,591,950 (24.6)	2,663,550 【21.2】	38,511,750 (75.4)	34,303,412 【89.1】	51,103,700 <35.9>	36,966,962 【72.3】
北海道開発局	本局	624,119 (31.8)	36,203 【5.8】	1,335,553 (68.2)	1,331,610 【99.7】	1,959,673 <1.4>	1,367,814 【69.8】
	事務所等	307,970 (11.3)	86,753 【28.2】	2,409,580 (88.7)	2,409,580 【100.0】	2,717,551 <1.9>	2,496,333 【91.9】
	計	932,090 (19.9)	122,957 【13.2】	3,745,133 (80.1)	3,741,191 【99.9】	4,677,224 <3.3>	3,864,148 【82.6】
地方運輸局等		2,029,255 (63.5)	- 【-】	1,165,091 (36.5)	- 【-】	3,194,346 <2.2>	- 【-】
地方航空局		34,675 (0.1)	- 【-】	33,808,252 (99.9)	219,081 【0.6】	33,842,927 <23.8>	219,081 【0.6】
航空交通管制部		- (-)	- 【-】	1,900,675 (100.0)	9,211 【0.5】	1,900,675 <1.3>	9,211 【0.5】
計		41,959,091 (29.5)	3,193,330 【7.6】	100,467,740 (70.5)	40,366,896 【40.2】	142,426,831 <100>	43,560,226 【30.6】

注(1) 一般会計、特別会計の()書きは、合計に対する割合である。

注(2) うち庁費的経費の【 】書きは、一般会計、特別会計及び合計に対する割合である。

注(3) 合計の< >書きは、計に占める割合である。

検査対象の組織別に一般会計及び特別会計を合わせた計上割合をみると、地方整備局35.9%、本省33.5%、地方航空局23.8%となっており、これらで全体の93.1%を占めている。

前記の図表1-2の09庁費の会計別支出済歳出額を比較のために再掲すると、次のとおりとなっている。

図表1-2 09庁費の組織別、会計別支出済歳出額（平成18、19両年度）＜再掲＞

上段：金額（単位：千円）
下段：割合（単位：％）

本省及び地方支分部局	年度	一般会計支出済歳出額	特別会計支出済歳出額								特別会計小計	合計
			特定国有財産整備	都市開発資金融通	治水	道路整備	港湾整備	空港整備	自動車損害賠償保障事業	自動車検査登録		
本省	平成18	34,174,044 (54.6)	- (-)	5,250 (0.0)	296,256 (0.5)	532,668 (0.9)	22,841 (0.0)	18,257,672 (29.1)	434,772 (0.7)	8,923,331 (14.2)	28,472,793 (45.4)	62,646,837 【39.1】
	19	37,914,865 (58.1)	- (-)	2,470 (0.0)	89,019 (0.1)	505,244 (0.8)	48,161 (0.1)	16,965,937 (26.0)	379,522 (0.6)	9,309,500 (14.3)	27,299,856 (41.9)	65,214,722 【38.6】
地方整備局	18	28,088,635 (69.4)	- (-)	- (-)	5,448,274 (13.5)	5,897,120 (14.6)	965,541 (2.4)	63,719 (0.2)	- (-)	2,604 (0.0)	12,377,260 (30.6)	40,465,895 【25.3】
	19	33,630,002 (73.8)	108,697 (0.2)	- (-)	5,220,900 (11.5)	5,706,076 (12.5)	811,975 (1.8)	62,021 (0.1)	- (-)	1,816 (0.0)	11,911,487 (26.2)	45,541,490 【27.0】
北海道開発局等	18	2,261,366 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	412 (0.0)	412 (0.0)	2,261,778 【1.4】
	19	2,263,293 (95.5)	105,839 (4.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	453 (0.0)	106,292 (4.5)	2,369,585 【1.4】
地方運輸局等	18	3,559,879 (52.5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3,217,225 (47.5)	3,217,225 (47.5)	6,777,104 【4.2】
	19	3,296,101 (51.3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3,133,461 (48.7)	3,133,461 (48.7)	6,429,562 【3.8】
地方航空局	18	59,600 (0.1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	48,016,924 (99.9)	- (-)	- (-)	48,016,924 (99.9)	48,076,525 【30.0】
	19	60,725 (0.1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	49,338,538 (99.9)	- (-)	- (-)	49,338,538 (99.9)	49,399,264 【29.2】
計	18	68,143,525	-	5,250	5,744,530	6,429,788	988,382	66,338,317	434,772	12,143,573	92,084,616	160,228,141
	19	77,164,989	214,536	2,470	5,309,920	6,211,321	860,137	66,366,496	379,522	12,445,231	91,789,635	168,954,624
総計		145,308,514	214,536	7,720	11,054,450	12,641,110	1,848,520	132,704,813	814,294	24,588,804	183,874,251	329,182,766

注(1) 一般会計及び特別会計の支出済歳出額の（ ）書きは、合計に占める割合である。

注(2) 一般会計と特別会計の合計の【 】書きは、各年度の計に占める割合である。

注(3) 特定国有財産整備特別会計については、財務省との共管である。

19年度の09庁費の支出済歳出額における特別会計の計上割合は、本省及び地方運輸局等は41.9%及び48.7%、地方整備局は26.2%、北海道開発局はほぼ全額が一般会計、地方航空局はほぼ全額が特別会計となっているが、庁費等に係る支払における特別会計の計上割合は、次のとおりとなっている。

地方航空局はほぼ全額が特別会計の支払となっていて、09庁費の支出済歳出額と同様となっている。また、地方運輸局等は36.5%となっていて、09庁費の支出済歳出額の計上割合（48.7%）よりも低くなっているが、検査の対象としていない事務所等の支出を除くとほぼ同様となる。

本省は44.7%となっていて、09庁費の支出済歳出額の計上割合（41.9%）とほぼ同様となっている。

一方、地方整備局及び北海道開発局は地方整備局75.4%、北海道開発局80.1%となっていて、いずれも09庁費の支出済歳出額の計上割合よりも高くなっている。また、地方整備局及び北海道開発局においては、本局に比べて事務所等の方が特別会計の計上割合が高くなっており、地方整備局では本局58.8%、事務所等96.5%、また、北海道開発局では本局68.2%、事務所等88.7%となっている。

(2) 検査対象の組織別の計上区分及び執行

検査対象の組織別にみると、庁費的経費からの支払がない地方運輸局等や計上割合が低い本省、地方航空局及び航空交通管制部については、庁費等に係る支払がほぼ09庁費によるものだけであることから、09庁費の支出済歳出額の計上割合と同様となっている。

一方、地方整備局及び北海道開発局については、特別会計において庁費的経費の支払が多くなっていることから、庁費等に係る支払に対する特別会計の計上割合は、09庁費の支出済歳出額の計上割合より高くなっている。

このため、以下においては、庁費等の支払に対して庁費的経費の支払が多い地方整備局及び北海道開発局について、庁費的経費はどのような費途に多く執行されているのか分析した。

ア 地方整備局（本局及び事務所等）

庁費等に係る支払の一般会計、特別会計別の計上割合及び庁費的経費の費途別の支払金額を本局・事務所等別にみると、図表5-2のとおりとなっている。

図表5-2 庁費等に係る支払の会計別等の計上割合等(平成19年度)

①地方整備局(本局)

上段:支払金額(単位:千円)
下段:割合(単位:%)

区分 費途	一般会計		特別会計		合計	
		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費
備品費	31,466 (1.6)	2,645 【8.4】	1,997,716 (98.4)	1,961,696 【98.2】	2,029,183 <7.1>	1,964,341 【96.8】
消耗品費	152,323 (18.5)	14,105 【9.3】	668,870 (81.5)	562,925 【84.2】	821,194 <2.9>	577,030 【70.3】
被服費	5,595 (6.4)	537 【9.6】	81,527 (93.6)	77,037 【94.5】	87,123 <0.3>	77,575 【89.0】
印刷製本費	60,557 (17.8)	14,943 【24.7】	279,071 (82.2)	269,026 【96.4】	339,629 <1.2>	283,969 【83.6】
通信運搬費	164,615 (20.5)	26,926 【16.4】	638,540 (79.5)	503,002 【78.8】	803,156 <2.8>	529,928 【66.0】
光熱水料	169,018 (50.7)	6,238 【3.7】	164,369 (49.3)	135,446 【82.4】	333,388 <1.2>	141,684 【42.5】
借料及び損料	852,635 (18.2)	71,577 【8.4】	3,835,475 (81.8)	3,659,888 【95.4】	4,688,110 <16.4>	3,731,466 【79.6】
会議費	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	- <->	- 【-】
賃金	178,962 (18.1)	14,463 【8.1】	807,686 (81.9)	756,967 【93.7】	986,648 <3.4>	771,430 【78.2】
保険料	18,419 (16.5)	1,658 【9.0】	93,036 (83.5)	84,580 【90.9】	111,455 <0.4>	86,238 【77.4】
児童手当拠出金	19,118 (15.3)	7 【0.0】	105,782 (84.7)	276 【0.3】	124,900 <0.4>	284 【0.2】
自動車交換差金	- (-)	- 【-】	277,795 (100.0)	277,795 【100.0】	277,795 <1.0>	277,795 【100.0】
雑役務費	10,127,108 (56.4)	1,884,760 【18.6】	7,819,267 (43.6)	5,934,687 【75.9】	17,946,376 <62.7>	7,819,448 【43.6】
自動車維持費	1,538 (38.3)	- 【-】	2,482 (61.7)	- 【-】	4,020 <0.0>	- 【-】
燃料費	7,641 (75.0)	73 【1.0】	2,549 (25.0)	406 【16.0】	10,191 <0.0>	480 【4.7】
職員厚生経費	11,804 (24.7)	- 【-】	35,894 (75.3)	30 【0.1】	47,698 <0.2>	30 【0.1】
計	11,800,805 (41.2)	2,037,935 【17.3】	16,810,067 (58.8)	14,223,768 【84.6】	28,610,873 <100>	16,261,704 【56.8】

注(1) 一般会計、特別会計の()書きは、合計に対する割合である。

注(2) うち庁費的経費の【】書きは、一般会計、特別会計及び合計に対する割合である。

注(3) 合計の<>書きは、計に占める割合である。

地方整備局(本局)については、庁費等に係る支払の特別会計の計上割合は58.8%であり、そのうち庁費的経費の計上割合は84.6%と大半を占めている。

特別会計について、庁費等に係る支払に占める庁費的経費の計上割合をみると、100%となっている費途は自動車交換差金であり、計上割合が比較的高い費途は、備品費(98.2%)、印刷製本費(96.4%)、借料及び損料(95.4%)、被服費(94.5%)及び賃金(93.7%)となっている。逆に、計上割合がほとんどない費途は、自動車維持費(0%)、職員厚生経費(0.1%)及び児童手当拠出金(0.3%)となつて

いる。

②地方整備局（事務所等）

上段：支払金額（単位：千円）

下段：割合（単位：%）

区分 費途	一般会計		特別会計		合計	
		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費
備品費	44,036 (6.0)	39,386 【89.4】	693,993 (94.0)	687,095 【99.0】	738,030 <3.3>	726,482 【98.4】
消耗品費	41,215 (7.0)	39,162 【95.0】	544,027 (93.0)	522,946 【96.1】	585,242 <2.6>	562,109 【96.0】
被服費	- (-)	- 【-】	2,743 (100.0)	2,743 【100.0】	2,743 <0.0>	2,743 【100.0】
印刷製本費	3,076 (1.6)	- 【-】	192,292 (98.4)	188,138 【97.8】	195,369 <0.9>	188,138 【96.3】
通信運搬費	10,289 (1.4)	4,232 【41.1】	729,127 (98.6)	657,602 【90.2】	739,417 <3.3>	661,835 【89.5】
光熱水料	201,074 (5.8)	195,700 【97.3】	3,279,748 (94.2)	3,124,721 【95.3】	3,480,822 <15.5>	3,320,422 【95.4】
借料及び損料	31,635 (1.7)	19,691 【62.2】	1,811,648 (98.3)	1,719,759 【94.9】	1,843,283 <8.2>	1,739,451 【94.4】
会議費	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	- <->	- 【-】
賃金	36,176 (2.1)	30,422 【84.1】	1,695,107 (97.9)	1,669,594 【98.5】	1,731,284 <7.7>	1,700,017 【98.2】
保険料	3,764 (1.8)	2,866 【76.2】	199,796 (98.2)	179,290 【89.7】	203,561 <0.9>	182,157 【89.5】
児童手当拠出金	9 (0.2)	8 【87.1】	3,787 (99.8)	3,787 【100.0】	3,796 <0.0>	3,795 【100.0】
自動車交換差金	0 (0.0)	0 【100.0】	120,392 (100.0)	120,364 【100.0】	120,392 <0.5>	120,364 【100.0】
雑役務費	411,444 (3.4)	286,208 【69.6】	11,773,448 (96.6)	10,617,534 【90.2】	12,184,893 <54.2>	10,903,742 【89.5】
自動車維持費	8,421 (1.5)	7,934 【94.2】	553,978 (98.5)	506,188 【91.4】	562,399 <2.5>	514,122 【91.4】
燃料費	- (-)	- 【-】	81,425 (100.0)	73,192 【89.9】	81,425 <0.4>	73,192 【89.9】
職員厚生経費	- (-)	- 【-】	20,164 (100.0)	6,681 【33.1】	20,164 <0.1>	6,681 【33.1】
計	791,145 (3.5)	625,614 【79.1】	21,701,682 (96.5)	20,079,643 【92.5】	22,492,827 <100>	20,705,258 【92.1】

注(1) 一般会計、特別会計の（ ）書きは、合計に対する割合である。

注(2) うち庁費的経費の【 】書きは、一般会計、特別会計及び合計に対する割合である。

注(3) 合計の< >書きは、計に占める割合である。

地方整備局（事務所等）については、特別会計の計上割合は96.5%であり、そのうち庁費的経費の計上割合は92.5%とほとんどを占めている。

特別会計について、庁費等に係る支払に占める庁費的経費の計上割合をみると、職員厚生経費（33.1%）を除いては、全般的に庁費的経費の計上割合が高くなっている。庁費的経費の計上割合が100%となっている費途は、被服費、児童手当拠出金及び自動車交換差金であり、また、庁費的経費の計上割合が比較的高い費途は、備

品費（99.0%）、賃金（98.5%）、印刷製本費（97.8%）、消耗品費（96.1%）及び光熱水料（95.3%）となっている。

イ 北海道開発局（本局及び事務所等）

庁費等に係る支払の一般会計、特別会計別の計上割合及び庁費的経費の費途別の支払金額を北海道開発局の本局・事務所等別にみると、図表5-3のとおりとなっている。

なお、北海道開発局は、地方整備局と異なって工事費関係の09庁費が一般会計に計上されており、特別会計における庁費的経費の計上割合は、すべての費途でほぼ100%となっているため一般会計と特別会計の合計により分析した。

図表5-3 庁費等に係る支払の会計別等の計上割合等(平成19年度)

①北海道開発局(本局)

上段：支払金額(単位：千円)
下段：割合(単位：%)

区分 費途	一般会計		特別会計		合計	
		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費
備品費	11,209 (66.0)	- 【-】	5,775 (34.0)	5,775 【100.0】	16,984 <0.9>	5,775 【34.0】
消耗品費	22,633 (30.7)	6,552 【28.9】	51,055 (69.3)	50,705 【99.3】	73,689 <3.8>	57,257 【77.7】
被服費	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	<->	- 【-】
印刷製本費	2,500 (12.6)	30 【1.2】	17,313 (87.4)	17,313 【100.0】	19,813 <1.0>	17,344 【87.5】
通信運搬費	44,086 (19.5)	6,348 【14.4】	182,501 (80.5)	182,501 【100.0】	226,587 <11.6>	188,849 【83.3】
光熱水料	34,958 (90.8)	246 【0.7】	3,545 (9.2)	3,545 【100.0】	38,503 <2.0>	3,791 【9.8】
借料及び損料	112,396 (41.2)	6,639 【5.9】	160,102 (58.8)	156,804 【97.9】	272,498 <13.9>	163,444 【60.0】
会議費	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	<->	- 【-】
賃金	22,416 (87.1)	- 【-】	3,312 (12.9)	3,312 【100.0】	25,728 <1.3>	3,312 【12.9】
保険料	2,931 (90.2)	- 【-】	317 (9.8)	317 【100.0】	3,249 <0.2>	317 【9.8】
児童手当拠出金	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	<->	- 【-】
自動車交換差金	15,081 (70.6)	- 【-】	6,279 (29.4)	6,279 【100.0】	21,360 <1.1>	6,279 【29.4】
雑役務費	299,583 (25.2)	15,296 【5.1】	890,384 (74.8)	890,089 【100.0】	1,189,967 <60.7>	905,386 【76.1】
自動車維持費	2,063 (100.0)	- 【-】	- (-)	- 【-】	2,063 <0.1>	- 【-】
燃料費	54,258 (78.4)	1,089 【2.0】	14,967 (21.6)	14,967 【100.0】	69,225 <3.5>	16,056 【23.2】
職員厚生経費	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	<->	- 【-】
計	624,119 (31.8)	36,203 【5.8】	1,335,553 (68.2)	1,331,610 【99.7】	1,959,673 <100>	1,367,814 【69.8】

注(1) 一般会計、特別会計の()書きは、合計に対する割合である。

注(2) うち庁費的経費の【】書きは、一般会計、特別会計及び合計に対する割合である。

注(3) 合計の<>書きは、計に占める割合である。

北海道開発局(本局)については、特別会計の計上割合は68.2%であり、そのほとんどが庁費的経費の支払となっている。

一般会計及び特別会計の合計について、庁費等に係る支払に占める庁費的経費の計上割合をみると、計上割合が比較的高い費途は、印刷製本費(87.5%)、通信運搬費(83.3%)、消耗品費(77.7%)及び雑役務費(76.1%)であり、逆に計上割合が比較的低い費途は、光熱水料(9.8%)、保険料(9.8%)、賃金(12.9%)、燃料費(23.2%)及び自動車交換差金(29.4%)となっている。

②北海道開発局（事務所等）

上段：支払金額（単位：千円）

下段：割合（単位：％）

区分 費途	一般会計		特別会計		合計	
		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費
備品費	251 (2.0)	251 【100.0】	12,204 (98.0)	12,204 【100.0】	12,455 <0.5>	12,455 【100.0】
消耗品費	9,028 (12.9)	6,971 【77.2】	61,052 (87.1)	61,052 【100.0】	70,081 <2.6>	68,023 【97.1】
被服費	- (-)	- 【-】	15,628 (100.0)	15,628 【100.0】	15,628 <0.6>	15,628 【100.0】
印刷製本費	2,074 (28.2)	205 【9.9】	5,271 (71.8)	5,271 【100.0】	7,345 <0.3>	5,476 【74.6】
通信運搬費	13,694 (18.7)	3,285 【24.0】	59,632 (81.3)	59,632 【100.0】	73,327 <2.7>	62,918 【85.8】
光熱水料	30,078 (8.3)	2,166 【7.2】	332,865 (91.7)	332,865 【100.0】	362,943 <13.4>	335,031 【92.3】
借料及び損料	15,575 (5.2)	10,318 【66.2】	282,395 (94.8)	282,395 【100.0】	297,970 <11.0>	292,713 【98.2】
会議費	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	- <->	- 【-】
賃金	12,133 (11.3)	12,133 【100.0】	94,890 (88.7)	94,890 【100.0】	107,023 <3.9>	107,023 【100.0】
保険料	667 (9.3)	464 【69.6】	6,490 (90.7)	6,490 【100.0】	7,158 <0.3>	6,955 【97.2】
児童手当拠出金	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	- <->	- 【-】
自動車交換差金	205 (0.6)	- 【-】	35,737 (99.4)	35,737 【100.0】	35,942 <1.3>	35,737 【99.4】
雑役務費	211,053 (12.8)	50,671 【24.0】	1,443,936 (87.2)	1,443,936 【100.0】	1,654,989 <60.9>	1,494,607 【90.3】
自動車維持費	3,781 (23.3)	285 【7.6】	12,454 (76.7)	12,454 【100.0】	16,236 <0.6>	12,740 【78.5】
燃料費	9,427 (16.7)	- 【-】	47,020 (83.3)	47,020 【100.0】	56,447 <2.1>	47,020 【83.3】
職員厚生経費	- (-)	- 【-】	- (-)	- 【-】	- <->	- 【-】
計	307,970 (11.3)	86,753 【28.2】	2,409,580 (88.7)	2,409,580 【100.0】	2,717,551 <100>	2,496,333 【91.9】

注(1) 一般会計、特別会計の（ ）書きは、合計に対する割合である。

注(2) うち庁費的経費の【 】書きは、一般会計、特別会計及び合計に対する割合である。

注(3) 合計の< >書きは、計に占める割合である。

北海道開発局（事務所等）については、特別会計の計上割合は88.7%であり、その全額が庁費的経費の支払となっている。

一般会計及び特別会計の合計について、庁費等に係る支払に占める庁費的経費の計上割合をみると、計上割合が100%となっている費途は備品費、被服費及び賃金となっている。また、庁費的経費の計上割合が比較的高い費途は、自動車交換差金（99.4%）、借料及び損料（98.2%）、保険料（97.2%）及び消耗品費（97.1%）となっている。

(3) 文書事務に共通的に使用される経費の計上区分及び執行

ア 一般会計及び特別会計の計上区分及び執行

文書事務に共通的に使用される経費の一般会計及び特別会計の計上区分や執行は、事業に応じて合理的に行う必要がある。そこで、これらの経費のうち、各部局等で共通的に書類作成等に使用され、比較的支払金額が多い電子複写用紙（以下「複写用紙」という。）及びトナーカートリッジに係る経費（以下、これらの経費を「文書事務経費」という。）の一般会計及び特別会計の計上区分等を分析した。

検査対象の組織別に、18、19両年度に支払われた文書事務経費を一般会計及び各特別会計別に区分してみると、図表5-4のとおりとなっている。

図表5-4 文書事務経費の会計別計上区分(平成18、19両年度)

①複写用紙

(単位：%)

検査対象の組織	会計区分		特別会計							
	年度	一般会計	治水	道路整備	港湾整備	空港整備	自動車検査登録	その他	計	
本省	平成18	(78.7)	24.6	9.2	—	57.6	0.7	8.0	(21.3)	
	19	(74.2)	33.8	—	—	55.5	0.5	10.3	(25.8)	
地方整備局	本局	18	(37.9)	36.5	39.8	16.9	6.0	—	0.8	(62.1)
		19	(34.3)	36.3	45.3	13.9	3.3	—	1.3	(65.7)
	事務所等	18	(4.3)	38.1	49.7	9.8	2.4	—	—	(95.7)
		19	(3.3)	40.9	48.5	9.3	1.3	—	—	(96.7)
	計	18	(18.5)	37.6	46.5	12.1	3.6	—	0.3	(81.5)
19	(18.7)	39.1	47.2	11.2	2.1	—	0.5	(81.3)		
北海道開発局	本局	18	(53.3)	19.9	45.9	7.4	0.8	1.1	24.8	(46.7)
		19	(41.8)	8.2	45.8	3.3	3.5	3.2	36.1	(58.2)
	事務所等	18	(4.2)	49.0	35.3	9.8	2.7	—	3.2	(95.8)
		19	(8.2)	53.3	35.2	3.4	2.3	—	5.7	(91.8)
	計	18	(17.6)	44.5	36.9	9.4	2.4	0.2	6.5	(82.4)
19	(18.3)	43.7	37.5	3.4	2.5	0.7	12.2	(81.7)		
地方運輸局等	18	(45.2)	—	—	—	—	97.4	2.6	(54.8)	
19	(35.1)	—	—	—	—	—	93.9	6.1	(64.9)	
地方航空局	18	(0.0)	—	—	—	100.0	—	—	(100.0)	
19	(0.3)	—	—	—	—	100.0	—	—	(99.7)	
航空交通管制部	18	(—)	—	—	—	100.0	—	—	(100.0)	
19	(—)	—	—	—	—	100.0	—	—	(100.0)	
合計	18	(31.2)	32.0	36.5	9.3	10.2	10.4	1.6	(68.8)	
	19	(30.0)	32.0	34.6	7.6	9.8	13.0	3.0	(70.0)	
	計	(30.6)	32.0	35.5	8.4	10.0	11.8	2.4	(69.4)	

注(1) その他は、登記、産業投資、労働保険、食糧管理、国営土地改良事業、特許、特定国有財産整備、自動車損害賠償保障事業各特別会計である。

注(2) ()書きは、一般会計及び特別会計の合計に占める割合である。

注(3) 各特別会計の数字は、特別会計全体に占める割合である。

②トナーカートリッジ

(単位：％)

検査対象の組織	会計区分		特別会計							
	年度	一般会計	治水	道路整備	港湾整備	空港整備	自動車検査登録	その他	計	
本省	平成18	(77.4)	34.4	16.6	—	46.3	—	2.6	(22.6)	
	19	(77.1)	18.2	13.9	15.1	51.7	—	1.2	(22.9)	
地方整備局	本局	18	(30.2)	33.9	41.9	21.1	2.9	—	0.2	(69.8)
		19	(22.5)	42.2	47.2	9.6	1.0	—	0.0	(77.5)
	事務所等	18	(3.5)	46.7	46.4	6.0	0.9	—	—	(96.5)
		19	(1.5)	47.9	46.3	5.2	0.6	—	—	(98.5)
	計	18	(15.3)	42.1	44.8	11.5	1.6	—	0.1	(84.7)
19	(13.7)	44.9	46.8	7.5	0.8	—	0.0	(86.3)		
北海道開発局	本局	18	(59.0)	33.2	48.7	18.2	—	—	—	(41.0)
		19	(61.9)	22.9	56.5	15.3	1.8	1.9	1.6	(38.1)
	事務所等	18	(7.8)	58.2	29.6	7.5	2.5	—	2.2	(92.2)
		19	(10.5)	57.3	29.2	2.3	1.5	—	9.8	(89.5)
	計	18	(27.2)	52.8	33.7	9.8	2.0	—	1.7	(72.8)
19	(23.2)	53.1	32.5	3.8	1.5	0.2	8.8	(76.8)		
地方運輸局等	18	(33.6)	—	—	—	—	97.5	2.5	(66.4)	
	19	(30.6)	—	—	—	—	96.5	3.5	(69.4)	
地方航空局	18	(3.4)	—	—	—	100.0	—	—	(96.6)	
	19	(2.4)	—	—	—	100.0	—	—	(97.6)	
航空交通管制部	18	(—)	—	—	—	100.0	—	—	(100.0)	
	19	(—)	—	—	—	100.0	—	—	(100.0)	
合計	18	(37.6)	30.4	28.6	7.0	13.4	19.6	1.0	(62.4)	
	19	(35.3)	29.4	28.6	5.8	12.9	21.8	1.5	(64.7)	
	計	(36.4)	29.9	28.6	6.3	13.1	20.8	1.3	(63.6)	

注(1) その他は、登記、労働保険、食糧管理、国営土地改良事業、特定国有財産整備、都市開発資金融通、自動車損害賠償保障事業各特別会計である。

注(2) ()書きは、一般会計及び特別会計の合計に占める割合である。

注(3) 各特別会計の数字は、特別会計全体に占める割合である。

文書事務経費の一般会計及び各特別会計別の計上区分をみると、地方航空局及び航空交通管制部においては一般会計からの支払はほとんどなく、ほぼ全額が空港整備特別会計から支払われている。これら以外の検査対象の組織における特別会計の計上割合をみると、本省は20%程度、地方運輸局等は60%程度、地方整備局及び北海道開発局は80%程度となっている。また、地方整備局及び北海道開発局においては、本局に比べて事務所等の方が特別会計の計上割合が高くなっており、公共事業関係費である治水、道路整備、港湾整備各特別会計からの支払が多くなっている。

特別会計における計上割合を年度別にみると、北海道開発局（本局）は、複写用紙は19年度が高いが、トナーカートリッジは18年度が高くなっている。

さらに、特別会計別の内訳をみると、本省は、18、19両年度において、治水特別会計で複写用紙24.6%、33.8%、トナーカートリッジ34.4%、18.2%、道路整備特別会計で複写用紙9.2%、0%、トナーカートリッジ16.6%、13.9%、港湾整備特別会計で複写用紙0%、0%、トナーカートリッジ0%、15.1%となっていて計上割合は

区々となっている。

一般会計及び特別会計においては、それぞれの事業に係る経費が計上されており、公共事業関係費についても、例外はあるものの基本的には工事費関係の予算科目と事務費関係の予算科目は同一会計に計上されている。このため、事業に応じて、文書事務経費が支出されれば、一般会計及び特別会計の計上割合、また、各特別会計の計上割合は同様の傾向となると考えられる。しかし、実際の計上割合は区々となっていて、合理的な計上区分は見いだせない。

また、検査対象の組織のうちには、一般会計には行政庁費として事項整理されている予算科目があるものの、文書事務経費には、この予算科目がほとんど充てられておらず、結果的にほとんどの支払が特別会計から行われている事態も見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例19>

[文書事務経費に係る支払が一般会計から行われていないもの]

東京航空局は、文書事務に必要な複写用紙、トナーカートリッジの事務用消耗品を毎年度多数購入しており、平成18、19両年度の購入金額は、それぞれ複写用紙2,430千円、3,613千円、トナーカートリッジ7,930千円、9,644千円となっている。

地方航空局については、一般会計に行政庁費が計上されており、また、空港整備特別会計に空港整備等に必要な経費等の様々な予算科目が計上されている。

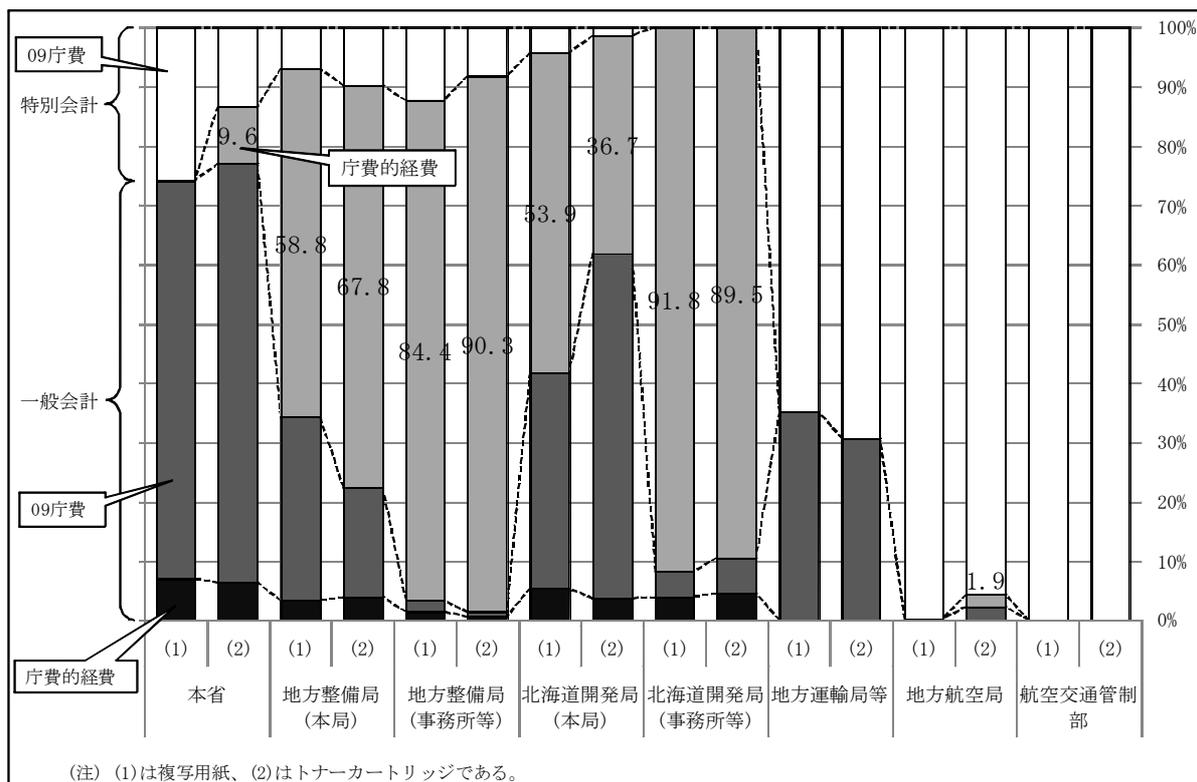
東京航空局における文書事務経費の一般会計及び同特別会計の計上区分についてみると、18年度では、文書事務経費は、すべて同特別会計から支払われていて、一般会計からの支払はなかった。また、19年度も、18年度とほぼ同様となっているが、複写用紙の購入については、一般会計からの支払が0.4%あった。

イ 09庁費と庁費的経費の計上区分及び執行

前記のとおり、庁費等には、09庁費と庁費的経費があり、公共事業関係費の多くを執行している地方整備局及び北海道開発局においては、特別会計の庁費的経費が多くなっている。

そこで、検査対象の組織別に、19年度の文書事務経費について、一般会計及び特別会計別に09庁費と庁費的経費の計上区分及び執行をみると、図表5-5のとおりとなっている。

図表5-5 文書事務経費の計上区分及び執行(平成19年度)



検査対象の組織別にみると、地方運輸局等及び航空交通管制部は、庁費的経費の支払が全くなく、地方航空局もほとんどない。

庁費的経費の支払がある検査対象の組織をみると、地方整備局及び北海道開発局は、大半が特別会計からの支払となっている。地方整備局及び北海道開発局については、本局に比べて、事務所等の方が庁費的経費の計上割合が高くなっており、地方整備局(事務所等)は84.4%、90.3%、北海道開発局(事務所等)は91.8%、89.5%とほとんどの支払が庁費的経費となっている。

特別会計における庁費的経費の計上割合を複写用紙及びトナーカートリッジ別にみると、本省、地方整備局(本局及び事務所等)は、トナーカートリッジの割合が高くなっているが、北海道開発局(本局及び事務所等)は、複写用紙の割合が高くなっている。

また、本省の庁費的経費の計上割合をみると、複写用紙については特別会計からの庁費的経費の支払はないが、トナーカートリッジについては特別会計からも庁費的経費が支払われていて計上割合は区々となっている。

庁費的経費は、工事等に必要なものという限定で庁費と同様の費途に適用するも

のであり、真に工事等に必要なものだけに限定して文書事務経費が支払われれば、その計上割合は同様の傾向となると考えられる。しかし、実際の計上割合は区々となっていて、合理的な計上区分は見いだせない。

また、同種の事業を行っている組織であっても庁費的経費の計上割合が大きく異なっていたり、大半が庁費的経費からの支払となっていたりして真に工事等に必要なものだけに限定しているのか確認できない事態も見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例20>

[文書事務経費における庁費的経費の計上割合が異なっているもの]

九州地方整備局(港湾空港関係)は、文書事務に必要な複写用紙、トナーカートリッジの事務用消耗品を、平成18、19両年度において、複写用紙1,590千円、1,736千円、トナーカートリッジ3,947千円、3,160千円で購入している。また、関東地方整備局(港湾空港関係)は、同様に、複写用紙3,044千円、2,896千円、トナーカートリッジ6,697千円、3,036千円で購入している。

地方整備局については、一般会計に行政庁費が計上されており、また、港湾事業等に必要な経費として港湾整備特別会計、空港整備等に必要な経費として空港整備特別会計に、それぞれ様々な予算科目が計上されている。

これらの文書事務経費に係る18、19両年度の予算科目別の支払をみると、九州地方整備局(港湾空港関係)は、複写用紙の購入はすべて庁費的経費となっており、また、トナーカートリッジも、庁費的経費の計上割合が18年度82.0%、19年度97.6%と大半を占めていた。

一方、関東地方整備局(港湾空港関係)については、庁費的経費の計上割合は複写用紙は18年度16.0%、19年度47.7%、トナーカートリッジは18年度40.6%、19年度52.8%となっていた。

このような状況となっている背景には、庁費等の予算額の制約も考えられるが、庁費的経費は、工事等に限定して支払うことができるとされているのに、両地方整備局(港湾空港関係)では、庁費的経費の計上割合が大きく異なっていた。

(4) タクシー使用金額の計上区分及び執行

本省の庁費等のうち、タクシー乗車券の使用金額等についてみると、19年度の使用

枚数は142,439枚、使用金額は1,262,210千円となっており、その大半は深夜帰宅用となっている。

これについて、職員の基本給を支出する会計（以下「所属会計」という。）とタクシー使用金額を支出した会計との関係を見ると、図表5-6のとおりとなっている。

図表5-6 タクシー使用金額の局等別・会計別内訳(平成19年度)

上段：職員数、使用金額（単位：人、千円）
下段：使用枚数（単位：枚）

局等名	職 員 数				使 用 金 額											
	一般会計	特別会計			計	一般会計	特 別 会 計						計			
		空港整備	自動車損害賠償保障事業	自動車検査登録			治水	道路整備	港湾整備	空港整備	自動車損害賠償保障事業	自動車検査登録		特 計		
大臣官房	848	—	—	—	848	159,994	—	—	—	—	—	—	—	—	500	160,494 (16,111)
総合政策局	738	—	—	—	738	129,296	—	—	—	—	—	—	—	—	—	129,296 (16,317)
国土計画局	116	—	—	—	116	22,368	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,368 (2,761)
土地・水資源局	131	—	—	—	131	23,189	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,189 (2,638)
都市・地域整備局	260	—	—	—	260	155,205	—	—	—	—	—	—	—	—	—	155,205 (16,357)
河川局	267	—	—	—	267	18,566	59,485	—	—	—	—	—	—	—	—	78,051 (8,913)
道路局	215	—	—	—	215	115,699	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115,699 (13,476)
住宅局	159	—	—	—	159	64,744	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64,744 (8,000)
鉄道局	162	—	—	—	162	47,934	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47,934 (5,884)
自動車交通局	112	—	62	75	249	42,153	—	—	—	—	11,156	36,411	—	—	—	89,721 (10,019)
海事局	290	—	—	—	290	41,259	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,259 (5,296)
港湾局	195	—	—	—	195	30,609	—	—	90,551	—	—	—	—	—	—	121,160 (16,143)
航空局	319	202	—	—	521	15,741	—	—	—	176,535	—	—	—	—	—	192,276 (17,712)
北海道局	111	—	—	—	111	20,808	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,808 (2,812)
計	3,923	202	62	75	4,262	887,570	59,485	—	90,551	176,535	11,156	36,411	500	—	—	1,262,210 (142,439)

大臣官房ほか11局（自動車交通局及び航空局を除く。）の職員の所属会計はすべて一般会計であるが、このうち、大臣官房、河川局及び港湾局においては、一般会計のほか特別会計からもタクシー使用金額を支出している。

なお、本省においては、20年6月以降タクシー乗車券の使用を取りやめて職員による立替払としている。そして、同年8月以降は、タクシー使用金額はすべて当該使用職員の所属会計から支出している。

(5) 前渡資金の交付状況

前渡資金は、会計法第17条において、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費その他経費の性質上主任の職員をして現金支払をなさしめなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で政令で定めるものとされていて、支出の特例として指定された経費に限定して認められたものである。

経費の指定は、その種類別に予決令第51条において第1号から第13号の経費が定められており、庁費等とほぼ同様の経費に執行されていると考えられる官署の日常業務を管理運営していくために必要な消耗品費等の庁中常用の雑費は、第4号で定められている。

また、主任の職員が手持ちすることができる金額については、その保管に属する資金の出納保管について負担する危険の防止を図るとともに、国庫金の固定化及びこの種の経費の性質上その濫用を防止する趣旨から限度額（以下「手持ち限度額」という。）が定められている。

手持ち限度額については、予決令第51条において定められ、さらに同令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第1条第2項で、財務大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、特例を設けて手持ち限度額を変更することができることとされている。

上記の規定に基づき、例えば庁中常用の雑費の手持ち限度額の場合は300万円と定められているが、主任の職員ごとに、必要に応じて過去の支払実績等を考慮して手持ち限度額を増額する変更を行っている。

庁費等の予算執行に係る検査の一環として、本局等から事務所等への庁中常用の雑費に係る前渡資金の交付状況等について検査したところ、手持ち限度額を上回る額の前渡資金が交付されていて、前渡資金の交付、管理等が適切とは認められない事態が、巻末別表3のとおり25か所見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例21>

[庁中常用の雑費に該当する経費を請負工事費等に係る前渡資金として交付を受けているもの]

九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所は、事務の執行に必要な人件費、庁中常用の雑費等を支払うため、九州地方整備局本局より前渡資金の交付を受けている。

手持ち限度額については、予決令第51条により、庁中常用の雑費、請負工事費等ごとに限度額（庁中常用の雑費：300万円、請負工事費等：500万円）が定められてい

る。

そして、同事務所は、資金の交付を受けるに当たって、複写機賃貸借保守料等の経費は工事に必要な経費であり、請負工事費等に当たると判断している。

しかし、複写機賃貸借保守料等の経費は請負工事費等ではなく庁中常用の雑費に該当するものである。

このため、同事務所が交付を受けた前渡資金を上記により分類して整理したところ、平成19年4月に既に約290万円の庁中常用の雑費を保管しているのに、更に約480万円の庁中常用の雑費の交付を受けているなどしており、手持ち限度額を上回る額の前渡資金の交付を受けていた。

<事例22>

[手持ち限度額を前渡資金を要する1件ごとの契約等の金額に適用しているもの]

福岡航空交通管制部は、事務の執行に必要な人件費、庁中常用の雑費等を支払うため、本省航空局より前渡資金の交付を受けている。

手持ち限度額については、庁中常用の雑費、請負工事費等ごとに限度額（庁中常用の雑費：300万円）が定められている。

この手持ち限度額は、常時保管する前渡資金の残高を制限するものであるが、同交通管制部では、手持ち限度額を前渡資金を要する1件ごとの契約等の金額に適用することとしていて、おおむね1か月間に支払を予定している契約等の金額の合計額に当たる前渡資金を1回の交付で受けている。

このため、同交通管制部は、平成19年4月に1回の前渡資金の交付で、約4650万円の庁中常用の雑費の交付を受けているなどしており、手持ち限度額を上回る額の前渡資金の交付を受けていた。

<事例23>

[庁中常用の雑費、請負工事費等の手持ち限度額を合計して、その合計額の範囲内となるように前渡資金の交付を受けているもの]

中部地方整備局三重河川国道事務所は、事務の執行に必要な人件費、庁中常用の雑費等を支払うため、中部地方整備局本局より前渡資金の交付を受けている。

同事務所では、庁中常用の雑費、請負工事費等として支払った過去の支払実績等を考慮し、平成19年度は手持ち限度額を変更して庁中常用の雑費1180万余円、請負工事費等1億1409万余円と定めていた。

そして、同事務所は、経費ごとの把握を行っておらず、庁中常用の雑費、請負工事費等の手持ち限度額を合計して、その合計額の範囲内となるように前渡資金の交付を受けている。

しかし、前渡資金の交付については、庁中常用の雑費、請負工事費等のそれぞれが手持ち限度額の範囲内となるように交付を受けることとされている。

したがって、同事務所が交付を受けた前渡資金を、上記により分類して整理したところ、19年10月25日に交付を受けた庁中常用の雑費、請負工事費等の前渡資金約8920万円のうち約8900万円は庁中常用の雑費に該当しているなどしており、手持ち限度額を上回る額の前渡資金の交付を受けていた。

(6) 金券類の管理

物品は、物品管理法（昭和31年法律第113号）等に基づき、適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図ることとされている。

検査対象の組織が19年度に購入している金券類は、換金性が高く現金と同等と認められる①切手類、②収入印紙等の証紙類、③電車、バス等の回数券類（磁気カード式も含む。）であり、その管理は受払簿や使用簿等により行われている。

検査対象の組織別に、19年度に購入した金券類に係る支払金額、年度末保有相当額を、上記の①から③の別にみると、図表5-7のとおりとなっている。

図表5-7 金券類に係る支払金額及び年度末保有相当額(平成19年度)

上段：支払金額、年度末保有相当額（単位：千円）

下段：割合（単位：％）

検査対象の組織		切手類		証紙類		回数券類	
		支払金額	年度末 保有相当額	支払金額	年度末 保有相当額	支払金額	年度末 保有相当額
本省		384	736 (191.4)	1,456	95 (6.6)	11,117	1,030 (9.3)
地方整備局	本局	2,284	1,735 (76.0)	3,431	22 (0.6)	1,866	554 (29.7)
	事務所等	5,155	3,179 (61.7)	22,986	16,626 (72.3)	6,073	2,728 (44.9)
	計	7,440	4,915 (66.1)	26,417	16,648 (63.0)	7,939	3,282 (41.3)
北海道開発局	本局	171	135 (78.7)	462	- (-)	176	114 (64.8)
	事務所等	3,008	1,555 (51.7)	12,820	731 (5.7)	60	17 (28.4)
	計	3,180	1,690 (53.2)	13,282	731 (5.5)	236	131 (55.5)
地方運輸局等		16,589	6,778 (40.9)	669	- (-)	3,893	1,790 (46.0)
地方航空局		1,225	150 (12.2)	24,765	3,021 (12.2)	2,992	212 (7.1)
航空交通管制部		-	- (-)	0	0 (100.0)	56	57 (102.1)
合計		28,819	14,270 (49.5)	66,591	20,497 (30.8)	26,236	6,504 (24.8)

(注) 年度末保有相当額の()書きは、支払金額に対する割合である。

金券類に係る19年度支払金額は、証紙類（66,591千円）が最も多く、次に切手類（28,819千円）及び回数券類（26,236千円）となっている。切手類は地方運輸局等、証紙類は地方整備局の事務所等及び地方航空局、回数券類は本省において主に購入している。

また、年度末保有相当額（回数券類については利用可能額）については、切手類（14,270千円）及び証紙類（20,497千円）は比較的多額となっているが、検査対象の組織別には、支払金額に対する年度末保有相当額の割合は区々となっている。

そこで、切手類及び証紙類について、19年度支払金額に対する年度末保有相当額の割合をみると、図表5-8のとおりとなっている。

図表5-8 支払金額に対する年度末保有相当額の割合(平成19年度)

上段：箇所数(単位：箇所)
下段：割合(単位：%)

検査対象の組織	切手類					証紙類				
	50%未満	50%以上 100%未満	100%以上	うち200% 以上	合計	50%未満	50%以上 100%未満	100%以上	うち200% 以上	合計
本省	1 (33.3)	- (-)	2 (66.7)	1 (33.3)	3	1 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	1
地方整備局	9 (69.2)	2 (15.4)	2 (15.4)	2 (15.4)	13	5 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	5
	23 (39.7)	26 (44.8)	9 (15.5)	3 (5.2)	58	20 (43.5)	12 (26.1)	14 (30.4)	5 (10.9)	46
	32 (45.1)	28 (39.4)	11 (15.5)	5 (7.0)	71	25 (49.0)	12 (23.5)	14 (27.5)	5 (9.8)	51
北海道開発局	- (-)	1 (100.0)	- (-)	- (-)	1	1 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	1
	8 (38.1)	11 (52.4)	2 (9.5)	1 (4.8)	21	13 (92.9)	1 (7.1)	- (-)	- (-)	14
	8 (36.4)	12 (54.5)	2 (9.1)	1 (4.5)	22	14 (93.3)	1 (6.7)	- (-)	- (-)	15
地方運輸局等	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	- (-)	10	2 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	2
地方航空局	1 (50.0)	- (-)	1 (50.0)	1 (50.0)	2	4 (80.0)	- (-)	1 (20.0)	1 (20.0)	5
航空交通管制部	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	- (-)	- (-)	1 (100.0)	- (-)	1
合計	47 (43.5)	43 (39.8)	18 (16.7)	8 (7.4)	108	46 (61.3)	13 (17.3)	16 (21.3)	6 (8.0)	75

(注) 下段の()書きは切手類、証紙類の各箇所数の合計に対する割合である。なお、証紙類については、収入印紙等の品目ごとに算出している。

各検査対象の組織における19年度支払金額に対する年度末保有相当額の割合をみると、切手類は50%未満と50%以上100%未満がそれぞれ4割程度となっているが、証紙類は50%未満が6割程度、50%以上100%未満は2割弱となっていて、切手類より証紙類の方が年度末保有相当額の割合が低い。しかし、年度末保有相当額の割合が100%以上(年度末保有相当額が支払金額よりも多い。)のものについてみると、切手類より証紙類の方が割合が高い。また、年度末保有相当額の割合が200%以上(年度末保有相当額が支払金額の2倍以上となっている。)のものも切手類で7.4%、証紙類で8.0%ある。

このように、切手類及び証紙類の年度末における保有相当額は、少ないところもある一方、支払金額以上となっているところも見受けられる。このような原因としては、保有している券種別の額面金額と使用したい額面金額が一致しないことにもよるが、必要な都度購入することなくまとめて購入していることなどによると認められる。

金券類は、前記のとおり、厳重な管理を要することなどを考慮すると、使用状況等を十分勘案した上で適切な購入等を行い、多額の金額に相当する金券類、特に高額な金券類を常時保有することのないよう管理方法等を検討すべき事態が見受けられた。その事例を示すと次のとおりである。

<事例24>

[多額の金額に相当する金券類を管理しているもの]

大阪航空局は、土地売買及び賃貸借契約に必要な収入印紙を、毎年度多数購入し、受払簿により管理している。

この収入印紙について同航空局では、土地売買及び賃貸借契約が多いことなどから、契約に必要な都度購入することなくまとめて購入していた。

その保有相当額は平成18年度末1,985千円、19年度末2,329千円であり、一方、購入及び使用した収入印紙の相当額は、18年度購入305千円、使用373千円、19年度購入820千円、使用475千円となっていて、購入・使用に比べて多額の収入印紙を常時保有していた。

このように、購入・使用に比べて多額の収入印紙を保有しているのは、使用する収入印紙は賃貸借契約に必要な200円相当がその大半となっているのに、使用頻度が少ない6万円相当や10万円相当等の高額な収入印紙を常時保有していることなどによるものであり、土地売買に必要な高額な収入印紙については、必要な都度購入するなど管理方法等を検討すべきであったと認められる。

(7) 厚生労働省における計上区分及び執行の状況

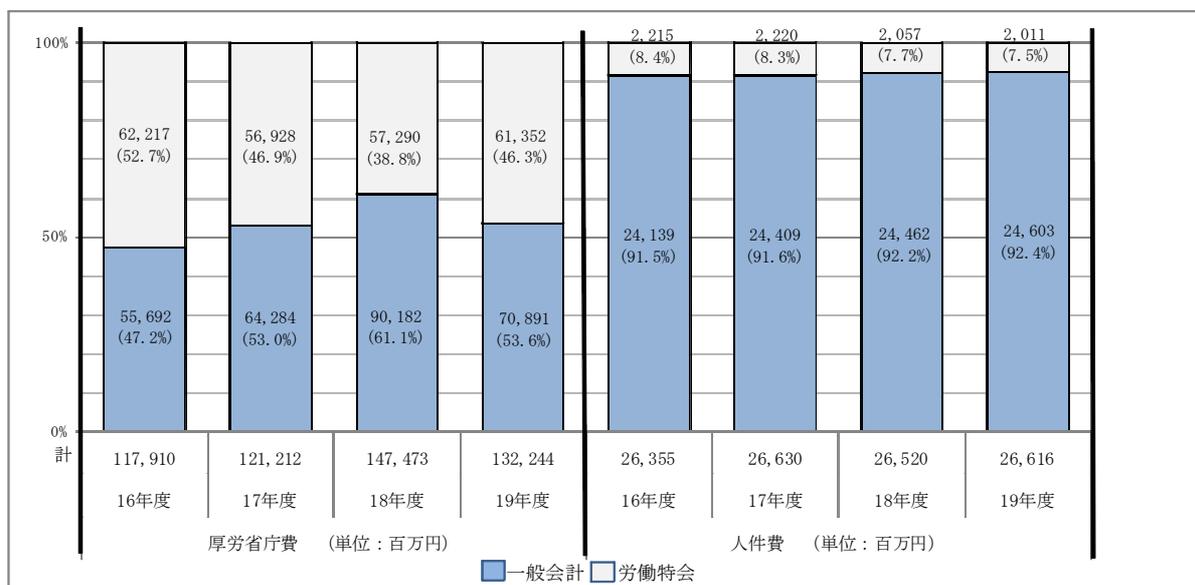
ア 厚労省庁費及び人件費の計上区分及び執行

(注2)

(ア) 16年度から19年度までの厚生労働本省の厚労省庁費及び人件費の執行状況をみると、図表5-9のとおりとなっている。

(注2) 厚生労働本省 厚生労働本省が支出した庁費のうち一般会計に係る支出済額の数値については、いわゆる労働行政に係るものに限られず、厚生労働本省が執行するすべての業務に係る支出が含まれている。また、人件費についても、同様に厚生労働本省に所属するすべての人員に係る支出が含まれている。

図表5-9 厚労省庁費及び人件費の執行状況（厚生労働本省）（平成16年度～19年度）



(注) 「割合 (%)」は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100にならない。また、金額は、単位未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても「計」欄の数値と一致しない場合がある。(以下同様。)

19年度の一般会計及び労働特会に係る厚労省庁費の支出済歳出額は、一般会計708億円(53.6%)、労働特会613億円(46.3%)、計1322億円となっている。また、16年度から19年度までの労働特会の占める割合は、38%から52%までの間で推移している。

これに対して、19年度の両会計に係る人件費の支出済歳出額は、一般会計246億円(92.4%)、労働特会20億円(7.5%)、計266億円となっている。また、16年度から19年度までの労働特会の占める割合は、いずれの年度も10%に満たない。

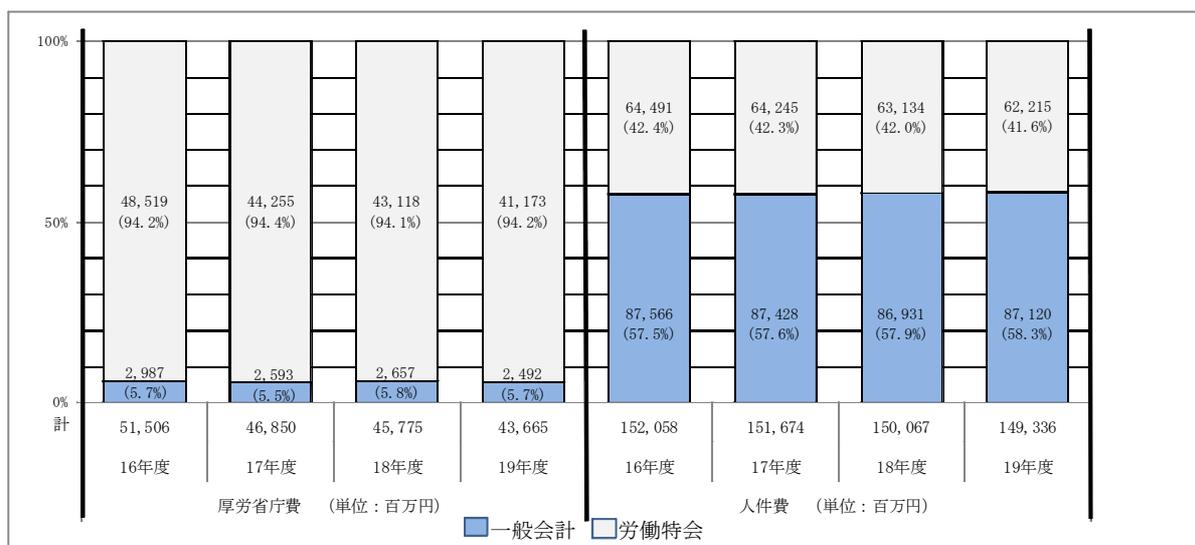
(注3)

なお、19年度の両会計の実人員は、一般会計3,240人(89.7%)、労働特会372人(10.2%)、計3,612人となっている。

(注3) 実人員 20年3月に給与を支給した者

(イ) 16年度から19年度までの47労働局の厚労省庁費及び人件費の執行状況をみると、図表5-10のとおりとなっている。

図表5-10 厚労省庁費及び人件費の執行状況（47労働局）（平成16年度～19年度）



19年度の両会計に係る厚労省庁費の支出済歳出額は、一般会計24億円（5.7%）、労働特会411億円（94.2%）、計436億円となっている。また、16年度から19年度までの労働特会の占める割合は、いずれの年度も90%を超えている。

これに対して、19年度の両会計に係る人件費の支出済歳出額は、一般会計871億円（58.3%）、労働特会622億円（41.6%）、計1493億円となっている。また、16年度から19年度までの労働特会の占める割合は、いずれの年度も42%程度となっている。

なお、19年度の両会計の実人員は、一般会計12,461人（55.3%）、労働特会10,070人（44.6%）、計22,531人となっている。

イ タクシー使用金額の計上区分及び執行

前記のとおり、一般会計から人件費を支出している厚生労働本省の職員に対して労働特会からタクシー使用金額が支出されていたことについて国会で議論された。そこで、19年度の厚労省庁費のうち、所属会計が労働特会である職員がいる17課室及び労働特会の職員はいないが労働特会のタクシー乗車券を使用した12課室、計29課室におけるタクシー乗車券の使用金額等についてみたところ、次のような状況となっている。

タクシー乗車券は深夜帰宅用として使用されており、タクシー使用金額の合計は1億7480万円となっている。これらについて、所属会計とタクシー使用金額を支出した会計との関係を見ると、職員の所属会計と異なる会計からタクシー使用金額を支

出しているものが26課室において見受けられた。

上記29課室のタクシー使用金額の所属会計別・支出会計別内訳をみると、図表5-11のとおりとなっている。

(注4) 所属会計とタクシー使用金額を支出した会計 所属会計とタクシー使用金額を支出した会計には、労働特会の各勘定も含む。(以下、超過勤務手当についても同じ。)

図表5-11 深夜帰宅用として使用されたタクシー乗車券のタクシー使用金額の所属会計別・支出会計別内訳 (厚生労働本省) (平成19年度)

単位：上段：人
中段：枚
下段：千円

所属会計		支出会計	一般会計	労働特会			合計
				労災勘定	雇用勘定	徴収勘定	
一般会計		使用人数	383	150	200	40	773
		使用枚数	8,051	2,737	2,423	163	13,374
		使用金額	74,008	26,901	23,415	1,863	126,188
労働特会	労災勘定	使用人数	4	125	3	9	141
		使用枚数	73	2,246	6	63	2,388
		使用金額	376	23,244	65	403	24,090
	雇用勘定	使用人数	9	2	51	10	72
		使用枚数	142	5	1,787	215	2,149
		使用金額	1,638	38	14,936	2,878	19,491
	徴収勘定	使用人数	0	0	0	21	21
		使用枚数	0	0	0	413	413
		使用金額	0	0	0	5,032	5,032
合計		使用人数	396	277	254	80	1,007
		(割合：%)	(39.3)	(27.5)	(25.2)	(7.9)	(100)
		使用枚数	8,266	4,988	4,216	854	18,324
		(割合：%)	(45.1)	(27.2)	(23.0)	(4.6)	(100)
		使用金額	76,023	50,184	38,417	10,178	174,803
(割合：%)	(43.4)	(28.7)	(21.9)	(5.8)	(100)		
所属会計と支出会計が異なるものの計		使用人数	13	152	203	59	427
		(割合：%)	(1.2)	(15.0)	(20.1)	(5.8)	(42.4)
		使用枚数	215	2,742	2,429	441	5,827
		(割合：%)	(1.1)	(14.9)	(13.2)	(2.4)	(31.7)
		使用金額	2,014	26,940	23,480	5,145	57,581
		(割合：%)	(1.1)	(15.4)	(13.4)	(2.9)	(32.9)

職員の所属会計と異なる会計からタクシー使用金額を支出しているものは、使用人数427人、タクシー乗車券の使用枚数5,827枚、タクシー使用金額5758万円となっていて、タクシー使用金額計1億7480万円の32.9%を占めている。

このような状況となっている理由について、厚生労働本省は、一般会計と労働特会の業務が混在していて両業務を区分することが実務的に難しいことから、各課室の業務内容や一般会計と労働特会の事業予算の規模の比率を勘案し、支出する会計

を課室単位ごとに特定するなどしてタクシー使用金額を支出してきたためとしている。

なお、厚生労働本省は、計上区分を対外的に分かりやすいものとし、合理的な根拠もなく職員の所属会計と異なる会計からタクシー使用金額を支出しているとの誤解を避けるためとして、20年12月までに、タクシー使用金額は、タクシー乗車券を使用する職員の所属会計から支出するよう方針を変更しており、これ以降、この変更後の方針により、タクシー使用金額を支出している。

一方、労働局においては、タクシー乗車券の使用実績はない。

ウ 超過勤務手当の計上区分及び執行

厚生労働本省及び労働局では、一般会計及び労働特会の業務が混在していて、職員がその所属会計とは異なる業務を行う場合もあると考えられる。そこで、超過勤務手当の支出状況をみたところ、次のとおりとなっている。

(ア) 厚生労働本省において、前記の19年度のタクシー乗車券を使用している29課室に在籍する職員に対する超過勤務手当の支出をみると、職員の所属会計と異なる会計から超過勤務手当を支出しているものが9課室において見受けられた。

上記29課室の超過勤務手当の支出状況の内訳をみると、図表5-12のとおりとなっている。

図表5-12 超過勤務手当の支出状況（厚生労働本省）（平成19年度）

（単位：千円）

所属会計	支出会計	一般会計	労働特会			合計
			労災勘定	雇用勘定	徴収勘定	
一般会計		546,120	24,807	29,005	1,652	601,585
労働特会	労災勘定	0	166,160	0	1,965	168,126
	雇用勘定	0	0	78,479	1,651	80,130
	徴収勘定	0	500	0	27,649	28,149
合計		546,120	191,468	107,484	32,918	877,991
(割合：%)		(62.2)	(21.8)	(12.2)	(3.7)	(100)
所属会計と支出会計が異なるものの計		0	25,307	29,005	5,268	59,581
(割合：%)		(0)	(2.8)	(3.3)	(0.6)	(6.7)

職員の所属会計と超過勤務手当を支出している会計が異なるものは、計5958万円となっていて、支出額計8億7799万円の6.7%を占めている。

このような状況となっている理由について、厚生労働本省は、一般会計と労働特会の業務が混在していて両業務を区分することが実務的に難しいことから、予算の状況等を勘案し、所属会計と異なる会計から超過勤務手当を支出する場合があったためとしている。

なお、厚生労働本省は、タクシー使用金額の支出と同様の理由で、20年9月から職員への超過勤務手当は、当該職員の所属会計から支出するよう方針を変更しており、これ以降、この変更後の方針により、超過勤務手当を支出している。

(イ) 47労働局において、19年度の超過勤務手当の支出をみると、職員の所属会計と異なる会計から超過勤務手当を支出しているものが47労働局すべてにおいて見受けられ、その内訳は図表5-13のとおりとなっている。

図表5-13 超過勤務手当の支出状況（47労働局）（平成19年度）

（単位：千円）

所属会計	支出会計	一般会計	労働特会			合計
			労災勘定	雇用勘定	徴収勘定	
一般会計		2,792,452	44,763	140,031	9,418	2,986,664
労働特会	労災勘定	112,388	731,544	1,598	23,605	869,137
	雇用勘定	455,453	1,670	1,134,841	17,675	1,609,641
	徴収勘定	139,901	23,471	42,203	285,038	490,615
合計		3,500,195	801,450	1,318,674	335,737	5,956,058
(割合：%)		(58.7)	(13.4)	(22.1)	(5.6)	(100)
所属会計と支出会計が異なるものの計		707,743	69,905	183,832	50,699	1,012,181
(割合：%)		(11.8)	(1.1)	(3.0)	(0.8)	(16.9)

職員の所属会計と超過勤務手当を支出している会計が異なるものは、計10億1218万円となっていて、支出額計59億5605万円の16.9%を占めている。

このような状況となっている理由について、各労働局は、厚生労働本省と同様であるとしており、21年4月に、超過勤務手当を支出する会計について、厚生労働本省と同様に方針を変更している。

エ 共通経費の計上区分及び執行

厚生労働本省及び47労働局の庁舎においては、一般会計と労働特会のそれぞれに所属する職員が在籍し、両会計の業務が行われているため、厚労省庁費のうち光熱水料、庁舎維持管理費等は両会計の業務に係る共通の経費（以下「共通経費」という。）となる。そこで、共通経費の計上区分についてみたところ、次のとおりとなっている。

(ア) 厚生労働本省における19年度の共通経費のうち、主な9項目を抽出して、その計上区分及び執行状況をみると、図表5-14のとおりとなっている。

図表5-14 共通経費の計上区分及び執行状況（厚生労働本省）（平成19年度）

単位：上段：人、千円
下段：%

共通経費項目等	一般会計	労働特会	その他の会計	合計
職員数	2,771 (94.2)	148 (5.0)	22 (0.7)	2,941 (100)
事務機器借料・保守料	221,049 (76.5)	67,701 (23.4)	0 (0)	288,750 (100)
庁舎警備に要する経費	111,299 (94.3)	5,842 (4.9)	857 (0.7)	118,000 (100)
電気料金	145,349 (94.3)	7,630 (4.9)	1,120 (0.7)	154,100 (100)
水道料金	31,815 (94.3)	1,670 (4.9)	245 (0.7)	33,730 (100)
電話料金	60,186 (87.4)	8,632 (12.5)	0 (0)	68,819 (100)
庁舎清掃に要する経費	44,277 (94.1)	2,429 (5.1)	341 (0.7)	47,048 (100)
L A Nに要する経費	37,611 (69.9)	16,128 (30.0)	0 (0)	53,739 (100)
給与システムに要する経費	24,575 (100)	0 (0)	0 (0)	24,575 (100)
ホームページの運用に要する経費	58,572 (88.6)	7,499 (11.3)	0 (0)	66,071 (100)
計	734,736 (85.9)	117,533 (13.7)	2,564 (0.3)	854,835 (100)

上記の9項目の共通経費の負担額は、一般会計7億3473万円、労働特会1億1753万円となっている。そして、これを項目別に一般会計と労働特会の負担をみると、庁舎警備に要する経費や水道料金等について両所属会計の予算定員割合によって

いたり、ホームページの運用に要する経費について過去の会計別の実績によって
いたり、給与システムに要する経費について会計別に区分することが困難である
として全額を一般会計の負担としていたりなどしている。

(ア) 47労働局における19年度の共通経費のうち、上記の9項目に地方合同庁舎の分担
金（労働局）及び地方合同庁舎の分担金（労働基準監督署及び公共職業安定所）
の2項目を加えた主な11項目を抽出して、その計上区分及び執行状況をみると、図
表5-15のとおりとなっている。

図表5-15 共通経費の計上区分及び執行状況（47労働局）（平成19年度）

〔単位：上段：人、千円〕
下段：％〕

会計名 共通経費項目等	一般会計	労働特会	合計	労働特会のみから経費を 支出している労働局数 (単位：局)
職員数	12,335 (55.1)	10,041 (44.8)	22,376 (100)	
事務機器借料・保守料	30,424 (1.9)	1,500,040 (98.0)	1,530,465 (100)	22
庁舎警備に要する経費	3,803 (1.0)	368,480 (98.9)	372,283 (100)	43
電気料金	36,689 (2.1)	1,689,003 (97.8)	1,725,693 (100)	32
水道料金	12,921 (4.3)	284,069 (95.6)	296,990 (100)	37
電話料金	18,343 (1.6)	1,125,478 (98.3)	1,143,822 (100)	20
庁舎清掃に要する経費	8,473 (1.1)	699,163 (98.8)	707,637 (100)	28
地方合同庁舎の分担金（局） （31局が支出（16局は支出なし））	36,486 (8.6)	382,977 (91.3)	419,464 (100)	14
地方合同庁舎の分担金 （労働基準監督署及び公共職業安定所） （43局が支出（4局は支出なし））	37,551 (5.0)	701,808 (94.9)	739,360 (100)	26
L A Nに要する経費 （42局が支出（5局は支出なし））	8,271 (6.0)	129,037 (93.9)	137,309 (100)	29
給与システムに要する経費	53,386 (26.6)	146,741 (73.3)	200,127 (100)	15
ホームページの運用に要する経費	31,701 (31.6)	68,605 (68.3)	100,307 (100)	18
計	278,053 (3.7)	7,095,406 (96.2)	7,373,460 (100)	

上記の11項目の共通経費の負担額は、一般会計2億7805万円、労働特会70億954
0万円となっている。これを項目別にみると、各項目とも労働特会のみから支出し
ている労働局が相当数あり、特に、庁舎警備に要する経費については、43労働局、

水道料金については37労働局がそれぞれ労働特会のみから支出している状況となっている。また、3労働局は、11項目すべての経費について労働特会のみから支出している。

このように、両会計で負担すべき経費について、労働特会のみから支出しているなど、労働局における計上区分が合理的とは認められない事態が見受けられた。

第3 検査の結果に対する所見

(1) 検査の結果の概要

会計検査院は、国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算の執行について、参議院から検査の要請を受けて検査を実施した。

検査に当たっては、国会等の議論や20年次に会計検査院が国土交通大臣に対し行った意見表示を踏まえて、特に車両管理業務の契約の状況に留意して検査するとともに、一般会計と特別会計の計上区分及び執行の状況については、一般会計から人件費を支出している厚生労働本省職員に対して労働特会からタクシー使用金額が支出されていたことなどが国会で議論され今回の要請となった経緯を踏まえて、厚生労働省についても併せて検査することとした。

検査においては、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から要請の事項、すなわち契約方法、契約手続などの状況、契約内容、契約金額などの状況、契約相手方の状況、一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況に着眼して検査を実施した。

検査は、国土交通本省のほか8地方整備局、北海道開発局、10地方運輸局等、2地方航空局、4航空交通管制部、さらに、地方整備局及び北海道開発局管内の108事務所等を対象とした。また、厚生労働省は、厚生労働本省のほか47労働局を対象とした。

検査の結果は次のとおりである。

ア 契約方法、契約手続などの状況

(ア) 18年度以降、20年度（12月まで）までの対象契約全体で見ると、企画競争等を経ない随意契約、指名競争契約の件数割合は低下する一方、一般競争契約の件数割合は上昇しており、国土交通省の随意契約の見直しによる効果が見受けられた。しかし、一般競争契約及び企画随契の応札（応募）者数は、1者応札（応募）の割合が40%以上を占め、一般競争契約においては増加傾向が見受けられる（14～16、

22、23ページ参照)。

- (イ) 一般競争契約の入札参加資格要件を必要以上に限定していて応札者の範囲が制限される可能性があると思われるもの、競争入札への参加や企画競争への提案書の提出の判断の決定等の資料となる説明書、仕様書等に十分業務内容等が記載されていないものなどが見受けられた(30～34ページ参照)。

イ 契約内容、契約金額などの状況

- (ア) 年間では多額となる事務用消耗品の購入を個別に少額随契等により行っているものが見受けられた(34～36ページ参照)。
- (イ) 契約内容の発注単位の設定について、経済性、競争性の点で集約化を検討すべきものが見受けられた(36ページ参照)。
- (ウ) 契約した業務範囲の設定が適切でないものや業務の実施方法について検討すべきものが見受けられた。また、広報誌の調達等について、多くの種類の広報誌を多数調達し、配布している状況が見受けられたが、20年度からその多くが調達を取りやめるなどしていた(37～40ページ参照)。
- (エ) 経済性等を考慮した仕様の設定を検討すべきもの、電話の契約料金について経済的な料金プランの利用を検討すべきものが見受けられた(40～44ページ参照)。
- (オ) 予定価格の算定について、参考見積りの徴取先を既契約者等に限定していたもの、予定数量の算出を誤ったものなどが見受けられた(46、47ページ参照)。

ウ 契約相手方の状況

- (ア) 「所管公益法人」が契約相手方となった契約は、企画競争等を経ない随意契約から企画随契や一般競争契約へと移行してきているが、応札(応募)者数については、いずれも「民間企業」が契約相手方となった契約と比較して、1者応札又は1者応募となっている割合が多く、落札率も高くなっていた(49～58ページ参照)。
- (イ) 指名競争契約及び企画競争等を経ない随意契約について、その適用理由に疑問があり、一般競争契約への移行を検討すべきものがあった(60、61、64、65ページ参照)。
- (ウ) 車両管理業務は、その多くが少数の応札者による指名競争契約となっており、また、一般競争契約についても、入札参加資格要件において公的機関との契約実績等を求めているものが見受けられた。これらについては、20年7月に通知を發し、8月以降に締結する契約からすべて入札参加資格要件に契約実績を求めない一般競

争契約とすることとされ、通知前は15%程度あった1者応札がなくなり、平均応札者数が増加している。

また、談合が行われていた地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び北海道開発局について、談合認定期間内とそれ以降の契約の応札者数及び落札率をみると、談合認定期間以降の契約は平均応札者数が増加し、平均落札率が低下していた（66～77ページ参照）。

エ 一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況

(ア) 一般会計と特別会計における計上割合は、地方整備局及び北海道開発局においては、庁費的経費の支払が多くなっていることから特別会計の計上割合が高くなっており、組織別では、本局よりも事務所等においてその計上割合が高くなっていた。また、文書事務経費については、一般会計からの支払がほとんどなく特別会計からの支払がほとんどとなっているものや会計別の計上割合等が同様の組織でも大きく異なっていて、庁費的経費の支払が真に工事等に必要なものだけに限定されているのか確認できないものも見受けられた（77～90ページ参照）。

(イ) タクシー使用金額の計上区分については、職員の所属会計と異なる会計から支出している状況となっていたが、本省においては20年6月以降タクシー乗車券の使用を取りやめるなどしていた（90、91ページ参照）。

(ウ) 前渡資金の交付に当たり、手持ちすることができる対象経費とその限度額の取扱いが適切でなく、限度額を上回る金額の交付を受けていたもの、また、各年度末に相当額の金券類が保有されているものがあつた（92～97ページ参照）。

(エ) 厚生労働省のタクシー使用金額及び超過勤務手当については、これらの支出会計と職員の所属会計とが異なる状況となっていたが、21年4月までに、タクシー使用金額及び超過勤務手当は、当該職員の所属会計から支出するよう方針を変更している。一方、労働局の共通経費については、計上区分が合理的とは認められない事態が見受けられた（99～105ページ参照）。

(2) 所見

昨今の厳しい財政状況の下で、我が国の行政は、改めて納税者の視点に立って無駄を省き、効率化を進めることが求められている。

国土交通省においても、16年度に「国土交通省行政効率化推進計画」を、18年度に「随意契約見直し計画」を定めるなど、効率化等を図ることとしてきたが、19年度中

の道路整備特別会計における暫定税率の延長などに関連して、改めて道路関係業務の執行のあり方、ひいては特別会計の支出について、国会をはじめ各方面で様々な議論がなされた。

庁費等については、行政コストの中でも行政の基本的な活動の基礎となる継続的な経費であることから、当該コストをより経済的、効率的なものとするには行政の効率化を進めていく上で最も基本的な課題であるが、継続的な支出であるが故に、安易に前例を踏襲しがちで、新たな視点からの提案を内部から提起しにくい側面もある。国土交通省においては、「道路関係業務の執行のあり方改革本部」の最終報告書等に基づいて、行政全般について各種の方策を実施している。また、21年度歳出予算では、真に工事等に関連した執行となるよう、庁費的経費から事務費関係の庁費等へ予算の組換えを行っているが、更に次のような点に留意することにより、経済的、効率的な庁費等の執行に努める必要がある。

- ア 今後とも契約方式の見直しに努め、一般競争契約の実施に当たっては、公正性、競争性等の確保に配慮して、必要以上に応札者の範囲を制限しないように入札参加資格要件を定めるとともに、競争入札への参加や企画競争への提案書の提出を希望する者に業務内容等について正確な情報を提供できるよう努める。
- イ 年間の使用量の多い事務用消耗品の購入に当たっては、個別に少額随契を行うことなく、単価契約による一括化を行うことにより、一般競争契約への移行に努める。契約発注単位の設定では、集約化により経済的かつ効率的な発注となるよう十分配慮する。業務の実施に当たっては、業務範囲の設定や業務の実施方法について財政状況等も考慮して継続の可否の検討や内容の見直し等に努める。また、購入品の仕様を経済的なものとするとともに、電話利用契約のうち、固定電話発携帯電話着の通話についても経済的な料金プランの利用に努める。積算基準等が整備されておらず参考見積りを基に予定価格を決定する場合は、市場価格を適切に反映した予定価格とするため、参考見積りの徴取先は原則として複数とし、特定の相手方に偏らないように配慮する。
- ウ 企画競争等を経ない随意契約から一般競争契約や企画随契等へ移行した契約についても、所管公益法人との契約に多く見られるような応札（応募）者がこれまでの契約相手方だけの契約とならないよう、入札参加資格要件の設定、契約内容の明示や発注単位の設定等、契約内容を検討するなどして、競争性の確保に努める。また、

一般競争契約以外の契約を適用する場合、契約相手方の決定に当たっては、特に客観性の確保に配慮して合理的なものとなるように努める。

エ 談合を行っていたとされた車両管理業務については、国土交通省では、20年8月以降に入札手続を開始する契約から違約金条項を付すこととしている。談合を行っていたとされた契約は、20年7月以前の契約であり、早急に談合等により生じた損害額の調査を行い、損害賠償請求権に係る時効が3年であることなども念頭に置きつつ、早期の損害回復に努める。さらに、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずる。

オ 庁費等の支払に当たっては、特別会計の設置目的、事業に沿った合理的な計上区分を行い、工事等との関連性等について第三者の理解が得やすい明確な内容とするよう努める。前渡資金の交付に当たっては、定められた経費が手持ち限度額の範囲で交付されるよう資金管理を徹底するとともに、金券類については使用状況等を十分勘案した上で適切な購入を行い、多額の金額に相当する金券類を常時保有することのないよう適切な管理を行う。

また、厚生労働省については、一般会計と労働特会間における労働局の共通経費の計上区分を合理的なものとなるよう、両会計の適切な負担について検討する必要がある。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、今後とも、庁費等の予算執行において、契約の公正性、競争性及び透明性の確保に向けた取組が着実に行われ、庁費等の支出が適正なものとなっているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

別表1 「予算目の区分表」における経費区分(費途)の説明(平成20年度版)

1. 備品費	(1)	事務用、事業(試験、研究、検査、検定、実験、実習、調査等)及び医療用の器具機械類その他の設備品及び標本等で、その性質及び形状を変ずることなく比較的長期の使用に耐えうるもの並びにこれらの附属品で器具機械として整理するものの代価
	(2)	図書(図書館等で保存、閲覧用に供するもの以外の新聞、雑誌、パンフレットの類を除く。)の代価
	(3)	自動車、船舶用諸品等購入の代価
	(4)	動物(試験、実験、研究、検定用で消費するものを除く。)の代価
		以上備品として台帳に登載するもの
2. 消耗品費	(1)	各種事務用品(コピー用紙、罫紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品類等)の代価
	(2)	事業用消耗品及び消耗材料の代価
		事業用(試験、研究、検査、検定、実験、実習等)、医療用等の消耗器材、薬品類、肥料、種苗、動物、植物、その他消耗品の代価
		新聞、官報、雑誌、パンフレット類の図書(備品費として整理するものを除く。)の代価 その他短時日に消耗しないが、その性質が長期使用に適しないもの及び器具機械として整理し難いものの代価
	(3)	飼育動物の飼料の代価
3. 被服費	(1)	国会の衛視長、衛視副長及び衛視に貸与する被服の代価
	(2)	自衛官等に給与又は貸与する被服の代価
	(3)	刑務所等の刑務官等、教官及び警察官(警部以上は初任の際に限る。)に給与又は貸与する被服の代価
	(4)	刑務所等被収容者の着用する被服の代価
	(5)	その他予算に基づいて給与又は貸与する被服の代価
		①各省各庁官署の守衛、船員等に対するもの②税関、検疫所、海上保安庁等の職員に対するもの③病院等の医師、看護師等及び看護師養成所等の生徒に対するもの④病院の患者に対するもの⑤その他予算に定めるもの
4. 印刷製本費	(1)	図書、文書、議案、図面、罫紙類、諸帳簿、パンフレット等の印刷代(用紙代を含む。)
	(2)	図書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、表装代
5. 通信運搬費	(1)	郵便料、電話料及びデータ通信料(電信電話架設料、電話加入料等を含む。)
	(2)	事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃
	(3)	近距離の乗船及び乗車の回数券
	(4)	有料道路の通行料
6. 光熱水料		電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料
7. 借料及び損料		器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料及び損料、車輛等の借上げ、駐車料等
8. 会議費		会議用及び式日用の茶菓弁当等の代価
9. 賃金		人夫作業員等日々雇用の単純労務に服する者(施設費関係を除く。)に対する賃金
10. 保険料	(1)	社会保険料
		①健康保険料②厚生年金保険料③船員保険料④労働保険料⑤介護保険料
	(2)	運送保険料
	(3)	火災保険料
	(4)	自動車損害賠償責任保険料
11. 児童手当拠出金		
12. 自動車交換差金		国の所有に属する自動車等の交換に要する差金
13. 雑役務費	(1)	倉庫料、証券保管料等
	(2)	器具機械等の修繕料、各種保守料及びクリーニング料
	(3)	事務及び事業上の新聞その他広告料
	(4)	速記料、翻訳料及び通訳料
	(5)	警備保安業務料、自動車運行管理業務料、電話交換業務料、物品取扱手数料、計器類検定料、鑑定料、設計料、試験料、運用手数料、加工手数料、集荷手数料、国債事務取扱手数料、売捌手数料、送金手数料
	(6)	授業料
	(7)	印紙及び貨幣の製造費
	(8)	テレビ受信料、清掃料、動物治療費、種付料、樹木手入れ料、ガラス入替費及びペンキ塗替費
	(9)	電気、電話、水道、ガス等の新增設、修繕工事費、配線模様替工事及び引込線工事費
	(10)	事務効率化等のためのシステム開発・運用の請負費
	(11)	畳、建具その他物品等の製造、加工、試作等の請負費
	(12)	建物、工作物の撤去作業及び整地作業の請負費
	(13)	式場、会場等仮設の請負費
	(14)	農業水利、下水道受益者負担金、その他工事等の負担金
14. 自動車維持費		自動車用の燃料の代価(各種燃料油等)、自動車修繕料、車検代、その他自動車用の消耗品の代価
15. 燃料費		庁用、事務用(試験、研究、検査、検定、実験、実習等)、医療用、船舶用等の燃料の代価(各種燃料油等)
16. 職員厚生経費		健康診断、レクリエーション、表彰の各経費等

別表2 国の契約方式

区分	要件	根拠条項
一般競争契約	(原則) 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、以下の場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。	会計法第29条の3第1項
指名競争に指付するものとされている競争に付すことができる場合	① 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合 ② 一般競争に付することが不利と認められる場合 ③ 契約に係る予定価格が少額である場合 a 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき b 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき c 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき d 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき など ④ その他	会計法第29条の3第3項 予決令第94条第1項等
随意契約によるものとされている契約に付すことができる場合	① 契約の性質又は目的が競争を許さない場合 ② 緊急の必要により競争に付することができない場合 ③ 競争に付することが不利と認められる場合 ④ 国の行為を秘密にする必要があるとき ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合 a 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき b 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき c 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき d 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき など ⑥ その他	会計法第29条の3第4項 予決令第99条等

別表3 本文中複数の事項等を一括して掲記している事態別一覧表

(単位：事項、箇所)

検査対象の組織	入札参加資格要件の設定に関して、その内容を必要以上に限定して応札者の範囲が制限される可能性があったと認められる事態	仕様書等に十分業務内容が記載されていないなどの事態	経済的な料金プランを利用すべき事態	参考見積りの徴取先を既契約者等に限定していた事態	予定数量の算出を誤ったり、適用すべき積算基準、単価が定められているのに使用していなかったりしていた事態	指名競争契約の内容からみて一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる事態	随意契約の内容からみて一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる事態	前渡資金の交付、管理等が適切とは認められない事態
本省	-	-	1	-	-	-	-	-
東北地方整備局	8	1	1	2	-	-	-	3
関東地方整備局	-	-	1	-	-	-	-	4
北陸地方整備局	2	-	1	-	-	-	-	-
中部地方整備局	3	-	1	1	-	-	-	1
近畿地方整備局	1	-	1	1	-	-	1	-
中国地方整備局	2	1	1	-	-	1	-	-
四国地方整備局	-	-	1	-	-	-	-	-
九州地方整備局	2	-	1	-	2	1	-	2
北海道開発局	2	-	1	-	-	-	2	1
北海道運輸局	-	3	-	-	-	-	-	-
関東運輸局	-	1	-	-	8	-	-	-
中国運輸局	-	-	1	2	-	-	1	-
四国運輸局	-	-	-	-	-	-	1	-
九州運輸局	-	-	-	-	1	-	-	-
神戸運輸監理部	-	-	1	-	-	-	-	-
東京航空局	9	-	1	-	-	-	-	4
大阪航空局	-	11	1	-	-	3	-	6
札幌航空交通管制部	-	-	1	-	-	-	-	1
東京航空交通管制部	-	1	1	-	-	-	-	1
福岡航空交通管制部	1	-	1	-	-	-	-	1
那覇航空交通管制部	-	-	1	-	-	-	-	1
計	30	18	18	6	11	5	5	25

注(1) 地方整備局及び北海道開発局には管内事務所等における契約等を含む。

注(2) 事項数は、同一業務契約で各年度に継続して契約された複数契約を一契約として集計した契約数。ただし、「経済的な料金プランを利用すべき事態」は、経済的な料金プランを利用すべき事態のあった組織の箇所数、また、「前渡資金の交付、管理等が適切とは認められない事態」は、適切とは認められない前渡資金の交付を受けていた事務所等の箇所数

注(3) 本表は本文中で複数の事項を一括して掲記している事態の検査対象の組織別の事項数を表示しているもので、本報告のすべての態様を示すものではない。